

事業計画書

社会福祉法人 桜谷福祉会

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《目 標》

- ① 法人・各事業所組織の活性化・経営基盤の強化
- ② 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ③ 地域貢献に向けた事業実践
- ④ 児童福祉施設の経営・運営改善
- ⑤ 人材確保・養成等福祉マンパワー対策の強化
- ⑥ 新規施設整備事業の積極的展開
- ⑦ 特別養護老人ホーム桜谷荘及びくるみ保育園の全面建替え事業に伴う移転先等に関する検討会議

本年度は、当法人基本理念に基づき、第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）を推進するため、次の目標を掲げて事業を実施する。

1 会 議

① 理事会（5 回）

当法人・施設運営の業務執行機関として、理事の職務の執行の監督、事業報告・決算の承認、事業計画、予算等を決議するため、以下の会議を行う。
また、法人本部の機能強化を図るため、報連相の徹底と職員教育の強化に努める。

会議名	内容	時期
第 222 回理事会	① 令和 6 年度法人・各事業所の事業報告案承認の件 ② 令和 6 年度決算案承認の件 ③ 令和 6 年度会計監査人の会計監査報告案承認の件 決算監査報告 ④ 令和 6 年度末における社会福祉充実残額の確定案承認の件 ⑤ 任期満了に伴う理事・監事の選任候補者の推薦案承認の件 ⑥ 任期満了に伴う評議員選任候補者の推薦案承認の件 ⑦ 任期満了に伴う会計監査人の選任候補者の推薦案承認の件 ⑧ 任期満了に伴う評議員選任・解任委員会委員の選任案承認の件 ⑨ 第 9 回定時評議員会の招集及び議案提案承認の件 ⑩ 理事の職務の執行状況	令和 7 年 6 月 3 日
第 223 回理事会	① 理事長の選任案承認の件 ② 副理事長の選任案承認の件 ③ 専務理事の選任案承認の件	令和 7 年 6 月 23 日
第 224 回理事会	① 令和 7 年度事業計画 1/4 半期進捗状況案の承認 ② 令和 7 年度第 1 次補正予算の承認 ③ 理事の職務の執行状況、法人組織等の検討・その他	令和 7 年 8 月 18 日
第 225 回理事会	① 令和 7 年度事業計画 2/4 半期進捗状況案の承認 ② 令和 7 年度第 2 次補正予算案の承認 定期監査報告 ③ 理事の職務の執行状況、法人組織等の検討・その他	令和 7 年 12 月 8 日
第 226 回理事会	① 諸規程等に関する検討 ② 理事の職務の執行状況、法人組織等の検討・その他	令和 8 年 1 月 26 日
第 227 回理事会	① 令和 7 年度事業計画 3/4 半期進捗状況案の承認 ② 令和 7 年度第 3 次補正予算案の承認 ③ 令和 8 年度事業計画案・予算案の承認 ④ 理事の職務の執行状況、法人組織等の検討・その他	令和 8 年 3 月 19 日

② 定時評議員会及び臨時評議員会

当法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置づけ、必置の議決機関として、定款の変更、理事・監事・会計監査人の選任・解任、理事・監事の報酬の決定、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録等の承認を決議及びするため、以下の会議を行う。

・ 定時評議員会（1回）

会議名	内容	時期
第9回 定時評議員会	① 令和6年度決算案承認の件 （監事監査報告） ② 任期満了に伴う理事・監事の選任案承認の件 ③ 任期満了に伴う会計監査人の選任案及び報酬額決定案の承認	令和7年6月23日

③ 監事会（2回）
当法人及び各事業所の適正な業務執行・会計処理等について監査するため開催する。

会議名	内容	時期
決算監査	理事会・評議員会・各事業所の業務執行状況及び決算等の監査	令和7年5月23日・24日
定期監査		令和7年11月21日・22日

④ 経営会議（介護保険事業所）（第3土曜日）
当法人が経営する介護保険事業所・障害児通所支援事業所・診療所個々の事業体の特性に合わせた事業展開、職員処遇の改善など介護・障害・診療報酬基準を熟知した経営戦略を立てるため経営会議を年4回開催する。
また、特別養護老人ホームの自立経営を目指した取組みとして、桜谷荘は毎月の介護報酬総額及びベッド稼働率による経営状況について分析し、安定経営の実践に向けて月1回の経営会議及びその検証を実施する。

会議名	内容	時期
第1回経営会議	① 予算書の見方 ② 予算執行状況 ③ 課題への対応状況、その他	令和7年4月19日
第2回経営会議	① 介護保険制度改正・介護報酬改定に対する理解と対応策 ② 予算執行状況 ③ 課題への対応状況、その他	令和7年7月19日
第3回経営会議	① 介護保険制度改正・介護報酬改定に対する影響 ② 予算執行状況 ③ 課題への対応状況、その他	令和7年11月15日
第4回経営会議	① 予算執行状況 ② 課題への対応状況 ③ 次年度への課題と対応策	令和8年2月21日

メンバー（17名）： 絹田副理事長、花房専務理事、立坂高齢部門統括、◎絹田・△辻本事務局次長
○安田・鳴瀧・馬場施設長、水田・別府・内田・西口管理者、今井施設課長
金谷主任生活相談員、大野・金子生活相談員 ◎は委員長、○は副委員長、△は書記

⑤ 児童福祉施設の経営・運営改善（第4金曜日）
子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、児童福祉施設に期待される役割が深化・拡大していることを踏まえ、子どもの養育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮し、処遇の内容の質を高めなければならない。
これらのことを踏まえ、本年度は昨年度に引続き、各児童福祉施設の現状の把握と課題・問題点の整理を行い、経営の正常化に向けての改善策等について、児童福祉施設運営会議（毎月）において検討する。

会議名	内容	時期
第1回 児童福祉施設の経営・運営会議	① 予算書の見方 ② 各事業所の収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ③ 現状と課題の整理、月次報告、その他	令和7年4月26日
第2回 児童福祉施設の経営・運営会議	① 各事業所の収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、月次報告、その他	令和7年5月30日
第3回 児童福祉施設の経営・運営会議	① 各事業所の収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、月次報告、その他	令和7年6月27日
第4回 児童福祉施設の経営・運営会議	① 各事業所の収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、月次報告、その他	令和7年7月25日
第5回 児童福祉施設の経営・運営会議	① 各事業所の収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、月次報告、その他	令和7年8月22日
第6回 児童福祉施設の経営・運営会議	① 各事業所の収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、月次報告、その他	令和7年9月26日
第7回 児童福祉施設の経営・運営会議	① 各事業所の収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、月次報告、その他	令和7年10月24日
第8回 児童福祉施設の経営・運営会議	① 各事業所の収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、月次報告、その他	令和7年11月28日
第9回 児童福祉施設の経営・運営会議	① 各事業所の収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、月次報告、その他	令和7年12月26日
第10回 児童福祉施設の経営・運営会議	① 各事業所の収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、月次報告、その他	令和8年1月23日
第11回 児童福祉施設の経営・運営会議	① 各事業所の収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、月次報告、その他	令和8年2月27日

メンバー（19名）： 絹田副理事長、花房専務理事、◎絹田・△辻本事務局次長
東谷・久岡・松村・奈良・宇陀・○兼本園長、山野施設長、広狩・脇田・足立主任保育士
太田・山本・先東主任保育教諭、笹谷主任児童指導員、西口主任保育士
オブザーバー： 和泉会計顧問（ドリム経営財務代表） ◎は委員長、○は副委員長、△は書記

⑥ 施設長会（第4火曜日）
当法人の事業規模が拡大していく中、基本理念の浸透、事業計画の進捗、各事業所間の連携、各委員会の運営状況、

各事業所運営上の課題・問題点等について検証・検討するため開催する。

会議名	内容	時期
第1回施設長会	① 基本理念の周知徹底方法 ② 事業計画・各委員会の進め方 ③ 各事業所運営上の課題・問題点、その他	令和7年4月22日
第2回施設長会	① 事業計画の進捗状況 ② 各委員会の運営状況 ③ 各事業所運営上の課題・問題点と対応策状況	令和7年7月22日
第3回施設長会	① 事業計画の進捗状況 ② 各委員会の運営状況 ③ 各事業所運営上の課題・問題点と対応策状況	令和7年10月28日
第4回施設長会	① 基本理念の周知結果 ② 事業計画・各委員会の進捗結果 ③ 次年度への課題と対応策	令和8年2月24日
メンバー（19名）： 絹田副理事長、花房専務理事、立坂高齢部門統括、◎絹田・△辻本事務局次長 安田・鳴瀧・○馬場・山野施設長、東谷・久岡・松村・奈良・宇陀・兼本園長 水田・別府・内田・西口管理者 ◎は委員長、○は副委員長、△は書記		

⑦ コンプライアンス委員会

法令遵守の業務管理体制を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、不正行為の未然防止、利用者保護、介護保険事業所運営の適正化等について検証・検討するため開催する。

特に、本年度は介護報酬改定がなされる年度のため、それらの改正状況を踏まえ、対応策等を検討する。

会議名	内容	時期
第1回 コンプライアンス委員会	① 本年度の活動計画 ② LIFEを活用した取組状況の把握と課題の検討 ③ その他	令和7年5月20日
第2回 コンプライアンス委員会	① 日常点検実施後の検証 ② LIFEを活用することを要件とする加算取得に向けた検討 ③ その他	令和7年8月19日
第3回 コンプライアンス委員会	① 日常点検実施後の検証 ② 加算取得に向けた検討 ③ その他	令和7年10月21日
第4回 コンプライアンス委員会	① 日常点検実施後の検証 ② 加算取得に向けた検討 ③ その他	令和8年1月20日
第5回 コンプライアンス委員会	① 日常点検実施後の検証 ② 次年度への課題、その他	令和8年3月17日
メンバー（17名）： 立坂高齢部門統括、絹田事務局次長、◎安田・鳴瀧・○馬場施設長 水田・別府・内田・西口管理者、松崎主任ケアマネ、春名ケアマネ、齋藤・近藤主任介護員 島谷・△金谷主任生活相談員、大野・金子生活相談員 ◎は委員長、○は副委員長、△は書記		

⑧ 桜谷福祉会広報委員会（年3回発刊）

地域社会と信頼関係を構築することを目的として、ホームページの活用や機関誌の発刊等で、地域社会に対してPR活動をするため、法人・各事業所の情報を積極的に発信するため、機関紙の発刊に向けて委員会を開催する。

委員会名	内容	時期
第1回広報委員会	① 本年度の活動計画 ② 令和5年度事業報告・収支決算 ③ 文章・レイアウト等の校正 ④ 次号のテーマ ⑤ その他	令和7年7月 発刊予定 5月7日・6月4日開催予定
第2回広報委員会	① 文章・レイアウト等の校正 ② 次号のテーマ ③ その他	令和7年12月 発刊予定 10月1日・11月5日開催予定
第3回広報委員会	① 文章・レイアウト等の校正 ② 次号のテーマ ③ 次年度への課題、その他	令和8年4月 発刊予定 2月4日・3月4日開催予定
メンバー（12名）：（本部）◎絹田事務局次長、△今井事務局主任・萬代事務局員 （特養）横山・田中副主任介護員、辻介護員 （デイ）大路生活相談員 （保育）先東主任保育教諭、久野副主任保育士、○矢張副主任保育教諭 （児養）平木保育士 （障害）西口主任保育士 ◎は委員長、○は副委員長、△は書記		

2 第5期経営5か年計画（2年目）の推進

本年度は、「法人のあるべき姿」、「向うべき方向に着実に進んでいく」ための具体的目標とプロセスを示すものとして、5年間（令和6年度～令和10年度）の期間を対象に、法人の基本理念のもと、『①地域貢献への積極的展開、②利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す、③経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す』の3つを重点目標に掲げ、第5期経営5か年計画（1年目）に沿って、各事業所において積極的に推進する。

また、経営計画検証委員会を設置し、その進捗状況についての検証を行う。

《経営計画検証委員会：メンバー（16名）》 ◎は委員長、○は副委員長、△は書記

（本部） 絹田副理事長、◎立坂高齢部門統括、△辻本事務局次長
（特養） 馬場施設長、中谷主任介護員 （デイ） 内田管理者、大路生活相談員
（保育） 東谷園長、○奈良園長、脇田・広狩主任保育士、山本主任保育教諭
（児養） 山野施設長、大川内児童指導員 （障害） 松岡作業療法士、芝保育士

3 地域貢献に向けた事業実践

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な役割を果たすだけでなく、低所得者への配慮や採算がとれない新しいニ

ーズに対応し、地域福祉のさらなる実践を進め、地域住民の目に見える形でアピールし、社会福祉法人の存在意義に対する広い理解を得ていくことが強く求められている。

これらのことを踏まえ、市場化されにくい不採算・非効率の支援ニーズに対しても、当法人の基本理念に基づいて、地域貢献に向けた活動を実践していく。

地域貢献推進委員会：メンバー（17名）◎は委員長、○は副委員長、△は書記

（法人） 島田理事、水野・堂園評議員

（本部）◎立坂高齢部門統括、△辻本事務局次長

（特養） 安田施設長、北野課長、大野生活相談員 （デイ）○金子・大路生活相談員 （在介） 木本相談員

（保育） 久岡・宇陀園長、足立主任保育士、羽柴副主任保育教諭

（児養） 山崎養護課長 （障害） 西口主任保育士

1) 施設機能・設備の地域開放

① 介護者教室

② 福祉教育の場の提供と世代間交流事業

③ 模擬店等機材の無料貸出し事業

2) 低所得者への配慮

① 法人減免

3) 災害時の要援護者の支援

① 災害時等の要援護者の緊急受入れ

② 介護・看護職員等の被災地への派遣

③ 福祉避難所として機能開放

4) 地域での支援ネットワークの構築

5) ボランティアの養成

① 地域密着型ボランティアの養成事業

ボランティア養成事業プロジェクト会議：メンバー（12名）◎は委員長、○は副委員長、△は書記

（法人） 島田理事、水野・堂園評議員 （本部）◎立坂高齢部門統括、○辻本事務局次長、△今井事務局主任

（施設） 安田施設長、島谷・金谷主任生活相談員、斎藤・川端主任介護員 （在介） 木本相談員

6) その他

① 地域サポート施設の運営

地域共生社会や地域包括ケアシステムの構築に資する取組や高齢者等の地域住民がその持てる力を発揮してできる限り自分らしく暮らすことにつながる取り組みを行う「地域サポート施設」としての活動内容を充実させるため、地域貢献推進委員会にて、地域包括支援センター、赤穂市社会福祉協議会及び地域団体等との情報交換を通じて地域ニーズを把握したうえで、地域における公益的取組みを実践する。

地域サポート施設運営委員会：メンバー（11名）◎は委員長、○は副委員長、△は書記

（市社協） 近平事務局長

（市地域包括支援センター） 三上所長

（法人） 島田理事、水野・堂園評議員

（本部）◎立坂高齢部門統括

（施設）○今井・奥本課長、西永・△大路主任生活指導員 （在介） 木本相談員

4 児童福祉施設の経営・運営改善

本年度より、新たに障害児通所支援事業である放課後等デイサービス「ブルーメひめじ」（定員：10名）を事業開始することに伴い、子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、児童福祉施設に期待される役割が深化・拡大している中、子どもの養育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮し、処遇内容の質を今まで以上に高めなければならない。

よって、本年度は各児童福祉施設の現状の把握と課題・問題点の整理を行い、経営の正常化に向けての改善策等について、児童福祉施設運営会議を開催し、それらの課題・問題点について検討する。

また、良質な児童福祉・保育サービスの提供に向けて、従事職員の研修の強化、メニューの開発等に努める。また、保育教諭の育成をめざし、幼稚園教諭免許取得者の増加を重視し、幼稚園教諭免許の取得及び今後において障害児通所支援事業を事業拡大していくことを踏まえ、サービス管理責任者の養成、個別支援計画の作成及び一人ひとりに応じた支援や集団療育を企画・管理する児童発達支援管理責任者資格の取得の奨励に努める。

5 人材確保・養成等福祉マンパワー対策の強化

施設利用者の福祉・介護・保育ニーズは多様化している。これらのニーズに対応し、サービスの質の向上を図っていくためには、いうまでもなく、その担い手となる人材の質の確保・向上が必要不可欠である。

そのため、人材確保対策委員会を設置し、人材の質の確保・向上に向けての取組を積極的に実施する。

また、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者受入れを活用したフィリピン人介護福祉士候補者の受入及び外国人留学生（福祉系）ベトナム人の受入れを積極的に実施する。

人材確保対策委員会：メンバー（15名）◎は委員長、○は副委員長、△は書記

（本部） 絹田副理事長、花房専務理事、◎絹田・△辻本事務局次長、小澤事務局員

（高齢） 安田施設長、ゴック・ヒョウ介護員、金子機能訓練指導員

（保育）○松村園長、加納主任保育教諭、外山副主任保育士

（児養） 山野施設長、大川内児童指導員 （障害） 西口管理者

（オブザーバー） 下嶋氏

これらのことを踏まえ、福祉マンパワーの確保・養成を推進するため、より一層の経営努力と組織の活性化・人材養成のため、下記のことを積極的に実践する。

- 1) 人事考課制度の定着
- 2) 指導者養成研修の充実強化
- 3) 専門資格取得の奨励
- 4) 研修体制の強化（OJT、Off-JT）
- 5) 労働環境の整備（職場内の円滑なコミュニケーション）
- 6) 当法人と学校法人睦学園兵庫大学及び兵庫大学短期大学部との連携

当法人及び兵庫大学が包括的な連携のもと、人的・知的財産や特色ある資源の活用を図り、福祉・まちづくりの各分野で協力し、活力ある地域の形成及び発展と相互の人材育成に寄与する。

兵庫大学との連携協定等に関する実行委員会：メンバー（17名）◎は委員長、○は副委員長、△は書記

（本部） 絹田副理事長、花房専務理事、○絹田・△辻本事務局次長、小澤事務局員

（赤穂）◎安田施設長、今井・山崎課長、川端主任介護員、ズオン介護員

（保育） 兼本園長、福井厨房主任、萩原副主任保育教諭、石川副主任保育士

（西神） 山口・金子生活相談員、アン介護員

（オブザーバー） 兵庫大学 小倉教授、小林教授

岡山医療福祉専門学校 高橋教員

6 新規施設整備事業の積極的展開

兵庫県内における入所・通所待機者（高齢者・児童・障害児）の多い地域の介護・保育・障害児ニーズに応えるため、神戸市（西区・灘区・東灘区）、西宮市・明石市（全域）を中心に民間移管を含め、施設整備事業（特養・保育園・放課後等デイサービス・児童発達支援事業ほか）を積極的に進める。

なお、多様化する介護・保育・障害児ニーズに応えるため、「地域包括支援事業」、「延長保育」、「一時預かり事業」、「地域子育て支援」、「休日保育」、「児童発達心理治療施設」、「児童発達支援センター」等を更に積極的に取り組まなければならない。

7 特別養護老人ホーム桜谷荘及びくるみ保育園の全面建替え事業に伴う移転先等に関する検討会議

特別養護老人ホーム桜谷荘は昭和55年5月の開設以来45年及びくるみ保育園は昭和56年4月の開設以来44年を経過する中、旧耐震基準・建物等の老朽化が激しく、早急に全面建替え工事を実施すべき状況下にあるため、検討会議を開き議論してきたが、未だに先行き不明確な状況であるので、赤穂市・尼崎市との連携のもと計画を積極的に推進していきたい。

① 特別養護老人ホーム桜谷荘の移転先に関する検討会議

特別養護老人ホーム桜谷荘の立地場所（山麓部）での全面建替え工事は、現施設を解体し、新しく施設を整備するまでの代替え地の確保問題及び進入路が狭隘なため工事進入路確保問題並びに現建設用地は借地（宗教法人荒神社、医療法人櫻仁会）である。また、新たに確保すべき建設用地は施設の規模及び事業内容から約30,000㎡が確保できる関西福祉大学北側を移転先として進めたい。

移転先に関する検討会議：メンバー（8名）◎は委員長、○は副委員長、△は書記

（法人） 花房専務理事、鳥羽評議員

（本部）◎立坂高齢部門統括、△絹田事務局次長、藤野事務局員

（特養）○安田施設長 （デイ） 鳴瀧施設長 （病院） 花房事務長

② 特別養護老人ホーム桜谷荘等の整備検討委員会

施設整備に向けて整備検討委員会を併せて実施する。また、当法人の基本理念の一つでもある「医療・教育・福祉の連携強化」をより現実的なものにするためにも、医療過疎地域である新田地区に移転計画を進めるに際し、医療法人櫻仁会赤穂記念病院と連携し、地域・予防医療にも貢献したい。

特別養護老人ホーム桜谷荘等の整備検討委員会：メンバー（14名）◎は委員長、○は副委員長、△は書記

（法人） 絹田副理事長、花房専務理事、小倉理事

（本部）◎立坂高齢部門統括、絹田・△辻本事務局次長

（特養）○安田施設長、今井・奥本課長、中野師長、田中厨房副主任、平木機能訓練指導員

（デイ） 鳴瀧施設長、金谷主任生活指導員

（オブザーバー） 深谷設計士

③ くるみ保育園等の整備検討委員会

令和6年度中までにJR塚口駅周辺にて建設用地確保に向け、積極的に取り組んできたが、未だに用地確保には至っていないことを踏まえ、現くるみ保育園敷地の使い方及び尼崎2園（くるみ・尼崎さくら保育園）の尼崎市内における保育ニーズと現状からの使命・役割について検討したい。

くるみ保育園等の整備検討委員会：メンバー（7名）◎は委員長、○は副委員長、△は書記

（法人） 絹田副理事長、花房専務理事、小倉理事

（本部）◎絹田・△辻本事務局次長

（保育） 東谷・○兼本園長

令和 7 年度 事業計画書

特別養護老人ホーム桜谷荘（定員 85名）	
基本理念	① 公益的事業の積極的取り組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 福祉施設としての専門的知識・技術・機能を地域に福祉還元する ② 入居者の自己選択を尊重する ③ 安心・安全・安楽な生活を保障する ④ 生きがいづくり、リハビリ等を提供し、心身の自立を支援する ⑤ 世代間交流や地域住民等との連携を図り、互いに協力しあえる環境を構築する
重点項目	① 第5期経営5か年計画（2年目）の推進 ② 地域サポート施設としての活動内容の充実 ③ 福祉避難所としての体制整備 ④ 人権侵害防止及び身体的拘束等の適正化 ⑤ サービスの質の向上への取り組み ⑥ 介護事故に対する安全管理体制の強化 ⑦ 感染症対策の強化 ⑧ 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加 ⑨ 人材養成の積極的展開 ⑩ 外国人介護人材への学習支援 ⑪ 安定した事業運営への取り組み ⑫ 施設内の安全環境の確保 ⑬ 苦情への迅速な対応と苦情の予防 ⑭ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
総 括	本年度も、公益的事業の推進として、「地域サポート施設」としての活動内容を充実させるほか、赤穂市と締結している「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」に基づき、赤穂市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合に、円滑、且つ、速やかに福祉避難所として機能するように赤穂市及び赤穂市社会福祉法人連絡協議会との連携をより一層図り、体制整備を推進したい。 人権擁護委員会を4回/年以上開催し、人権侵害になり得る様々なテーマについて、ケアスタッフ会を通じて討議・実践し、実施状況を改善していくほか、人権擁護委員会が中心となり人権侵害防止及び身体的拘束等の適正化のための研修を企画し、職員研修において職員への周知及び意識づけを徹底する。また、人権擁護に関する職員アンケートを実施し、アンケート結果から抽出された課題点については、特養幹部会において改善策を検討・実施する。 施設内での感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修・BCP（業務継続計画）に基づくシミュレーションの実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。
新たな取り組み	- 外国人介護人材への介護福祉士国家試験対策を目的とした学習支援 当法人の日本語指導員により、日本語能力に応じたクラス別日本語学習の時間を確保する。基礎漢字、カタカナ語、文法の復習に加え、介護福祉士国家試験に出題された事例問題を使用して読解力を養いながら介護の専門語や知識の習得を図り、日本語能力検定上位試験の合格を目指す。 EPA 介護福祉士候補者においては、国際厚生事業団の主催する学習支援事業（集合研修、通信添削指導）等を活用し、基礎知識の定着及び総合的な理解力の向上を目指す。 - 人材養成の積極的展開 兵庫大学との連携を図り、外国人職員のコミュニケーションを研究テーマとして、職場における介護現場での外国人職員と日本人職員のコミュニケーションや利用者に対する声かけについて調査し、国籍や文化による違いを踏まえた支援について研究を実施する。実際におきやすいコミュニケーションギャップの本質を探り、職員間の相互理解と利用者対応の標準化に関する具体策を検討することで、円滑な人間関係の形成を目指す。 - 安定した事業運営への取り組み 安定した事業運営を継続させるためにも、赤穂市内外の居宅支援事業所、医療機関との連携を強化し、予算で設定された収入の確保をすべく、今まで以上にベッド稼働率のアップ及びサービスの質が高く効率的な介護の提供体制を整備し、適正な事業運営に向けた検討を積極的に実施する。
目標平均要介護度	4.0
目標稼働率	96.0%

事業計画書

特別養護老人ホーム 桜谷荘

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 福祉施設としての専門的知識・技術・機能を地域に福祉還元する
- ② 入居者の自己選択を尊重する
- ③ 安心・安全・安楽な生活を保障する
- ④ 生きがいつくり、リハビリ等を提供し心身の自立を支援する
- ⑤ 世代間交流や地域住民等との連携を図り互いに協力しあえる環境を構築する

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② 地域サポート施設としての活動内容の充実
- ③ 福祉避難所としての体制整備
- ④ 人権侵害防止及び身体的拘束等の適正化
- ⑤ サービスの質の向上への取組み
- ⑥ 介護事故に対する安全管理体制の強化
- ⑦ 感染症対策の強化
- ⑧ 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加
- ⑨ 人材養成の積極的展開
- ⑩ 外国人介護人材への学習支援
- ⑪ 安定した事業運営への取組み
- ⑫ 施設内の安全環境の確保
- ⑬ 苦情への迅速な対応と苦情の予防
- ⑭ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）を積極的に推進する。

2 地域サポート施設としての活動内容の充実

地域共生社会や地域包括ケアシステムの構築に資する取組みや高齢者等の地域住民がその持てる力を発揮してできる限り自分らしく暮らすことにつながる取組みを行う「地域サポート施設」としての活動内容を充実させる。

【力点】

- ① 地域サポート施設運営委員会において、地域包括支援センター、赤穂市社会福祉協議会及び地域団体等との情報交換を通じて地域ニーズを把握したうえで、地域における公益的な取組みを検討する。
- ② 「地域サポート型施設」と同様にサービス利用料金を無料にすることで、より多くの地域の高齢者の見守り支援及び地域貢献活動が行えるように取組む。
- ③ 在宅介護支援センターやすらぎ及び地区の民生児童委員との連携、チラシや機関誌等を活用して地域サポート施設の取組みを PR することで利用者確保に取組む。
- ④ 認知症の人がホームヘルプ等の介護サービスのない時間帯の生活に不安を持つ高齢者等の見守り訪問、24 時間対応可能な相談業務を行う。
- ⑤ 見守り訪問の実施内容を利用者の心身の状態・利用者を取り巻く環境等の視点から検証し、必要なケースについては地域包括支援センター等へ情報提供し介護保険サービスにつなげる等、在宅生活ができる限り継続できるように支援することで専門性を高めていく。
- ⑥ 地域住民を対象にした在宅支援事業として、介護技術講習会等を実施する。

3 福祉避難所としての体制整備

赤穂市と締結している「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」に基づき、赤穂市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者の避難援護において、円滑、且つ、速やかに福祉避難所として機能するように体制を整える。

【力点】

- ① 赤穂市及び赤穂市社会福祉法人連絡協議会と連携を図り、赤穂市との協働による福祉避難所対応訓練の実施及び災害時の要援護者を受入れする際に必要物品等を整備する。
- ② 安全委員会が中心となり、福祉避難所として実際に要援護者を受入れすることを想定した訓練を行う。

4 人権侵害防止及び身体的拘束等の適正化

1) 担当者の配置

入居者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発防止をするため担当者を配置する。

2) 人権擁護委員会の牽制機能の強化

人権擁護委員会を 4 回/年開催し、高齢者虐待・身体拘束に対する意識付けの調査を実施するとともに、高齢者虐待・身体拘束になり得る様々なテーマについて、ケアスタッフ会を通じて討議・実践し、実施状況を改善していく。また、人権擁護に関する職員アンケートを実施し、アンケート結果から抽出された課題点については、特養幹部会において改善策を検討・実施する。

3) 職員研修の実施

人権擁護委員会が中心となり高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための研修を企画し、5 月及び 9 月の職員研修において職員への周知及び意識づけを徹底する。

4) 入居者・家族と協働による取組み

入居者・家族とともに身体拘束についての捉え方を考え入居者・家族の理解・協力のもと、身体拘束を行わず専門的ケアを提供することにより、入居者の人権の擁護と安全、且つ、安心した生活の確保を行う。

5 サービスの質の向上への取組み

1) 介護マニュアルに基づくサービス提供の強化

職員個々が各種マニュアルに基づくサービスが確実に提供できているかを検証し、それぞれの課題点に対する改善策を実施することでサービスの標準化に取り組む。

2) サービス自己評価及び入居者満足度調査のサービスへの反映

サービス自己評価及び令和 4 年度に受審した福祉サービス第三者評価からの課題・問題点に対して、サービス評価委員会が中心となり、改善策の実施状況の検証を行い、サービスの改善内容を確実に入居者に還元する。

また、サービス満足度調査を実施することで、入居者及び入居者家族からの施設サービスの評価を受けるとともに、意見・要望を施設サービスに反映させることで、サービスの質の向上に努める。

3) ノーリフトケア（抱え上げない介護）の質の向上への取組み

職員の腰痛予防対策だけではなく、ケアの提供を受ける入居者にとっても皮膚の損傷や移乗時の不快感の軽減、転倒や転落の危険、寝たきりによる合併症の予防等が見込まれることから、入居者個々の心身の状態に応じた介護機器及び介助方法を検討し、ノーリフトケア（抱え上げない介護）に取り組む。また、入居者個々の心身の状態に応じたノーリフトケアを実践することで入居者の自立支援につなげていく。

6 介護事故に対する安全管理体制の強化

入居者に対する安心・安全を確保するために安全対策担当者を配置し、介護事故防止委員会において、介護事故発生原因の究明及び再発防止のための対策を検討する。

【力点】

- ① IAC レポート・事故報告書について、情報を具体的に収集、分析・評価、原因の究明を行い、再発防止の改善策を検討する。
- ② 介護事故に関する事故発生防止のための職員アンケートの結果から、課題に対する対応策の実施状況を検証し、また、解決されていない課題に対する対応策の検討及び実践状況の検証を行う。

7 感染症対策の強化

施設内での感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修・模擬訓練の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。

感染症、または食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず施設長に状況報告し、施設長は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し、対応策等の指示を仰ぐ。

1) 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

- ① 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いのほか、血液、嘔吐物、排泄物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン・ガウンを着用する。
- ② 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。

2) 感染症対策委員会の適正な運営

- ① 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
- ② 施設内の環境整備についての点検を行い、課題のある個所については担当する各部門に改善指示を出し、改善状況についての検証を行う。
- ③ 常に最新の情報を収集し、感染症対策委員会においてマニュアルの見直しを行う。

3) 感染症発生時の対応

- ① 感染症、または食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに施設長に状況を報告し、施設長は感染症の種類等に応じて法人本部に状況を報告し、対応策等の指示を仰ぐ。また、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。
- ② 感染症対応マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。
- ③ 感染症等の発生状況に応じて、赤穂市及び赤穂健康福祉事務所（保健所）等の関係機関に報告し、対応策の指示

- を仰ぐ等、緊密に連携をとる。
- 4) 職員研修及び模擬訓練（シュミレーション訓練）の実施
- ① 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
 - ② 業務継続計画（BCP）に基づき、施設内で感染症の罹患者が発生した際にも継続して適正な介護サービスが提供できるよう模擬訓練を実施する。

- 8 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、感染予防を徹底したうえで地域及び関係機関が主催する行事等に積極的に参加し、地域との関係づくりに努める。
- 地区行事への参加、施設内行事については行事委員会において検討し、入居者が主体的に参加できるよう生活における楽しみづくり、生き甲斐づくりを支援する。

① 地域、関係機関行事

月	行事名
令和7年 5月	塩屋小学校運動会
6月	赤穂市老人福祉施設協議会合同演芸交流会
7月	塩屋西北子供の夕べ
8月	地区盆踊り
9月	地区敬老会 瀬戸内ホームフェスティバル
10月	赤穂市老人福祉施設協議会合同運動会
11月	塩屋小学校音楽会

② 施設行事

月	行事名	月	行事名
令和7年 4月	花祭り 花見	10月	ホーム内運動会
5月	開荘記念	11月	ふれあいの日（家族会） 地区との合同避難訓練
6月	善意の日 輪越し	12月	クリスマス会 忘年会 餅つき
7月	七夕まつり	令和8年 1月	新年会 初詣
8月	盆踊り 盆供養	2月	節分
9月	お月見 彼岸法要 敬老会	3月	彼岸法要 ひなまつり（家族会）

※ 誕生会は、誕生者該当日に随時実施する。また、お楽しみ外出を随時実施する。

- 9 人材養成の積極的展開
- 1) 基本理念の周知徹底とサービスへの反映
- 本年度も継続して、基本理念の「人権を擁護する」、「発達支援・自立支援に向けたサービスの確立」を重点に、ケアスタッフ会・調理研究会等で実際に行っている業務が、基本理念を達成させるためには、何をすべきかをスタッフ全員が考えることで基本理念の理解を深め、また、その業務の達成度を検証し、課題点に対する改善策を実施することで、基本理念に基づくサービス提供の強化を図る。
- 2) 新任職員研修
- チューター制を効果的に活用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく介護の基本が習得出来るように取り組む。
- また、本取組みについては、施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。
- 3) 施設内研修
- 研修委員会にて企画した年間研修カリキュラムに沿って、介護知識・技術の習得に向けて反復研修を実施し、職員は常に習得した知識・技術と問題意識を持って現場で実践することにより、統一されたサービスの提供に努める。
- 4) 施設外研修
- キャリアパスに基づき、職員個々に習熟が必要とされる内容の研修会への計画・参加、各種団体が主催する研修会へ積極的に参加することで、職員個々のスキルアップを図る。
- また、外部研修で得た知識・技術を施設サービスに反映させることで、サービスの向上につなげる。
- 5) 人事考課制度の効果的運用
- 業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して、自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- 【力点】
- ① 目標を明確化し、目標達成に向けての具体的な手段・方法を設定する。
 - ② 目標達成へのプロセスに生じる問題・課題を解決するよう育成面接の充実を図る。
- 6) 資格取得に向けての支援
- 介護職員実務者研修受講等の支援に加え、施設内で資格取得に向けた講習を開催する。また、認知症対応力を向上させるために有資格者については、認知症介護実践者研修の受講を奨励し、医療・福祉の資格を有さない職員につい

ては、昨年度より義務化されている認知症介護基礎研修の受講を適宜調整する。

7) 事例研究事業の取組み

本年度も継続して、兵庫大学との連携を図り、外国人職員のコミュニケーションを研究テーマとして、職場における介護現場での外国人職員と日本人職員のコミュニケーションや利用者に対する声かけについて調査し、国籍や文化による違いを踏まえた支援について研究を実施する。実際におきやすいコミュニケーションギャップの本質を探り、職員間の相互理解と利用者対応の標準化に関する具体策を検討することで、ミスコミュニケーションの減少につなげていく。

1 0 外国人介護人材に対する学習支援

外国人介護人材の日本語能力の向上、介護福祉士国家資格取得に向けての介護の知識・技術の習得、国家試験基礎知識の習得、各種試験合格を目的とした学習支援に取り組む。

1) 介護福祉士国家試験未合格者への学習支援

【力点】

- ① 当法人の日本語指導員により、日本語能力に応じたクラス別日本語学習の時間を確保する。基礎漢字、カタカナ語、文法の復習に加え、事例問題を使用して読解力を養いながら介護の専門語や知識の習得を図り、介護福祉士国家試験、日本語能力検定上位試験の合格を目指す。
- ② 介護福祉士国家試験対策ワークブック、模擬問題集等を活用し、介護福祉士国家試験の出題内容（領域ごとの科目の内容）を把握し、国家試験の基礎知識の定着及び総合的な理解力の向上を目指す。
- ③ 各種模擬試験の受講と活用、過去の国家試験問題の活用により国家試験問題に対する解答力とスピード力の養成、各自の学びの確認と得意科目、不得意科目を把握し、不得意科目の理解を深めることで国家試験合格を目指す。

2) EPA 介護福祉士候補者（フィリピン）

【力点】

- ① 日本語指導員による週 3 回の日本語指導により基礎漢字、カタカナ語、文法の復習に加え、事例問題を使用して読解力を養いながら介護の専門語や知識の習得を図る。
- ② 学習教材、国際厚生事業団の主催する学習支援事業（集合研修、通信添削指導）等を活用により、介護福祉士国家試験の出題内容（4 領域と領域ごとの科目の内容）を把握し、国家試験の基礎知識の定着及び総合的な理解力の向上を目指す。
- ③ EPA 介護福祉士候補者の受け入れを行っている近隣施設との交流の場を設け、EPA 介護福祉士候補者のメンタルケアにも配慮する他、研修担当者間の情報交換から得られる他施設の成功事例を参考にすることで研修内容の充実を図る。

1 1 安定した事業運営への取組み

安定した事業運営を継続させるためにも予算で設定された収入の確保が必要なことから、今まで以上にベッド稼働率のアップ及びサービスの質が高く効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。

1) 平均ベッド稼働率 96.0%の確保

- ① 新規入所申込み者の確保
 - i) 居宅介護新事業所、医療機関等への積極的アプローチ
 - ・ 赤穂市内外の居宅介護支援事業、医療機関等に訪問してパンフレット等を用い桜谷荘の特色等を伝え、入所希望者の紹介を依頼する。
 - ② 退所者発生時の迅速な次期入所者の調整
 - i) 入所待機者管理台帳の整備
 - ・ 新規入所申込み者の台帳への登録を翌月の 10 日までにを行い、決済を受けるだけでなく入所申込み者全員の待機状況調査を年 1 回以上行い、入所待機者管理台帳の更新を行う。
 - ii) 優先順位の高い待機者の事前面談
 - ・ 入所待機者管理台帳の優先順位の高い待機者の面談を介護支援専門員・看護員同行で行い、既往歴や加療状況等を把握しておくことで急な退所者が発生した際にもタイムリーに次期入所者の調整が行えるように努める。

2) サービスの質が高く効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算の取得

- ① 入居者の医療ニーズへの対応
 - i) 嘱託医師及び協力医療機関との連携強化
 - ・ 入居者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の具体的な方法を取決め、必要時に 24 時間対応できる体制を強化する。
 - ・ 協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を月 1 回定期的に開催する。
 - ii) ターミナルケアの充実
 - ・ ターミナル期の意向を入所時に確認するだけでなく、医師から終末期にあるとの判断があった際には、入居者・家族の意向を聞き取り確認し、人として尊厳を保って最期を迎えられるよう、各部署が協働してどのような援助を行うかを協議する場を設け、援助内容を入居者・家族へ説明し、理解協力のもとに実践する。また、実践後の振り返りを行う。
 - iii) 褥瘡の発生予防
 - ・ 入居者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業」で明らかになったモニタリング指標を用いて、施設入所時及び 3 か月に 1 回評価を行う。

- ・ 多職種協働で褥瘡ケア計画を作成し、その計画に基づき褥瘡管理を実施する。
- ② 生活機能向上への取り組み
 - i) 外部のリハビリテーション専門職との連携による機能訓練の充実
 - ・ 赤穂記念病院の理学療法士と共同で入居者のアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する。
 - ・ 機能訓練指導員、介護員、看護員、生活相談員等が協働して、個別機能訓練計画に基づく計画的な機能訓練を実施する。
- ③ 排泄介護を要する入居者への支援の充実
 - i) 支援計画の作成と評価
 - ・ 排泄に介護に要する原因等を分析する。
 - ・ 分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を行い、実施状況の評価を行う。
- ④ 口腔衛生管理の充実
 - i) 口腔ケア・マネジメントの充実
 - ・ 歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上受け、その助言及び指導に基づき入居者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成し、計画に基づく口腔ケアを実施する。
 - ii) 歯科衛生士による専門的口腔ケアの実施
 - ・ 歯科医師から施設職員では困難な口腔ケアが必要であると診断された入居者対象に、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による専門的口腔ケアを月 4 回以上実施する。
- ⑤ 栄養改善の取組みの推進
 - i) 低栄養リスクの高い入居者の栄養改善
 - ・ 低栄養リスクの高い入居者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、その計画に基づき定期的に食事の観察を行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなどで低栄養リスクの改善に取り組む。
 - ii) 入院先医療機関との栄養管理に関する連携強化
 - ・ 入居者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、管理栄養士が入院先の医療機関の管理栄養士と連携して、再入所時の栄養管理に関する調整を行う。
- ⑥ 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進
 - i) LIFE の活用
 - ・ LIFE を活用した計画の作成や PDCA サイクルの推進及びケアの質の向上に取り組む。
- ⑦ 業務継続計画（BCP）に基づく訓練（シミュレーション）の実施
 - i) 研修及び訓練（シミュレーション）の実施
 - ・ 感染症発生時の対応については感染症対策委員会が中心となり、災害発生時の対応については安全委員会が中心となって、業務継続計画（BCP）に係る研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

1 2 施設内の安全環境の確保

労働安全衛生委員会において、施設内の安全環境整備を行う。

【力点】

- ① 職員の腰痛予防体操の継続実施を促す。
- ② 安全衛生に関する研修会を実施し、職員の意識付けを図る。
- ③ 安全衛生パトロールを実施（2 か月毎）し、利用者が過ごしやすく、且つ、職員が働きやすい快適な職場環境に改善する。

1 3 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

入居者・家族からの相談・苦情に対して、施設内に苦情受付窓口、担当者を配置し、苦情解決責任者・苦情解決部会・第三者委員を通じて、原因の究明と改善対応策の検討を迅速に行うとともに、特養幹部会が中心となって、サービスの改善と全職員への周知徹底を図る。

- 1) 苦情に対する対応は、苦情発生状況、経過を確認し関係者への連絡マニュアルに沿った初期対応を確実に行う。
- 2) サービス検討委員会の委員である民生児童委員、家族委員が入居者本人及びその家族との意見交換で吸い上げられた要望等を施設サービスに反映させることで、苦情予防に努める。

1 4 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

入居者の生命の安全ということを視野に入れ、処遇に万全を期すとともに安全確保のためには施設の防災・防火対策はもとより、職員一人一人の防災・防火意識の高揚と火災等の各種災害を想定した消防・避難救出訓練の実践強化を図り、危機管理と避難救援体制を確立する他、災害が発生した際にも適正な介護サービスが継続して提供できる体制整備に努める。特に、災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえて、地域住民と協働での災害対応訓練を実施する。

また、風水害、地震等各種防災マニュアルを施設職員へ周知徹底を図っていく。

【訓練・研修】

月	訓練・研修内容	月	訓練・研修内容
令和 7 年 4 月	消防・避難訓練（新人職員対象） 避難誘導訓練・消火器具取扱訓練	10 月	業務継続計画（BCP）に基づく災害発生時対応訓練（土石流）
5 月	消防・避難訓練（夜勤帯想定） 消防への非常通報訓練・避難誘導訓練・	11 月	地区との合同消防避難訓練 消防への非常通報訓練・消火訓練

	消火器具取扱訓練		避難誘導訓練・消火器具取扱訓練
6 月	防火・防災マニュアル研修	12 月	失踪者発生時初動対応訓練
7 月	非常召集訓練 消防への非常通報訓練・非常召集訓練・ 消火訓練・避難誘導訓練	令和 8 年 1 月	消防・避難訓練（夜勤帯想定） 消防への非常通報訓練・避難誘導訓練・ 消火器具取扱訓練
8 月	失踪者発生時初動対応訓練	2 月	福祉避難所受入れ対応訓練
9 月	消防・避難訓練（日勤帯想定） 消防への非常通報訓練・避難誘導訓練・ 消火器具取扱訓練	3 月	消防・避難訓練（日勤帯想定） 消防への非常通報訓練・避難誘導訓練・ 消火器 具取扱訓練

生活相談員

1 家族との連絡調整

入居者・家族の相談窓口として、利用者の生活支援につなげていくためにも、朝礼・申送りの各部署からの情報をもとに、入居者の生活状況、要望を確認し、適時家族へ電話連絡等による報告を行い、家族の意向の確認、理解・協力を得ることで、家族と連携していく。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況に注視しつつ、感染予防を徹底したうえで対面での面会ができる環境を整備し、入居者・家族の関係性の構築だけではなく、施設外の社会との関わりを持つきっかけにしていきたい。

2 ターミナルケアの充実

ターミナル期の意向を入所時に確認するだけでなく、医師から終末期にあるとの判断があった際には、入居者・家族の意向を聞き取り確認し、人として尊厳を保って最期を迎えられるよう、各部署が協働してどのような援助を行うかを協議する場を設け、援助内容を入居者・家族へ説明し、理解協力のもとに実践する。

また、実践後の振り返りを行う。

3 生活相談員の資質向上と専門性の確立

生活相談員業務マニュアルを基に、生活相談員としての役割を理解したうえで、一つ一つの業務を確実に遂行し、専門性を確立させていく。

また、入居者を取り巻く様々な制度の変革に合わせ、常に最新の情報を入手し、迅速かつ的確に対応する。

4 各職種・外部機関との連携強化

日常のミーティングやサービス担当者会議を活用して、情報の発信・収集を行い、施設内外の情報を共有するとともに、外部機関とのパイプ役として連絡調整を行う。

また、最新の情報の確認と円滑にサービスを提供するために、日常業務の中で、報告・連絡・相談を確実に行う。その為、朝礼後・申送り後に、相談員によるミーティングを実施することで、介護現場の状況確認及び情報の共有化に努め、入居者の生活の質を高めるサービスの提供が行えるよう、各部署間の調整を行う。

介護支援専門員

1 アセスメントの充実

入居者の身体的、心理的、環境的状况を効率的、且つ、多面的に把握するという観点から包括的自立支援プログラムのケアチェック表を用いて、各部署と連携しながらアセスメントを実施し、サービス担当者会議にてその内容について検討、検証する。

2 ケアプランの周知徹底と位置づけ

- 1) サービス担当者会議後の立案プランを速やかに作成する。
- 2) ケアプランを各部署に配布し、ケアプランに添った生活支援に対する共通した意識付けをしていく。

3 サービス担当者会議の充実

- 1) 毎週月曜日、火曜日、木曜日、金曜日のサービス担当者会議の前に、資料の事前配布を徹底し、効果的な担当者会議にしていく。
- 2) サービス担当者会議開催後、速やかに要点をまとめて各部署に配布し、情報の共有化を図る。

4 モニタリングの実践

- 1) ケアプランに添った施設サービスの実施状況を検証するために、入居者との面談及び介護現場のサービス提供状況等の確認を行い、3 か月毎にモニタリングを実践する。
- 2) 評価の後、プランの続行・変更を検討すべくサービス担当者会議に提示していく。

5 ターミナルケアの充実

- 1) 各職種と協働でターミナル期を迎えた入居者対象のサービス担当者会議をタイムリーに開催する。
- 2) サービス担当者会議は家族参加型のものとし、家族の意向を聞き取りながら急変時の対応を含めたケアの方向性を決定する。
- 3) サービス担当者会議終了後は、速やかに「看取り介護計画書」を作成し、本人、又はその家族に計画内容を説明し同意を得た後に計画書に沿ったサービスを各職種協働により提供する。
- 4) ターミナルケア実施後には、振り返りの会議を開催して課題に対する改善策を検討及び実践することでターミナルケアの質の向上に努める。

6 介護支援専門員の資質向上と他職種との連携

- 1) 知識と技術のレベルアップを図り、自立支援につながるケアプラン作成に努める。
- 2) 朝礼、申し送り等での情報の発信と収集に努め、現状の把握とケアプランへの反映の適時性を図っていく。

介護部門

1 人材養成の積極的展開

法人基本理念が介護サービスの根幹となるように基本理念の理解を深め、常に入居者主体でサービスが提供できる人材を育てる。

1) 新任職員指導

チューター制を効果的に活用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく介護の基本が習得出来るように取り組む。

また、本取組みについては、施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。

2) 介護マニュアルに基づく介護サービスの徹底

- ① 介護マニュアルが更に基本理念に基づく内容となるように年1回見直しを行う。
- ② 介護マニュアルに基づくサービスの実践検証を行い、課題のある職員に対して介護課長、主任・副主任介護員による個別指導を実施する。
- ③ 介助する際の声かけ及び介助に対する入居者の意思確認を行うことで、入居者の人権を尊重したケアの提供に努める。
- ④ コミュニケーションマニュアルを基に、入居者に対して丁寧な言葉遣いや優しい関りが行えるように、ケアスタッフ会での周知に加え、課題のある職員に対しては個別指導を行うことで入居者に対するコミュニケーションの質の向上に取り組む。

2 個別ケアの充実

1) 生活支援と自立支援への取組み

入居者一人一人に合わせた日常介護を見直し、介護の基本である生活支援の充実、日常生活の中で現存機能を最大限活用した自立支援と環境の整備に取り組むことで、より豊かで快適な生活を送って頂き、生活の質の向上を図る。

【力点】

- ① 日々の生活支援の中で入居者の状態を常に確認し、現有する能力を適正に把握する事で、個々の能力を活かした自立支援に取り組む。
 - ② 各フロアにおいて在籍する入居者個々の個別性に応じてケアの多様化を図るとともに、フロア毎での入居者交流支援・楽しみづくりに取り組む。また、行事や集団リハビリ等を通じてフロア間の交流支援に努める。
 - ③ 日々の関わりの中から入居者の意向を汲取り、衛生的、且つ、快適な生活が送れるように居室環境を整える。また、入居者の意向を確認したうえで、ベッド周りの整理整頓及び清掃を行う。
- ### 2) ケアプランに基づくサービスの提供と自立支援への取組み
- ケアプランに基づき、入居者個々のニーズに沿ったケアの提供とともに、個別リハビリ・拘縮予防の実施により、心身の機能保持・減退防止を図り、自立支援につなげていく。
- ケアシステムを活用し、ケアプランに連動したケアが日々実践できているかを定期的に検証していく。
- また、日々の入居者との関わりの中で得た情報をシステム内に集積し、カンファレンスの場に情報提供し、ケアプランの効果的な見直しにつなげていく。

【力点】

- ① システムのケア記録を介護職員全員が継続して入力していく。また、ケア記録からケアの提供状況を定期的に検証し、見直しを行う。
- ② ケアプランに基づきケアを実施し、関わりの中で細かな情報をケース記録として集積することで個別性の高いケース記録にする。そのケース記録を基に毎月、ケアプランと照らし合わせてまとめを記録し、カンファレンスにてケアプランの効果的な見直しにつなげる。
- ③ 赤穂記念病院の理学療法士と当施設の訓練指導員（理学療法士、作業療法士）との連携をより一層図り、個別機能回復訓練計画に基づきリハビリを実践し、入居者の現存機能維持に努めるとともに、小枕等の使用による拘縮予防に取り組む。

3 認知症専門ケアの充実

認知症状の中にあっても尊厳あるその人らしい生活が送れるよう認知症への理解と共感を深め、入居者のどのような精神状態に置いても適切な対応に努める。また、喜び・楽しみを持ち続けられるようチームケアを展開し、安らげる生活空間を提供する。

【力点】

- ① 認知症介護実践者研修の修了者を中心に、入居者個々の認知症状や進行状況に合わせたケアを展開させ、その人らしい生活の維持に努める。
- ② 楽しみづくりの一環として、入居者が楽しんで取組める脳トレや回想療法等を取入れた幅広いレクリエーションを提供する。
- ③ 認知症ケアの実践を通じて発生する課題に対しチームアプローチを行い、チームケアによる課題の解決に取り組んでいく。

4 リスクマネジメントの取組み

入居者の生活に係るリスクを多面的にとらえ、常にリスク管理を行うことで安心・安全な生活を保障する。また、入

居者との信頼関係を築き、穏やかな精神状態での生活を送れるように支援する。

【力点】

- ① 認知症症状を的確に把握し、入居者個々の生活リズムと行動パターンから危険予知を行う。また、精神状態によって大きく作用される突発的な危険行動へも、速やかに対応していく。
- ② 入居者個々の生活観や価値観を理解の上で日常生活様態を把握し、入居者の行動範囲の中で、現存機能に応じた日常生活動作になっているかを常に確認し、予見と回避をもって事故防止に取り組む。
- ③ 事故の再発防止に向けて事故の原因分析を行い、改善策の周知徹底と実施状況の検証を徹底する。

5 ターミナルケアの充実

入居者一人一人の終末期において、人権の保障はもとより、その人がその人らしく最期を迎えられるよう最大限のケアを提供し、ターミナルケアの充実を図る。

【力点】

- ① 家族と本人の意向を尊重し、家族の思いに沿えるように積極的に関わり、その人らしく安心、且つ、安らげるケアを提供する。
- ② ターミナルケア実施後の振り返りを行い、課題に対する改善策を実践していくことで質の高いターミナルケアの実現を目指す。

6 介護スタッフ及び各職種との連携強化

交替勤務者の多い介護現場での情報の共有方法として、連絡簿の活用や日々のミーティングを通じて周知徹底することで、介護スタッフ間での連携と意思統一を図っていく。

また、業務調整事項や入居者の状態変化、入居者及び家族等からの希望・要望があった場合を含め、必要時に的確な報告・連絡・相談を徹底し、他部署との連携を図っていく。

看護部門

1 部署内及び各職種間との連携強化

入居者の施設生活を健康で豊かなものにするために部署内・各職種間と連携し、情報を共有化することで、より良いチームケアを展開する。

【力点】

- ① 入居者の健康管理をするうえにおいて、看護職員間のチームワークの強化は重要であり、入居者の自立支援のため、ミーティング・申送り等で情報を共有し、健康で安全・安心した生活が送れるよう医務室内の連携強化に努める。
- ② 個人ケース、バイタル表、日誌をもとに日々の報告を行い、医師との連携強化を図る。
- ③ 医療情報提供書や看護情報提供書（看護サマリー）を活用し、各医療機関との連携を図り、退院時には事前面接を行い、健康状態の把握に努める。
- ④ 毎日の申送りや、カンファレンス・各職種間と情報を共有し、異常の早期発見に努め、入居者の健康管理を行なう。

2 個別ケアの充実

入居者の健康管理において、その人らしさの実現を念頭に、個々の健康状態を日々観察し、各職種と連携しながらケアプランに沿った医療処遇の充実を図る。

【力点】

- ① 個人ケース、医務情報ファイル、申し送りファイルにより、入居者の既往歴・治療内容・身体状況を理解し、異常の早期発見に努め、安楽な生活ができるよう支援する。
- ② 個別の受診希望については医師、家族等との調整の上、医療機関への受診介助を行う。

3 ターミナルケアの充実

入居者の終末期において、苦痛のない安らかな終末期が迎えられるよう家族と職員が、入居者に対し共に援助できる体制を整え、その人がその人らしく最期を迎えられるよう援助する。

【力点】

- ① ターミナルケアの方針決定について、ターミナル期の意向を入所時に確認するだけでなく、ターミナル期移行時に医師をはじめ各職種と連携し、入居者とその家族の望むケアを提供する。
- ② 入居者の苦痛の除去及び緩和に努め、環境を整備し、安らかな状態が維持できるよう尊厳を持って看取りのための援助を行う。
- ③ 職員を対象にしたターミナルケアについての研修を行い、知識・技術の向上を図る。

4 感染症予防対策の強化

施設内での感染症の発生・拡大・再発防止のため、職員研修の実施及び施設環境整備に努める。

【力点】

- ① 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
- ② 常に最新の情報を収集し、感染症対策委員会においてマニュアルの見直しを行う。
- ③ 厚生労働省及び各関係機関からの情報を収集し、通知に基づく予防策を順守することで、入居者の感染予防に努める。

5 経口摂取維持への取り組み

医師をはじめ各職種連携のもと楽しく、且つ、安全な経口摂取を維持するための取り組みを行う。

【力点】

- ① 日々のケアにおいて入居者の食事摂取の状態を把握し、カンファレンス等の場において、各入居者の身体状況、栄養状態等の情報を共有し、食事形態、摂取方法等について検証を行い、安全に経口摂取が出来るよう支援する。
- ② 入居者が安全に食事摂取を出来るよう、誤嚥防止、誤嚥時の対応について職員研修を行う。

機能訓練部門

1 個別機能訓練計画に基づく生活機能向上への取り組み

1) 外部のリハビリテーション専門職との連携による機能訓練の充実

- ① 赤穂記念病院の理学療法士と協働で入居者のアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、計画内容を入居者及び入居者家族に説明し同意を得る。
- ② 生活相談員、介護員、看護員等と協働して、個別機能訓練計画に基づく計画的な機能訓練を実施する。
- ③ 3か月毎に機能訓練の実施状況を評価し、必要に応じて機能訓練計画の見直しを行う。

2 理学療法及び作業療法の専門性の確立

身体に障がいがある対入居者に対し、日常を過ごす上での基本動作能力の向上を図るために行なっていく理学療法に対して、身体機能が低下している入居者に対し、ADL（日常生活活動）という、日常過ごす上での応用的な動作能力の向上を図るために行なっていく作業療法との目的の違いを明確にしたうえで、理学療法及び作業療法の専門性を確立する。

1) 理学療法の実践

- ① 上下肢機能維持を図った全身運動を目的とした集団体操を行う。
- ② 関節拘縮や筋緊張亢進のある入居者に対して拘縮予防及び改善を図るために関節可動域訓練を実施する。
- ③ 主に寝たきり状態の入居者に対して小枕等を活用し安楽な姿勢を保持するポジショニングに取り組む。
- ④ ゴムチューブや重りを使用した上下肢運動を行うことで筋力強化につなげる。
- ⑤ 車椅子移動の入居者を対象に車椅子の駆動練習及び移乗練習を実施する。
- ⑥ 歩行の練習が必要な入居者対象に平行棒や歩行器等を活用した歩行訓練を実施する。
- ⑦ 入浴中のリラックスした状態で関節可動域訓練やマッサージ等の浴中リハビリを実施する。

1) 作業療法の実践

- ① 季節折々にまつわるちぎり絵の作成等、指先・手・腕などを使うという作業活動を通して、日常生活に生きがいを見つけ楽しむことや日常生活に必要な動作が必然的に行えるようになり、入居者の活動量と他者との交流を増加させることで、心身のリハビリを目的とした創作活動に取り組む。また、作成した作品を壁面に掲示するなど家族等からの評価を得ることで更なる達成感ややりがいにもつなげていく。
- ② プランターで野菜を栽培し水やりや収穫を行う園芸活動に取り組む。
- ③ 認知症の進行予防や認知症状の改善を目的として、「脳活 balanser CogEvo」を軸とした脳トレを実施し、認知機能の改善を通して日常生活における怪我の予防が図れるよう取り組む。また、リアリティ・オリエンテーション（現実見当識訓練）やシナプソロジー（脳活性化プログラム）についても、入居者個々の状態に応じて提供していく。
- ④ 日常生活動作練習として食事動作やその他生活に関わる動作練習や自助具の選択・提供に取り組む。
特に、手指巧緻性の低下した入居者に対してはペグボードを活用した動作練習を実施することで、書写動作等の改善を図る。

3 レクリエーションを活用した機能訓練の取り組み

楽しみながら継続的に機能訓練が実施できるように、レクリエーションを活用した機能訓練を提供する。

【力点】

- ① 風船バレーやボール投げ、ボーリングなどを通じて体を動かす。
- ② 臥床傾向にある入居者に対して、居室で楽しめるレクリエーションを実施し、個別リハビリや離床への意欲向上を図る。
- ③ 懐かしい歌に触れることで、歌詞を思いだしたり、歌うことを楽しむ音楽療法に取り組む。

食事部門

1 楽しみとされる食事

入居者の選択意思を尊重し、個々の嗜好を生かしていける食べ易い食事の提供を基本に「楽しみとされる食事」作りを目標とし、衛生管理の徹底とともに、食事全般のサービス向上に取組み、施設内の食生活の充実を図る。

- 1) 新しいメニューを年間 8 品以上増やし、提供する。
- 2) 入居者の嗜好情報（嗜好調査等）を収集・把握して献立に反映させる。
- 3) 日常の献立にも代替食等により、入居者の嗜好ニーズの対応に努める。
- 4) 行事食・選択食の実施。
- 5) 市場調査による適切な価格でもって、より新鮮で品質の良い食材購入に努める。
- 6) 適時適温食の実施。

2 栄養ケア計画の実施

各職種間との連携により、入居者の身体状況・食事摂取量等を把握し、個別の栄養ケア計画を作成、また、介護サービス計画書と連携し、一人一人に合わせた食事の提供により低栄養状態の予防・改善、喫食環境の改善を図っていく。

- 1) 入所前に、身長・体重測定・食事状況の情報を得て、スクリーニングを行い、低栄養状態のリスクの把握を行う。
- 2) モニタリングを低栄養状態の低リスク者は 3 か月毎、中リスク者は 1 か月毎、高リスク者は 2 週間毎に行い、栄養ケア計画を見直す。

3 衛生管理マニュアルの徹底

施設入居者が高齢であり、食中毒が起きると感染の拡大・命にかかわる危険性もある。そのため、衛生管理マニュアルの徹底による食中毒の防止に努め、安全な食事を提供する。

- 1) 食事サービス委員会・調理研究会において、部署内外へ食品・器具の取扱いについて周知徹底を行う。
- 2) 入居者及び入居者家族へ居室内の食品の管理について呼びかける。
- 3) 厨房内の環境整備を強化する。
 - ① 清掃チェック表を基に実施状況の検証を行い、確実に実施する。

4 経口摂取維持への取組み

食事とは、本来口から食べるものであることから、各職種共同により入居者全員の経口維持計画書を作成し、経口維持できるように個人の咀嚼・嚥下機能に配慮した食事の提供を行う。

5 調理技術の向上

調理研究会にて、入居者に合ったトロミ材の付け方・食材の切り方・味付けなどの統一を図り、ソフト食・手作りおやつなど調理実習を行っていく。

6 ターミナルケアの充実

家族・各職種との協働により、終末期を迎えた入居者が最期まで経口による食事摂取が適うように、入居者個々の嗜好を反映させながら咀嚼・嚥下状態に応じた食事を提供する。

7 部署内及び各職種の連携強化

入居者の健康状態の把握と栄養ケア計画を実施するため、部署内においては日々のミーティングを活用し、各部署については、申送り・カンファレンス等を通じて連絡・連携を図ることで、入居者のより豊かで楽しみのある食事の提供に努める。

令和 7 年度 事業計画書

桜谷荘ショートステイ事業所（定員 10名）	
基本理念	① 公益的事業の積極的取り組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 地域の福祉ニーズを把握し、地域社会の福祉資源として積極的に機能する ② 利用者の自己選択を尊重し、個別性の高いサービスを提供する ③ 在宅介護を支え、在宅生活の自立を支援する ④ 関係機関と連携し、利用者の最善の利益を追求する ⑤ 世代間交流や地域住民との連携を図り互いに協力しあえる環境を構築する
重点項目	① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進 ② 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に福祉還元する ③ 人権侵害防止及び身体的拘束等の適正化 ④ サービスの質の向上への取り組み ⑤ ケアプランに基づく介護サービスの提供 ⑥ 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化 ⑦ 医療処遇の充実 ⑧ 介護事故に対する安全管理体制の強化 ⑨ 顧客確保に向けた積極的展開 ⑩ 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・医療機関との連携強化 ⑪ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る ⑫ 部署内及び各職種との連携強化
総 括	本年度も、利用者のニーズ、心身の状況及びその置かれている環境を把握したうえで、サービス利用の予定・継続性に配慮し、ケアプランの策定、プランに沿ったケア提供、要望に沿える個別性の高いサービス提供に取り組んでいく。長期間利用が無い場合のショートステイ利用時には、入所時の状態確認だけではなく、担当ケアマネジャーへの情報提供書の要請、家族への状態確認を行うほか、本人との事前面談を行うことで利用者の状態を正確に把握し、状態に応じた適切なサービスの提供に努める。 感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修・BCP（業務継続計画）に基づくシミュレーションの実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。 人権擁護委員会を 4 回/年開催し、人権侵害になり得る様々なテーマについて、ケアスタッフ会を通じて討議・実践し、実施状況を改善していくほか、人権擁護委員会が中心となり人権侵害防止及び身体的拘束等の適正化のための研修を企画し、職員研修において職員への周知及び意識づけを徹底する。また、人権擁護に関する職員アンケートを実施し、アンケート結果から抽出された課題点については、特養幹部会において改善策を検討・実施する。
新たな取り組み	・ 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・医療機関との連携強化 居宅介護支援事業所をはじめ他事業所や医療機関との連携・連絡を密にし、介護者の介護軽減を図るとともに、自立支援を踏まえた質の高いサービス提供に努める。 特に、新規利用依頼については、ケアマネジャーやソーシャルワーカーと連携を深め、十分なアセスメントを行っていく。 ・ 赤穂市近隣の居宅介護支援事業所や医療機関との関係も構築できるよう、定期的な訪問、電話や FAX 等によりベッドの空き状況を報告し、ショートステイ利用者の紹介を依頼する。
目標平均要介護度	2.5
目標稼働率	115.0%

事業計画書

桜谷荘 ショートステイ事業所

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 地域の福祉ニーズを把握し、地域社会の福祉資源として積極的に機能する
- ② 利用者の自己選択を尊重し、個性の高いサービスを提供する
- ③ 在宅介護を支え、在宅生活の自立を支援する
- ④ 関係機関と連携し、利用者の最善の利益を追求する
- ⑤ 世代間交流や地域住民との連携を図り互いに協力しあえる環境を構築する

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に福祉還元する
- ③ 人権侵害防止及び身体的拘束等の適正化
- ④ サービスの質の向上への取り組み
- ⑤ ケアプランに基づく介護サービスの提供
- ⑥ 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
- ⑦ 医療処遇の充実
- ⑧ 介護事故に対する安全管理体制の強化
- ⑨ 顧客確保に向けた積極的展開
- ⑩ 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・医療機関との連携強化
- ⑪ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
- ⑫ 部署内及び各職種との連携強化

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画（1 年目）を積極的に推進する。

2 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に還元する

居宅介護支援事業所や地域包括支援センターだけでなく、行政や医療機関等との連携を図り、赤穂市における福祉ニーズを把握し、ニーズに沿ったサービスの検討・実践に努める。

また、在宅介護支援センターやすらぎの開催する介護者教室等に積極的に参加し、事業所の専門的知識や技術を地域に福祉還元していくほか、特養と連携して地域サポート施設の機能強化及び福祉避難所の体制整備等に取り組む。

3 人権侵害防止及び身体的拘束等の適正化

【力点】

- ① 利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発を防止するための担当者を配置する。
- ② 人権擁護委員会を 4 回/年開催し、高齢者虐待・身体拘束に対する意識付けの調査を実施し、高齢者虐待・身体拘束になり得る様々なテーマについて、ケアスタッフ会を通じて討議・実践し、実施状況を改善していく。
- ③ 人権擁護委員会が中心となり高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための研修を企画し、5 月及び 9 月の職員研修において職員への周知及び意識づけを徹底する。また、人権擁護に関する職員アンケートを実施し、アンケート結果から抽出された課題点については、特養幹部会において改善策を検討・実施する。
- ④ 利用者・家族とともに身体拘束についての捉え方を考え利用者・家族の理解・協力のもと、身体拘束を行わず専門的ケアを提供することにより、入居者の人権の擁護と安心、且つ、安全した生活の確保を行う

4 サービスの質の向上への取り組み

- 1) 介護マニュアルに基づくサービス提供の強化
職員個々が各種マニュアルに基づくサービスが確実に提供できているかを検証し、それぞれの課題点に対する改善策を実施することでサービスの標準化に取り組む。
- 2) サービス自己評価及び利用者満足度調査のサービスへの反映
サービス自己評価及び令和 4 年度に受審した福祉サービス第三者評価からの課題・問題点に対して、サービス評価委員会が中心となり、改善策の実施状況の検証を行い、サービスの改善内容を確実に利用者に還元する。

また、サービス満足度調査を実施することで、利用者及び利用者家族からの施設サービスの評価を受けるとともに、意見・要望を施設サービスに反映させることで、サービスの質の向上に努める。

5 ケアプランに基づく介護サービスの提供

利用者のニーズ、心身の状況及びその置かれている環境を把握したうえで、サービス利用の予定・継続性に配慮し、ケアプランの策定、プランに沿ったケア提供、要望に沿ったサービスを提供する。

特に、長期間利用が無い場合のショートステイ利用時には、入所時の状態確認だけではなく、担当ケアマネジャーへの情報提供書の要請、家族への状態確認を行うほか、本人との事前面談を行うことで利用者の状態を正確に把握し、状態に応じた適切なサービスの提供に努める。また、利用中に状態変化があった場合には、必要に応じて家族に確認のうえサービス担当者会議・送り等でケアサービスの見直しと変更されたケア内容の周知徹底を図る。

退所時には、利用中の様子を記録した「ショートステイ利用状況のまとめ」を作成し、家族へ利用状況の報告を行うとともに、高齢者福祉施設としての専門的視点からの助言等も行っていく。

6 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

1) 業務継続計画（BCP）に基づく研修及び訓練（シミュレーション）の実施

① 研修及び訓練（シミュレーション）の実施

感染症発生時の対応については感染症対策委員会が中心となり、災害発生時の対応については安全委員会が中心となって、研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

2) 感染対策の強化

感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修・模擬訓練の実施及び施設環境整備に努める。

また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。

感染症、または食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず施設長に状況報告し、施設長は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し、対応策等の指示を仰ぐ。

① 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

i) 利用時には利用者及びその家族等の健康状態を確認し、施設が送迎する際には利用者宅で、家族等が施設へ送迎する際には施設玄関でバイタルチェックを行い、感染症の疑いや発熱等が確認された場合には利用中止等を家族との調整を図る。また、利用時に持参した衣類等は乾燥機で高熱処理を行う。

ii) 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いのほか、血液、嘔吐物、排泄物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン・ガウンを着用する。

iii) 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。

iv) 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等）予防策を徹底する。

② 感染症対策委員会の適正な運営

i) 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践する。

ii) 施設内の環境整備についての点検を行い、課題のある個所については担当する各部門に改善指示を出し、改善状況についての検証を行う。

iii) 常に最新の情報を収集し、感染症対策委員会においてマニュアルの見直しを行う。

③ 感染症発生時の対応

i) 感染症、または食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに施設長に状況を報告し、施設長は感染症の種類等に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。

また、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。

ii) 感染症対応マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。

iii) 感染症等の発生状況に応じて、赤穂市及び赤穂健康福祉事務所（保健所）等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携をとる。

④ 職員研修及び模擬訓練（シミュレーション訓練）の実施

i) 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。

ii) 業務継続計画（BCP）に基づき、施設内で感染症の罹患が発生した際にも継続して適正な介護サービスが提供できるよう模擬訓練を実施する。

2) 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

利用者の生命の安全ということを視野に入れ、処遇に万全を期すとともに安全確保のためには施設の防災・防火対策はもとより、職員一人一人の防災・防火意識の高揚と火災等の各種災害を想定した消防・避難救出訓練の実践強化を図り、危機管理と避難救援体制を確立する他、災害が発生した際にも適正な介護サービスが継続して提供できる体制整備に努める。

特に、災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえて、地域住民と協働での災害対応訓練を実施する。

また、風水害、地震等各種防災マニュアルを施設職員へ周知徹底を図っていく。

【訓練・研修】

月	訓練・研修内容	月	訓練・研修内容
令和7年 4月	消防・避難訓練（新人職員対象） 避難誘導訓練・消火器具取扱訓練	10月	業務継続計画（BCP）に基づく災害発生時対応訓練（土石流）
5月	消防・避難訓練（夜勤帯想定） 消防への非常通報訓練・避難誘導訓練・ 消火器具取扱訓練	11月	地区との合同消防避難訓練 消防への非常通報訓練・消火訓練・ 避難誘導訓練・消火器具取扱訓練
6月	防火・防災マニュアル研修	12月	失踪者発生時初動対応訓練

7 月	非常召集訓練 消防への非常通報訓練・非常召集訓練・ 消火訓練・避難誘導訓練	令和 8 年 1 月	消防・避難訓練（夜勤帯想定） 消防への非常通報訓練・避難誘導訓練・ 消火器具取扱訓練
8 月	失踪者発生時初動対応訓練	2 月	福祉避難所受入れ対応訓練
9 月	消防・避難訓練（日勤帯想定） 消防への非常通報訓練・避難誘導訓練・ 消火器具取扱訓練	3 月	消防・避難訓練（日勤帯想定） 消防への非常通報訓練・避難誘導訓練・ 消火器具取扱訓練

7 医療処遇の充実

利用者の利用期間中の健康管理について、利用開始時に、在宅での健康管理・加療状況を確認し、かかりつけ医及び施設協力医療機関との連携のもと、家族の意向に沿った健康へのサポートが行えるように個別に医療処遇を適宜行っていく。健康管理に必要な個別情報を利用毎に整理し、利用者個々における利用経過を把握して、機能訓練対応も含め、継続性のある健康管理・身体機能維持への取り組みを充実させる。また、送迎時には家族及び利用者に対して医学的観点から助言を行うことで、利用者・家族から信頼される施設を目指す。

機能訓練については、機能訓練指導員及び赤穂記念病院の理学療法士等と連携し、利用者・家族の意向に沿った個別機能訓練計画書の作成及び 3 か月毎の評価を行う。また、機能訓練の実施状況及び評価を利用者・家族に説明し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しをしていくことで、機能訓練の質の向上に努める。

8 介護事故に対する安全管理体制の強化

介護事故等により利用者の状態が変わることによって、利用者・介護者の生活が変化することを念頭に置き、決して事故を起してはならないという意識のもと、利用者に対する安心・安全を確保するために安全対策担当者を配置し、介護事故防止委員会において、介護事故発生原因の究明及び再発防止のための対策を検討する。

【力点】

- ① IAC レポート・事故報告書について、情報を具体的に収集、分析・評価、原因の究明を行い、再発防止の改善策を検討する。
- ② 介護事故に関する事故発生防止のための職員アンケートの結果から、課題に対する対応策の実施状況を検証し、解決されていない課題に対する対応策の検討及び実践状況の検証を行う。

9 顧客確保へ向けての積極的展開

顧客確保のためには、サービスの質の向上が必須の条件であることから、下記の内容の機能充実・強化を図るとともに、効率的な介護の提供体制を整備し適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。

【力点】

- ① 利用者個々の嗜好ニーズに応じたプログラムの提供を行う。
- ② 居宅介護支援事業所への訪問及び電話連絡、FAX によりタイムリーにベッドの空き状況を報告し、ショートステイ利用者の紹介を依頼する。
- ③ 特養利用者の在在者数の変動を予測し、空きベッドを可能な限り利用できるように的確な予約管理を行う。また、キャンセル待ち利用者の管理を徹底し、利用可能な状況が発生した際に、迅速に対応できる体制を整える。
- ④ 接客技術・面接技術・アセスメント力の向上に取り組む。
- ⑤ ニーズに応じて、時間外・緊急時の入退所にも対応する。

10 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・医療機関との連携強化

居宅介護支援事業所をはじめ他事業所や医療機関との連携・連絡を密にし、介護者の介護軽減を図るとともに、自立支援を踏まえた質の高いサービス提供に努める。

特に、新規利用依頼については、スムーズにサービスが開始できるようにケアマネジャーやソーシャルワーカーとの連携を深め十分なアセスメントを行っていく。

また、高齢者虐待などが疑われる状況が発生した場合においても、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携のうえでその防止に努めるとともに、緊急の受入要請があった際に迅速に対応する。

赤穂市近隣の居宅介護支援事業所や医療機関との関係も構築できるよう、定期的な訪問、電話や FAX 等によりベッドの空き状況を報告し、ショートステイ利用者の紹介を依頼する。

11 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

利用者・家族からの相談・苦情に対して、施設内に苦情受付窓口・担当者を配置し、苦情解決責任者・苦情解決部会・第三者委員を通じて、原因の究明と改善対応策の検討を迅速に行うとともに、特養幹部会が中心となって、サービスの改善策を全職員へ周知徹底を図る。なお、苦情に対する対応は、苦情発生の状況、経過を確認し、関係者への連絡マニュアルに沿った初期対応を確実に行う。

また、居宅介護支援事業所・地域包括支援センターとの連絡・連携により、苦情だけでなく利用者の要望についてもサービス向上にむけての検証・検討事例として受止めることで、サービスの質の向上につなげていく。

12 部署内及び各職種との連携強化

在宅サービスであるショートステイは、在宅での状態が把握し難い状況にあるため、家族やケアマネジャーから得た情報は確実に各部署に連絡し、共有することで適切なサービスの提供に努める。

令和 7 年度 事業計画書

デイサービスセンターやすらぎ（定員 30 名）	
基本理念	① 公益的事業の積極的取り組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 利用者の人権を擁護する ② 在宅生活の自立を支援するサービスを確立し、地域社会の福祉資源として機能する ③ 利用者個々の個性の重視と高度の専門性に基づくサービスの提供
重点項目	① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進 ② 安定した事業運営への取り組み ③ 個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供 ④ 人材養成の積極的展開 ⑤ 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携 ⑥ 人権侵害防止の取り組みの強化 ⑦ 感染症対策の強化 ⑧ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施 ⑨ 介護予防・日常生活支援総合事業の効果的運用 ⑩ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
総 括	利用者の人権の擁護・虐待の防止等をより推進する観点から、人権を擁護するために、職員研修等で周知及び意識づけをし、日々の業務で実践できているかの検証を人権擁護委員会で検証する。これにより、職員相互での牽制機能を持たせ、不適切ケアをなくす。 利用者、家族の意志、契約に基づいてサービスを利用する現在、サービス提供の在り方は「利用者個々にとって満足できるサービスであるか、否か」が即、サービスの利用に反映される。当センターにおいては、利用者のみに留まらずその家族（介護者）のニーズも包括した付加価値の高いサービスを提供するために、ケース検討委員会を中心に個別援助計画に基づき、利用者の自立支援及び介護予防を念頭においたサービスを効果的に提供する。 昨年度から、業務改善の一環として介護ソフト「ほのぼの」をタブレットに導入し、タブレットを活用した入力を行うようになったことで、各部署のタイミングで入力できるようになり作業効率が上がったため、本年度も継続して活用する。 ① 介護ソフトほのぼのシステムで活用できる書式についてすべて利用する。 ② 介護ソフトほのぼのシステムへ各種記録を確実に入力し、情報の一元化を図る。 ③ 介護ソフトほのぼのシステムの掲示板機能を活用し、各部署等との情報共有及び可視化を図る。
新たな取り組み	・ 利用者の介護・接客サービス 本年度から岩盤浴機器を導入し、利用者の身体を芯から温め、血行を促進させることによる冷え性の改善やデトックス効果による身体に溜まった老廃物や毒素を排出し免疫力を向上させることなどで利用者の体調を整え 1 日でも長く在宅生活を継続できるように支援する。また、岩盤浴機器の導入について利用者・家族及び各居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの周知及び岩盤浴を実施した評価を報告することで、事業所のサービスの売りの一つとして確立させる。
目標平均要介護度	2.50
目標稼働率	90.00%

令和 7 年度

事業計画書

デイサービスセンター やすらぎ

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 在宅生活の自立を支援するサービスを確立し、地域社会の福祉資源として機能する
- ③ 利用者個々の個別性の重視と高度の専門性に基づくサービスの提供

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② 安定した事業運営への取組み
- ③ 個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供
- ④ 人材養成の積極的展開
- ⑤ 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携
- ⑥ 人権侵害防止の取組みの強化
- ⑦ 感染症対策の強化
- ⑧ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
- ⑨ 介護予防・日常生活支援総合事業の効果的運用
- ⑩ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

1) 地域貢献への積極的展開

在宅介護支援センターやすらぎが開催する転倒予防・認知症予防等の講習に積極的に参画し、「地域社会との共生」により一層積極的に取組む。

2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す

3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 4 期経営 5 か年計画（2 年目）を積極的に推進する。

2 安定した事業運営への取組み

安定した事業運営を継続させるためにも予算で設定された収入の確保が必要なことから、新規利用者を確保し、平均稼働率 90.0%の確保を実践する。そのために、新規利用者等の確保については、多様なサービスメニューを準備し、当事業所の特性である専門的な認知症予防等を地域包括支援センター、居宅介護支援事業所一人一人のケアマネへ周知するとともに、機関紙等を通じて事業所の PR を広く地域に広報し、新規利用者等の確保に精力的に取り組む。

在宅で生活する利用者が通所介護に期待することは、基本的に身体介護及び心身の機能維持・向上による自立した在宅生活の継続であるが、併せて社会的交流による生活意欲の向上も大切であり、このことは介護者の負担軽減の上からも必要である。

サービスの提供に際しては、「介護予防」、「自立支援」を念頭におき、在宅生活の継続に資するサービスを提供し、介護重度者から軽度者におよぶ多様なニーズに応えるため、個別性を重視した個別援助計画に基づく、適切なサービスの提供に努める。

3 個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供

地域で在宅生活が継続できるよう生活機能の維持・向上に資する効果的な支援を行う。そのために、個別援助計画に基づくサービスの提供がより細やかに実施できるよう、職員間の情報をミーティングの場を中心に活性化させ、情報の集積と統一された意識を醸成し、科学的根拠に基づいた質の高いサービスの提供に努める。また、個別援助計画に基づくサービスとするため、計画に連動したサービス確認書（個別のサービス実施予定表）をサービス提供現場に担当別に配して、統一されたサービスの実施とサービスの抜け落ちを防止するとともに、ケース検討委員会・ミーティングの場を中心にモニタリングを実施して、日々のサービスに反映させる。

1) 介護ソフトほのぼのシステムの効果的活用

昨年度から、業務改善の一環として介護ソフト「ほのぼの」をタブレットに導入し、タブレットを活用した入力を行うようになったことで、各部署のタイミングで入力できるようになり作業効率が上がったため、本年度も継続して活用する。

- ① 介護ソフトほのぼのシステムで活用できる書式についてすべて利用する。
- ② 介護ソフトほのぼのシステムへ各種記録を確実に入力し、情報の一元化を図る。
- ③ 介護ソフトほのぼのシステムの掲示板機能を活用し、各部署等との情報共有及び可視化を図る。

2) 認知症高齢者の処遇の充実

デイサービスセンターやすらぎにおいても、軽度の認知症高齢者が利用されているため、「認知症高齢者の人格を尊厳維持する」の基本的理念に徹し、「彼らの残された人生がより充実できるような援助」を実践するため家族・居宅介護支援事業所等との連絡連携を深めるとともに、利用者の精神安定を図り、居場所作りを目的とした認知症対応の手法であるユマニチュードを基本として

- ① しっかり正面に位置して目を合わす。～少しの時間は笑顔で目を離さない！～
- ② しっかりと、やさしく言葉をかけ、意思疎通を図る。
- ③ 身体に触れる。（しっかりと、やさしく）手、腕を持つときは下から支えるイメージで！
- ④ 歩くなどの「行動支援」～人は歩くことで、気持ちが前向きになる～
を指標に全職員で取り組む。

4 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底

法人基本理念を人材養成の糧とし、研修等を通じて理解を深め業務への実践を通して、地域社会から求められる福祉人材を育成する。

2) 従事職員の資質向上及び人材養成のため、以下の研修を実施する。

① 新任職員指導

チューター制を効果的に活用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく介護の基本が習得出来るように取り組む。また、本取り組みについては、施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。

② 中堅職員の研修

所内研修、介護実習、介護者教室等の指導を担当するとともに、勉強会等を開催して中堅職員としての自覚と素養を培う。

③ 所内・派遣研修

所内研修においては、介護にかかる基礎知識の反復研修をはじめとして、「身体拘束の防止」・「介護事故予防」・「感染症対策」についても、研修委員会が中心となって年間カリキュラムに基づき取り組む。また、各団体の主催する研修会にも積極的に参加して、専門知識・資質の向上に取り組む。

④ 認知症の専門研修

認知症の専門研修（認知症介護実践者研修・認知症介護実践リーダー研修、4DAS 研修等）を受講し、専門的な知識・技術を身につけ実践することで、サービスの質の向上を図る。

3) 人事考課制度の運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して信頼関係を構築し、自己の分析・目的意識の明確化を図り、就業意欲や向上心を培う機会とする。

4) 委員会活動

事業運営を各委員会に分担して従事職員が参画することで、業務に対する主体性を培い、問題意識の持ち方・捉え方等を学び、業務に対する改善等、サービス内容に反映することで、業務の活性化を図る。

5 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携

通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業において、要介護（要支援）状態となった場合においても、利用者が可能な限り利用者の居宅において、持っている能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る目的で提供されるサービスであることから、支援体制が一事業所の完結であってはならず、サービスの利用が真に利用者の在宅生活の包括的支援に繋がるものでなければならない。

このことから、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等が主催する担当者会議に当センターも積極的に参画し、介護情報の共有と連携を一層強化して、サービスの効果的運用に努める。また、高齢者虐待等が疑われる状況が発生した場合においては、赤穂市・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等との連携の上、その防止に努める。

6 人権侵害防止の取り組みの強化

利用者の人権の擁護・虐待の防止等をより推進する観点から、人権を擁護するために、職員研修等で周知及び意識づけをし、日々の業務で実践できているかの検証を人権擁護委員会で検証する。これにより、職員相互での牽制機能を持たせ、不適切ケアをなくす。

1) 担当者の配置

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発防止をするため担当者を配置する。

2) 人権擁護委員会の牽制機能の強化

人権擁護委員会を6回／年開催し、高齢者虐待・身体拘束等の人権侵害に対する意識付けの調査を実施するとともに、高齢者虐待・身体拘束等の人権侵害になり得る様々なテーマについて、委員会を通じて討議・実践し、実施状況を改善する。

3) 職員研修の実施

人権擁護委員会が中心となり高齢者虐待及び身体的拘束等の人権侵害防止のための研修を企画し、7月に開催する職員研修において職員への周知及び意識づけを徹底する。

4) 利用者・家族と協働による取り組み

利用者・家族とともに人権侵害についての捉え方を考え利用者・家族の理解・協力のもと、専門的ケアを提供する

ことにより、入居者の人権の擁護と安全、且つ、安心した生活の確保を行う。

7 感染症対策の強化

感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省からの通知に基づく対応を徹底する。

感染症、又は食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず施設長に状況報告し、施設長は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。

1) 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

- ① 利用時には利用者及びその家族等の健康状態を確認し、施設が送迎する際には利用者宅で、家族等が施設へ送迎する際には施設玄関でバイタルチェックを行い、感染症の疑いや発熱等が確認された場合には利用中止等を調整する。
- ② 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いのほか、血液、嘔吐物、排泄物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン・ガウンを着用する。
- ③ 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。
- ④ 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等）予防策を徹底する。

2) 感染症対策委員会の適正な運営

- ① 感染症対策委員会を定期的に開催する。
- ② 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
- ③ 施設の環境整備についての点検を行い、課題のある個所については担当する各部門に改善指示を出し、改善状況についての検証を行う。
- ④ 常に最新の情報を収集し、感染症対策委員会においてマニュアルの見直しを行う。

3) 感染症発生時の対応

- ① 感染症または食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに施設長に状況を報告し、施設長は感染症の種類等に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。また、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。
- ② 感染症対策マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。
- ③ 感染症等の発生状況に応じて、赤穂市及び赤穂健康福祉事務所(保健所)等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携を取る。

4) 職員研修及び模擬訓練

- ① 感染予防策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
- ② サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、新型コロナウイルス感染症発生時におけるBCP（業務継続計画）に基づいて、感染症が発生した場合であっても継続して適正な介護サービスが提供できるよう模擬訓練を実施する。

8 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施

利用者・家族から見たデイサービスへの期待・思いを確認するため、本年度も満足度調査を実施して、利用者サイドから見たデイサービスの在り方を検証し、その結果をサービス内容に反映することで、デイサービスが在宅介護の効果的な支援策となるよう努める。

さらに、兵庫県福祉サービス第三者評価の自己評価票に基づき本年度も、サービス検討委員会を中心に自己評価を実施し、自らのサービスの水準を把握し、改善の指標を明確にし、具体的改善策に取り組む。

9 介護予防・日常生活支援総合事業の効果的運用

介護予防・日常生活支援総合事業の中心的機関である地域包括支援センターと連携を取りながら利用者の受け入れを行い、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対して、介護予防計画に基づき、日常生活上の支援及び機能訓練、またはレクリエーションを提供する。

そのために、介護予防・日常生活支援総合事業の利用については、利用目的を明確にし、運動機能の維持・向上を目的とした効果的な実施メニューを準備して、個々の状況に応じた機能向上に取り組む。

なお、実施に際しては、機能訓練指導員を中心に生活相談員、看護・介護職員の連携を密にして、利用当初の身体状況などを把握し、サービス提供記録に基づき定期的に評価を実施して、在宅生活の自立及び介護予防に取り組む。

10 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

利用者の生命の安全確保のため、センターの防火・防災対策はもとより、職員一人一人の防災・防火意識の高揚と火災・災害を想定した避難救出訓練の実践強化を図り、危機管理と避難救援体制を確立する他、災害が発生した際にも適正な介護サービスが継続して提供できる体制整備に努める。また、危機管理と非難救援体制を確立及び風水害、地震等各種防災マニュアル・BCP（業務継続計画）を職員へ周知徹底を図り、訓練等の年間計画・実践を確実に実施する。

【訓練実施予定】

令和7年	4月	消火・避難訓練
	6月	消火・避難訓練
	8月	消火・避難訓練
	10月	消火・避難訓練
	11月	BCP（業務継続計画）に基づく訓練（水害避難訓練）
	12月	消火・避難訓練
令和8年	2月	消火・避難訓練

11 利用者の介護・接客サービス

利用者、家族の意志、契約に基づいてサービスを利用する現在、サービス提供の在り方は「利用者個々にとって満足できるサービスであるか、否か」が即、サービスの利用に反映される。

当センターにおいては、利用者の方に留まらずその家族（介護者）のニーズも包括した付加価値の高いサービスの提供に努めていかなければならない。

このため、ケース検討委員会を中心に個別援助計画に基づき、利用者の自立支援及び介護予防を念頭においた以下のサービスを効果的に提供する。

本年度から岩盤浴機器を導入し、利用者の身体を芯から温め、血行を促進させることによる冷え性の改善やデトックス効果による身体に溜まった老廃物や毒素を排出し免疫力を向上させることなどで利用者の体調を整え 1 日でも長く在宅生活を継続できるように支援する。また、岩盤浴機器の導入について利用者・家族及び各居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの周知及び岩盤浴を実施した評価を報告することで、事業所のサービスの売りの一つとして確立させる。

1) 生活相談

利用者とその家庭生活に視点をおき、状態に合わせた個別援助計画の策定とそれに基づいたサービスの提供また、利用者及びその家族との日々の連絡、相談等により信頼関係を確立し、在宅を含めた相談援助を提供する。サービス担当者会議等の機会を通して、潜在的ニーズの発掘等、積極的な相談援助に努める。

2) 機能訓練

機能訓練指導員を中心に個別援助計画に基づいた効果的な各種の集団・個別リハビリ指導、日常動作訓練等、介護予防を念頭に実施し、利用者が在宅生活をより自立して継続できるよう援助する。そのために、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問して得た情報を基に、赤穂記念病院の理学療法士と共同で利用者のアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、その後 3 か月ごとに利用者の居宅を訪問した上で、利用者、または、その家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行う。また、小集団での体操（姿勢の保持やバランス体操など）を実施し、在宅生活が継続できるよう努める。

本年度はさらに、地域で生活を継続するために、地域に福祉資源を活用することで、自宅にいても福祉資源を活用できる自信を持ってもらう。そうすることにより、その人がその人らしく地域で在宅生活が継続できるよう努める。

3) 介護サービス

デイリープログラムを見直し、利用者を中心としたメニューが提供できるように取り組む。
くつろげる雰囲気の中で休養していただき、心身ともに健康であるよう促がしと見守りに努めるとともに、食事・入浴・排泄においては、ADL の状況に応じた個別援助の徹底と転倒等、事故防止に万全を期す。また、介護に際しては、日常生活動作訓練の機会と捉え、機能訓練と連動した、自立支援・在宅の介護軽減を視野に入れた、介護姿勢で取り組む。また、レクリエーションにおいては、作品制作やカラオケ等、本人が真に希望することを実施し、他者と協力したり、相談したりしながら取り組んでいけるよう努める。そして、レクリエーション等を自宅でも活動できるようにすることで生活意欲の向上を目指す。

4) 健康チェック

問診をはじめ、細心の観察力を養い血圧、検温等バイタルチェックを実施し、身体の状態を把握して健康管理への助言を行なうとともに、必要に応じ専門医への受診の促がし等、疾病の早期発見に努める。

5) 送迎

送迎は安全・快適を最優先とし、特に車への乗降時の介助・走行中の車酔い・座席からの転落等には添乗員を配置して万全を期す。また、安全な送迎場所の確保と利用者の状態に応じて車椅子等、専用車両での送迎にあたる。

6) 入浴

健康状態をチェックして安全な入浴に配慮するとともに、身嗜み・清潔保持の自立への支援の機会とする。また、心身ともに疲れを癒すような入浴が出来るよう雰囲気作りに努め、皮膚疾患等の早期発見の場面としても捉える。

7) 食事

利用者の嗜好と食生活を考慮し、旬の食材を取り入れることで季節感へ配慮するように盛り付け、適温食を実施する等、雰囲気作りに努める。また、食事形態等の工夫により、満足感ある食事を提供する。

1 2 行事企画及び個別嗜好の充実

社会的交流の支援、趣味・嗜好の充足及び心身の機能回復・減退防止を図り、楽しみとしてある通所介護とするため、季節行事等を取り入れるとともに、行事委員会を軸に利用者相互・利用者と職員の信頼関係・ふれあいを構築する独自のメニューの開発等に取り組む。

また、ボランティアの積極的な導入により、多様な個別嗜好の充足を図るとともに、行事運営の一層の充実を図る。
《令和 7 年度行事予定》

実施月	プログラム(午前中)	実施月	プログラム(午前中)
令和 7 年 4 月	開所記念行事、バスハイク（お花見） カレンダー作り・誕生会	10 月	レクゲーム、室内運動会 カレンダー作り・誕生会
5 月	レクゲーム、料理教室 カレンダー作り・誕生会	11 月	レクゲーム、料理教室 カレンダー作り・誕生会
6 月	レクゲーム、創作活動 カレンダー作り・誕生会	12 月	忠臣蔵大会 クリスマス・忘年会・餅つき カレンダー作り・誕生会
7 月	七夕祭り、レクゲーム カレンダー作り・誕生会	令和 8 年 1 月	新年会 新春カルタ・すごろく・福笑い カレンダー作り・誕生会
8 月	夏祭り（盆踊り）、創作活動 カレンダー作り・誕生会	2 月	節分行事、バレンタイン カレンダー作り・誕生会
9 月	敬老会、レクゲーム カレンダー作り・誕生会	3 月	ひな祭り行事、レクゲーム カレンダー作り・誕生会

※ 楽しみ作りの一環の一つとして、また、リハビリの実践の場として個別外出を随時実施する。

令和 7 年度 事業計画書

認知症対応型デイサービスセンター やすらぎ（定員 12名）	
基本理念	① 公益的事業の積極的取り組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 利用者の人権を擁護する ② 在宅生活の自立を支援するサービスを確立し、地域社会の福祉資源として機能する ③ 利用者個々の個性の重視と高度の専門性に基づくサービスの提供
重点項目	① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進 ② 安定した事業運営への取り組み ③ 個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供 ④ 人材養成の積極的展開 ⑤ 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携及 ⑥ 人権侵害防止の取り組みの強化 ⑦ 感染症対策の強化 ⑧ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施 ⑨ 運営推進会議の効果的運用 ⑩ 認知症カフェの効果的運用 ⑪ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
総 括	利用者の人権の擁護・虐待の防止等をより推進する観点から、人権を擁護するために、職員研修等で周知及び意識づけをし、日々の業務で実践できているかの検証を人権擁護委員会で検証する。これにより、職員相互での牽制機能を持たせ、不適切ケアをなくす。 赤穂市唯一のデイサービスセンターとして、より専門性の高いサービスを提供することで、他事業所との差別化を図る。そのために、職員が認知症介護研修（実践・リーダー）や認知症機能訓練研修（4DAS 研修）を受講し、認知症に関する専門的な知識・技術を修得し、その研修で得たものを全職員で共有することにより、職員一人一人が科学的根拠に基づく質の高いサービスを提供することに繋げる。 地域貢献事業の一環として、認知症の人やその家族、地域の人等、誰もが気軽に参加できる「集いの場」として、情報交換するだけでなく、医療や介護の専門職が指導・助言することにより、認知症の人やその家族が、在宅や地域で安心して生活できるように支援することを目的とした認知症カフェを実施する。 昨年度から、業務改善の一環として介護ソフト「ほのぼの」をタブレットに導入し、タブレットを活用した入力を行うようになったことで、各部署のタイミングで入力できるようになり作業効率が上がったため、本年度も継続して活用する。 ① 介護ソフトほのぼののシステムで活用できる書式についてすべて利用する。 ② 介護ソフトほのぼののシステムへ各種記録を確実に入力し、情報の一元化を図る。 ③ 介護ソフトほのぼののシステムの掲示板機能を活用し、各部署等との情報共有及び可視化を図る。
新たな取り組み	・ 利用者の介護・接客サービス 本年度から岩盤浴機器を導入し、利用者の身体を芯から温め、血行を促進させることによる冷え性の改善やデトックス効果による身体に溜まった老廃物や毒素を排出し免疫力を向上させることなどで利用者の体調を整え 1 日でも長く在宅生活を継続できるように支援する。また、岩盤浴機器の導入について利用者・家族及び各居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの周知及び岩盤浴を実施した評価を報告することで、事業所のサービスの売りの一つとして確立させる。
目標平均要介護度	2.0
目標稼働率	75.0%

令和 7 年度

事業計画書

認知症対応型デイサービスセンター やすらぎ

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 在宅生活の自立を支援するサービスを確立し、地域社会の福祉資源として機能する
- ③ 利用者個々の個別性の重視と高度の専門性に基づくサービスの提供

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② 安定した事業運営への取組み
- ③ 個別援助計画に基づく自立支援及び専門的サービスの提供
- ④ 人材養成の積極的展開
- ⑤ 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携
- ⑥ 人権侵害防止の取組みの強化
- ⑦ 感染症対策の強化
- ⑧ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
- ⑨ 運営推進会議の効果的運用
- ⑩ 認知症カフェの効果的運用
- ⑪ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

1) 地域貢献への積極的展開

在宅介護支援センターやすらぎが開催する転倒予防・認知症予防等の講習に積極的に参画し、「地域社会との共生」により一層積極的に取り組む。

2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す

3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 4 期経営 5 か年計画（2 年目）を積極的に推進する。

2 安定した事業運営への取組み

安定した事業運営を継続させるためにも予算で設定された収入の確保が必要なことから、新規利用者を確保し、平均稼働率 75.0%の確保を行う。そのために、新規利用者等の確保については、赤穂市唯一の認知症対応型通所介護であることを地域包括支援センター・居宅介護支援事業所へより一層周知するとともに、機関紙等を通じて事業所の PR を広く地域に広報し、新規利用者等の確保に精力的に取り組む。

また、在宅で生活する利用者が認知症対応型通所介護に期待することは、基本的に身体介護及び認知症の進行予防、心身の機能維持・向上による自立した在宅生活の継続であるが、併せて、社会的交流による生活意欲の向上も大切であり、このことは、介護者の心身にかかる負担軽減の上からも必要である。

サービスの提供に際しては「認知症の進行予防」・「自立支援」を念頭におき、在宅生活の継続に資するサービスを提供し認知症高齢者の個性に応じた多様なニーズに応えるため、個別援助計画に基づき適切なサービスの提供に努める。

3 個別援助計画に基づく自立支援及び専門的サービスの提供

地域で在宅生活が継続できるよう生活機能の維持・向上に資する効果的な支援を行う。そのために、個別援助計画に基づくサービスの提供がより細やかに実施できるよう、職員間の情報をミーティングの場を中心に活性化させ、情報の集積と統一された意識を醸成し、科学的根拠に基づいた質の高いサービスの提供に努める。

赤穂市唯一のデイサービスセンターとして、より専門性の高いサービスを提供することで、他事業所との差別化を図る。そのために、職員が認知症介護研修（実践・リーダー）や認知症機能訓練研修（4DAS 研修）を受講し、認知症に関する専門的な知識・技術を修得し、その研修で得たものを全職員で共有することにより、職員一人一人が科学的根拠に基づく質の高いサービスを提供することに繋げる。

1) 個別援助計画に基づくサービスとするため、計画に連動したサービス確認書（個別のサービス実施予定表）をサービス提供現場に担当別に配して、統一されたサービスの実施とサービスの抜け落ちを防止するとともに、ケース検討委員会・ミーティングの場を中心にモニタリングを実施して、日々のサービスに反映する。

2) 介護ソフトほのぼのシステムの効果的活用

昨年度から、業務改善の一環として介護ソフト「ほのぼの」をタブレットに導入し、タブレットを活用した入力を行うようになったことで、各部署のタイミングで入力できるようになり作業効率が上がったため、本年度も継続して活

用する。

- ① 介護ソフトほのぼのシステムで活用できる書式についてすべて利用する。
 - ② 介護ソフトほのぼのシステムへ各種記録を確実に入力し、情報の一元化を図る。
 - ③ 介護ソフトほのぼのシステムの掲示板機能を活用し、各部署等との情報共有及び可視化を図る。
- 3) 認知症対応については、一層の個別性が求められることから、利用目的を明確にし、認知症の進行予防については、脳トレを中心とした効果的な実施メニュー（音読・計算・書写・間違い探し・記憶力ゲーム等）を準備し、職員が個別対応により、脳トレ等の実施過程において、利用者に対し「良い評価」を行うことにより、「達成感」を感じて頂くとともに、職員との良い人間関係を構築し、充実した時間を過ごして頂く。（居場所作り）また、脳トレの結果や評価を必ず半年に一度は、家族へ報告する。
- 利用者対応に際しては、ユマニチュードを実践し、利用者の精神安定を図り、居場所作りに力を入れる。

【ユマニチュード】

- ① しっかり正面に位置して目を合わせる。～少しの時間は笑顔で目を離さない！
認知症の利用者は視野が狭く横から話しかけると、驚き等で興奮し、コミュニケーションが取れなくなることが多いので、正面から近づく。
- ② しっかりと、やさしく言葉をかけ、意思疎通を図る。
「あなたのことを大切に思っていますよ！」の気持ち（シグナル）を以って対応することが大切。
- ③ 身体に触れる。（しっかりと、やさしく）手・腕を持つときは下から支えるイメージで！
後ろから車椅子等を押すときも、片手は相手の肩にしっかりと手を添えて安心感を与える。
- ④ 歩く等の「行動支援」～人は歩くことで、気持ちが前向きになる。
決して「諦めず」、「無駄」と思わずに粘り強く続けていくことで改善が見られる。
を指標に全職員で取り組む。

4 人材養成の積極的展開

- 1) 基本理念の周知徹底
法人基本理念を人材養成の糧とし、研修等を通じて理解を深め業務への実践を通して、地域社会から求められる福祉人材を育成していく。
- 2) 従事職員の資質向上及び人材養成のため、以下の研修を実施する。
 - ① 新任職員指導
チューター制を効果的に活用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく介護の基本が習得出来るように取り組む。
また、本取組みについては、施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。
 - ② 中堅職員の研修
所内研修、介護実習、介護者教室などの指導を担当するとともに、勉強会等を開催して中堅職員としての自覚と素養を培う。
 - ③ 所内・派遣研修
所内研修においては、介護にかかる基礎知識の反復研修をはじめとして、「身体拘束の防止」・「介護事故予防」・「感染症対策」についても、研修委員会が中心となって年間カリキュラムに基づき取り組む。
また、各団体の主催する研修会にも積極的に参加して、専門知識、資質の向上に取り組む。
 - ④ 認知症の専門研修
認知症の専門研修（認知症介護実践者研修・認知症介護実践リーダー研修、4DAS研修等）を受講し、専門的な知識・技術を身につけ実践することで、サービスの質の向上を図る。
- 3) 人事考課制度の運用
業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して信頼関係を構築し、自己の分析・目的意識の明確化を図り、就業意欲や向上心を培う機会とする。
- 4) 委員会活動
事業運営を各委員会に分担して従事職員が参画することで、業務に対する主体性を培い、問題意識の持ち方、捉え方等を学び、業務に対する改善等、サービス内容に反映することで、業務の活性化を図る。

5 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携

認知症対応型通所介護において、認知症である利用者が可能な限り自身の居宅において、持っている能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持や機能向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る目的で提供されるサービスであるため、支援体制が一事業所の完結であってはならず、サービスの利用が真に利用者の在宅生活の包括的支援に繋がるものでなければならない。

このことから、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等が主催する担当者会議に当センターも積極的に参画し、介護情報の共有と連携を一層強化して、サービスの効果的運用に努める。

また、高齢者虐待等が疑われる状況が発生した場合においては、赤穂市・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等との連携の上、その防止に努める。

6 人権侵害防止の取組みの強化

利用者の人権の擁護・虐待の防止等をより推進する観点から、人権を擁護止するために、職員研修等で周知及び意識づけをし、日々の業務で実践できているかの検証を人権擁護委員会で検証する。これにより、職員相互での牽制機能を持たせ、不適切ケアをなくす。

1) 担当者の配置

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発防止をするため担当者を配置する。

2) 人権擁護委員会の牽制機能の強化

人権擁護委員会を 6 回/年開催し、高齢者虐待・身体拘束等の人権侵害に対する意識付けの調査を実施するとともに、高齢者虐待・身体拘束等の人権侵害になり得る様々なテーマについて、委員会を通じて討議・実践し、実施状況を改善する。

3) 職員研修の実施

人権擁護委員会が中心となり高齢者虐待及び身体的拘束等の人権侵害防止のための研修を企画し、7 月に開催する職員研修において職員への周知及び意識づけを徹底する。

4) 利用者・家族と協働による取組み

利用者・家族とともに人権侵害についての捉え方を考え利用者・家族の理解・協力のもと、専門的ケアを提供することにより、入居者の人権の擁護と安全、且つ、安心した生活の確保を行う。

7 感染症対策の強化

感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省からの通知に基づく対応を徹底する。

感染症または食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず施設長に状況報告し、施設長は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。

1) 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

- ① 利用時には利用者及びその家族等の健康状態を確認し、施設が送迎する際には利用者宅で、家族等が施設へ送迎する際には施設玄関でバイタルチェックを行い、感染症の疑いや発熱等が確認された場合には利用中止等を調整する。
- ② 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いのほか、血液、嘔吐物、排泄物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン・ガウンを着用する。
- ③ 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。
- ④ 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等）予防策を徹底する。

2) 感染症対策委員会の適正な運営

- ① 感染症対策委員会を定期的に開催する。
- ② 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
- ③ 施設の環境整備についての点検を行い、課題のある個所については担当する各部門に改善指示を出し、改善状況についての検証を行う。
- ④ 常に最新の情報を収集し、感染症対策委員会においてマニュアルの見直しを行う。

3) 感染症発生時の対応

- ① 感染症または食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに施設長に状況を報告し、施設長は感染症の種類等に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。また、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。
- ② 感染症対策マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。
- ③ 感染症等の発生状況に応じて、赤穂市及び赤穂健康福祉事務所（保健所）等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携を取る。

4) 職員研修及び模擬訓練

- ① 感染予防策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
- ② サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、新型コロナウイルス感染症発生時における BCP（業務継続計画）に基づいて、感染症が発生した場合であっても継続して適正な介護サービスが提供できるよう模擬訓練を実施する。

8 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施

利用者・家族から見たデイサービスへの期待・思いを確認するため、本年度も満足度調査を実施して、利用者サイドから見たデイサービスの在り方を検証し、その結果をサービス内容に反映することで、デイサービスが在宅介護の効果的な支援策となるよう努める。

さらに、兵庫県福祉サービス第三者評価の自己評価票に基づき本年度も、サービス検討委員会を中心に自己評価を実施し、自らのサービスの水準を把握し、改善の指標を明確にし、具体的改善策に取り組む。

9 運営推進会議の効果的運用

運営推進会議は、認知症対応型通所介護事業での施設サービスの現状を地域住民を代表する委員に説明し、意見、要望、助言等を受け、認知症対応型デイサービスセンターのサービスに反映させる。そして、会議においては、認知症高齢者にかかる地域ニーズ等を確認する。

また、運営推進会議を通して、認知症対応型デイサービスセンターの専門性をより広く地域にアピールしていくとともに、介護保険制度的に適正な事業運営が出来るように赤穂市と協議しながら体制を整備する。

10 認知症カフェの効果的運用

当センターの地域貢献事業の一環として、認知症の人やその家族、地域の人等、誰もが気軽に参加できる「集いの場」として、情報交換だけでなく、医療や介護の専門職が指導・助言することにより、認知症の人やその家族が、在宅や地域で安心して生活できるように支援することを目的とした認知症カフェを実施する。

そのために、認知症カフェ検証委員会を計画的に目的・目標・効果を理解したうえで、利用された方がくつろぎながら参加できるレクリエーション・認知症予防の講習・介護相談等のプログラムが効果的なものとなるよう見直し実施する。

11 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

利用者の生命の安全確保のため、センターの防火・防災対策はもとより、職員一人一人の防災・防火意識の高揚と火災・災害を想定した避難救出訓練の実践強化を図り、危機管理と避難救援体制を確立する他、災害が発生した際にも適正な介護サービスが継続して提供できる体制整備に努める。また、危機管理と非難救援体制を確立及び風水害、地震等各種防災マニュアル・BCP（業務継続計画）を職員へ周知徹底を図り、訓練等の年間計画・実践を確実に実施する。

【訓練実施予定】

令和7年 4月	消火・避難訓練
6月	消火・避難訓練
8月	消火・避難訓練
10月	消火・避難訓練
11月	BCP（業務継続計画）に基づく訓練（水害避難訓練）
12月	消火・避難訓練
令和8年 2月	消火・避難訓練

1 2 利用者の介護・接客サービス

利用者、家族の意志、契約に基づいてサービスを利用する現在、サービス提供の在り方は「利用者個々にとって満足できるサービスであるか、否か」が即、サービスの利用に反映される。

当センターにおいては、利用者の方に留まらずその家族（介護者）のニーズも包括した付加価値の高いサービスの提供に努めていかなければならない。

このため、ケース検討委員会を中心に個別援助計画に基づき、利用者の自立支援及び介護予防を念頭においた以下のサービスを効果的に提供する。

本年度から岩盤浴機器を導入し、利用者の身体を芯から温め、血行を促進させることによる冷え性の改善やデトックス効果による身体に溜まった老廃物や毒素を排出し免疫力を向上させることなどで利用者の体調を整え 1 日でも長く在宅生活を継続できるように支援する。また、岩盤浴機器の導入について利用者・家族及び各居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの周知及び岩盤浴を実施した評価を報告することで、事業所のサービスの売りの一つとして確立させる。

1) 生活相談

利用者とその家庭生活に視点をおき、状態に合わせた個別援助計画の策定とそれに基づいたサービスの提供また、利用者及びその家族との日々の連絡・相談等により信頼関係を確立し、在宅を含めた相談援助を提供する。サービス担当者会議等の機会を通して、潜在的ニーズの発掘等、積極的な相談援助に努める。

利用者の家族等と面会し、それぞれの自宅に定期的に訪問することで、利用者一人一人の課題等を家族等と共有し、改善していく事で、利用者や家族が在宅で安定した生活を送れるようにするためのプログラムを実践し、その結果を担当ケアマネの協力を得ていく。それをプランにあげ、課題解決に向けて協力し合っていく事で、家族や地域からの信頼を得ていく。

2) 機能訓練

機能訓練指導員を中心に個別援助計画に基づいた効果的な各種の集団・個別リハビリ指導、日常動作訓練等、介護予防を念頭に実施し、利用者が在宅生活をより自立して継続できるよう援助する。そのために、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問して得た情報を基に、赤穂記念病院の理学療法士と共同で利用者のアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、その後 3 か月ごとに利用者の居宅を訪問した上で、利用者、または、その家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行う。

また、CogEvo を実施することで、日常における過度なストレス・疲労・睡眠不足、加齢による認知機能の変化を早期にチェックしていく。認知機能を知ることで「自分の特性を認め、前向きになる事ができる」「自分らしい暮らし方、働き方を続けられる」「特性の強みを活かして、パフォーマンスアップが図れる」といった効果を利用者・家族と共有し、日々在宅での生活を継続していくための一助を担う。また、その成果を定期的に家族やケアマネに報告し、課題に対する対応を共有する。

本年度はさらに、地域で生活を継続するために、地域に福祉資源を活用することで、自宅にいても福祉資源を活用できる自信を持ってもらう。そうすることにより、その人がその人らしく地域で在宅生活が継続できるよう努める。

3) 介護サービス

すべての介護サービスにおいて、利用者を中心としたメニューが提供できるようにする。

くつろげる雰囲気の中で休養していただき、心身ともに健康であるよう促がしと見守りに努めるとともに、食事・入浴・排泄においては、ADL の状況に応じた個別援助の徹底と転倒等、事故防止に万全を期す。また、介護に際しては、日常生活動作訓練の機会と捉え、機能訓練と連動した、自立支援・在宅の介護軽減を視野に入れた、介護姿勢で取組む。

また、レクリエーションにおいては、作品制作やカラオケ等、本人が真に希望することを実施し、他者と協力したり、相談したりしながら取り組んでいけるよう努める。そして、レクリエーション等を自宅でも活動できるようにすることで生活意欲の向上を目指す。

4) 健康チェック

問診をはじめ、細心の観察力を養い血圧、検温等バイタルチェックを実施し、身体の状態を把握して健康管理への助言を行なうとともに、必要に応じ専門医への受診の促がし等、疾病の早期発見に努める。

5) 送迎

送迎は安全・快適を最優先とし、特に車への乗降時の介助・走行中の車酔い・座席からの転落等には添乗員を配置して万全を期す。また、安全な送迎場所の確保と利用者の状態に応じて車椅子等、専用車両での送迎にあたる。

6) 入浴

健康状態をチェックして安全な入浴に配慮すると共に、身嗜み・清潔保持の自立への支援の機会とする。また、心身ともに疲れを癒すような入浴が出来るよう雰囲気作りに努め、皮膚疾患等の早期発見の場面としても捉える。

7) 食事

利用者の嗜好と食生活を考慮し、旬の食材を取り入れることで季節感へ配慮するように盛り付け、適温食を実施する等、雰囲気作りに努める。また、食事形態等の工夫により、満足感ある食事を提供していく。

1 3 行事企画及び専門的対応

認知症利用者の対応は、基本的には個別対応であるが、社会的交流の支援、趣味・嗜好の充足及び心身の機能回復・減退防止を図り、楽しみとしてある通所介護とするため、季節行事等を取り入れるとともに、行事委員会を軸に利用者相互・利用者と職員の信頼関係・ふれあいを構築する独自のメニューの開発等に取り組む。また、ボランティアの積極的な導入により、多様な個別嗜好の充足を図るとともに、行事運営の一層の充実を図る。

《令和 7 年度行事予定》

実施月	プログラム(午前中)	実施月	プログラム(午前中)
令和 7 年 4 月	開所記念行事、バスハイク（お花見） カレンダー作り・誕生会	10 月	レクゲーム、室内運動会 カレンダー作り・誕生会
5 月	レクゲーム、料理教室 カレンダー作り・誕生会	11 月	レクゲーム、料理教室 カレンダー作り・誕生会
6 月	レクゲーム、創作活動 カレンダー作り・誕生会	12 月	忠臣蔵大会 クリスマス・忘年会・餅つき カレンダー作り・誕生会
7 月	七夕祭り、レクゲーム カレンダー作り・誕生会	令和 8 年 1 月	新年会 新春カルタ・すごろく・福笑い カレンダー作り・誕生会
8 月	夏祭り（盆踊り）、創作活動 カレンダー作り・誕生会	2 月	節分行事、バレンタイン カレンダー作り・誕生会
9 月	敬老会、レクゲーム カレンダー作り・誕生会	3 月	ひな祭り行事、レクゲーム カレンダー作り・誕生会

※ 楽しみ作りの一環の一つとして、また、リハビリの実践の場として個別外出を随時実施する。

令和 7 年度 事業計画書

やすらぎ居宅介護支援事業所						
基本理念	① 公益的事業の積極的取り組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生					
基本方針	① 利用者の人権を擁護する ② 保健・医療・福祉との連携の強化 ③ 要介護高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する					
重点項目	① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進 ② 地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する ③ 人権侵害防止の取組みの強化 ④ 安定した事業運営の取組み ⑤ 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践 ⑥ 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携 ⑦ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用 ⑧ 人材養成の積極的展開 ⑨ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施 ⑩ 感染症予防対策の強化及び災害時の対応					
総 括	本年度も、法人が主体となり在宅介護支援センターやすらぎを事務局とする地域貢献推進委員会に参画して、模擬店等機材の貸し出し事業等に協力し、地域住民に向け積極的に公益的事業を推進していく また要介護高齢者が少しでも在宅生活が継続でき、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように支援していく。その為には、高齢者が置かれている環境（身体・家族・地域等）について総合的にアセスメントを実施し、明確に課題を捉えてプラン作成し、効果的なサービス利用の調整を行なっていく。 介護システム「ほのぼの」を活用し、フェイスシートの作成からアセスメント、居宅サービス計画、給付管理等の一連の業務の流れを効果的に実践する。 地域包括支援センターや総合病院等の医療機関及び介護老人保健施設等との連携などにより新規依頼者の獲得に繋げ、目標管理件数（介護）115 件・（介護予防）15 件、（総合事業）15 件を確保する。 人材養成においては、階層別研修として職員個々の経験年数等により必要とされる知識・技術水準に応じて、個別の具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を明確にした研修計画に基づき研修を行い、適宜、管理者が研修目標の達成状況を検証し、必要に応じて改善措置を講じることで職員の資質向上に努める。また、研修の習熟度に応じて次年度の研修計画を策定する。					
新たな取組み	・ 人権侵害防止の取組みの強化 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、デイサービスセンターやすらぎと協働開催する人権擁護委員会に年 6 回参画し、人権擁護に対する知識を深めるだけでなく、人権擁護マニュアルの見直しなどを行う。また、居宅介護支援事業所として従事者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施し、職員への周知徹底及び定期的にミーティングでセルフチェックを行うことで利用者及び利用者家族の人権擁護を徹底する。 また、利用者宅の訪問時に家族等により利用者の権利が侵害され、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、赤穂市への報告を行うとともに、利用者の人権擁護について家族等に説明し理解を求めることで、利用者の安全な生活を確保する。					
目標管理件数	介 護	1 1 5 件	介護予防	1 5 件	総合事業	1 5 件
合算目標管理 件数	1 1 5 件＋ 5 件＋ 5 件＝ 1 2 5 件（介護予防・総合事業は 1 件 1/3 カウント） （介護） （介護予防） （総合事業）					

令和 7 年度

事業計画書

やすらぎ 居宅介護支援事業所

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 保健・医療・福祉との連携の強化
- ③ 要援護高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② 地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する
- ③ 人権侵害防止の取組みの強化
- ④ 安定した事業運営の取り組み
- ⑤ 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践
- ⑥ 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携
- ⑦ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用
- ⑧ 人材養成の積極的展開
- ⑨ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
- ⑩ 感染症予防対策の強化及び災害時の対応

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）を積極的に推進する。

2 地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する

法人が主体となり在宅介護支援センターやすらぎを事務局とする地域貢献推進委員会に参画して、地域密着型ボランティア養成講座の開催及び模擬店等機材の貸し出し事業に協力し、地域住民に向け積極的に公益的事業を推進していく。

また、在宅介護支援センター主催の認知症予防教室、介護技術講習、介護者教室、転倒予防教室に参加して、居宅介護支援事業所として、知識技術を地域に福祉還元していく。

3 人権侵害防止の取組みの強化

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、デイサービスセンターやすらぎと協働開催する人権擁護委員会に年 6 回参画し、人権擁護に対する知識を深めるだけでなく、人権擁護マニュアルの見直しなどを行う。また、居宅介護支援事業所として従事者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施し、職員への周知徹底及び定期的にミーティングでセルフチェックを行うことで利用者及び利用者家族の人権擁護を徹底する。

また、利用者宅の訪問時に家族等により利用者の権利が侵害され、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、赤穂市への報告を行うとともに、利用者の人権擁護について家族等に説明し理解を求めることで、利用者の安全な生活を確保する。

4 安定した事業運営の取り組み

- 1) 在宅生活の継続的支援としては要介護高齢者の重度化・体調の変化による入院や介護者の高齢化や癌などの疾病に伴い、入所系サービスを希望するケースは常に増加している。そのような状況の中での居宅介護支援事業所として、身体的、精神的に自立した生活と家族介護負担の軽減を図り、少しでも在宅生活が継続でき、住み慣れた地域で、安心して生活が送れるように支援していく。
- 2) 新規依頼者の確保については管理件数（介護）115 件、（介護予防）15 件、（総合事業）15 件を目標とし、法人の機関紙等の活用や介護者教室等への参加の機会を捉えて、事業所の存在・役割を PR しながら、地域包括支援センター・在宅介護支援センター・総合病院及び介護老人保健施設等との連携のほか、地域の診療所や薬局等への訪問依頼などにより新規依頼者の獲得に繋げていく。

また、デイサービスセンターやすらぎが計画する認知症カフェにも参画し新規依頼を確保していく。

5 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や在宅で自立した生活を継続していくために、高齢者自身の置かれている環境、身体状況や家族の関わり、地域社会との関係等について総合的にアセスメントを実施し、居宅介護計画、介護予防計画、介護予防ケアマネジメント及びインフォーマルサービスを含めたケアマネジメントを実践していく。

また、居宅サービス計画の適切な運用に際しては、訪問等によりモニタリングを実施し、状態の変化に応じて、「要介護状態の区分変更」を申請し、効果的なサービス利用の調整を行い、在宅生活が継続できるよう支援していく。

また、介護システム「ほのぼの」を活用し、フェイスシートの作成からアセスメント、居宅サービス計画、給付管理等の一連の業務の流れを効果的に実践する。

6 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携

1) 高齢者が自立した生活を維持・向上していくためには、多くの課題があり、関わる人も多様である。高齢者ができる限り自立した生活を継続できるように、各居宅サービス提供事業者が集まる「サービス担当者会議」を活用して、本人や家族、地域包括支援センターや居宅サービス提供事業者が課題や生活に対する目標を共有し、協働的に支援していく。

また、法人内のデイサービス事業所との連携では、やすらぎセンターとの一体化への取組みとして、法人事業所としての意識を明確に持って事業運営に取り組み、センターの職員として「職員相互に尊重し合い、謙虚に受け止める言動」を実践し、ミーティング・委員会などに主体的に参加して情報の発信と受信をすることにより、センターとの一体化を更に強化していく。

2) 介護者の高齢化や治療等での長期的な入院及び要介護高齢者の重度化に伴う健康管理は、より必要性が高くなる。主治医等との連携を密にし、健康維持のための留意点を各事業所間で共有して、統一性のある健康管理を図っていく。

3) 介護にかかる高齢者虐待などが疑われる状況が発生した場合においては、地域包括支援センター、居宅サービス提供事業所と連携の上で、早期対応・早期防止に努めていく。

7 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用

介護予防及び日常生活支援を目的として、要支援者及び事業対象者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的、且つ、効果的に提供されるよう地域包括支援センターとの連携のもと状況に応じて同行訪問し効果的に運用していく。

8 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底

法人基本理念の意味を理解し、理念に基づいた事業を実践していくことの必要性を、研修等を通じて、福祉に携わる専門職としての人材を育成していく。

2) 従事職員の資質の向上及び人材育成のため、以下の研修等を実施する。

① 新任職員指導

チューター制を効果的に活用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づくケアマネジメントの習得ができるように取り組む。また、そのプロセスにおいて相談受付や個別訪問時におけるマナー、ケアプラン作成、サービス担当者会議開催など、多岐にわたる内容をしっかりと理解できるように指導していく。

本取り組みについては、管理者はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。

② 階層別研修

職員個々の経験年数等により必要とされる知識・技術水準に応じて、個別の具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を明確にした研修計画に基づき研修を行い、適宜、管理者が研修目標の達成状況を検証し、必要に応じて改善措置を講じることで職員の資質向上に努める。また、研修の習熟度に応じて次年度の研修計画を策定する。

③ 所内・派遣研修

やすらぎ居宅介護支援事業所の職員研修においては、ケアマネジメントにかかる基礎知識をはじめとして、介護保険制度や報酬改正にかかる研修等年間計画に基づき取り組んでいくとともに、デイサービスセンターやすらぎの職員研修にも参加して得た介護知識をケアマネジメントに活かしていく。

また、各団体の主催する研修会へ積極的に参画し、専門知識と資質の向上に取り組む。

④ ケアプラン作成にかかる研修

ケアプラン作成において、アセスメントシートから導かれる課題の捉え方やケアプラン内容を確認するとともに、随時ケース検討会を開催し、ケアマネの資質の向上に取り組む。

3) 人事考課制度の運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通じて信頼関係を構築し、自己の分析、目的意識の明確化を図り、就業意欲や向上心を培う機会とする。

9 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施

居宅支援に係るサービス内容や対応状況を確認するために利用者満足度調査を実施し、対応の在り方を検証することでケアマネとしての姿勢を見直し、利用者・家族が安心して在宅生活が継続して送れるように努める。

また、「兵庫県福祉サービス第三者評価 自己評価票」に基づき、自己評価を実施して、事業所内及び自己のサービス水準を把握し、改善の指標を明確にして具体的改善に取り組んでいく。

10 感染症予防対策の強化及び災害時の対応

1) BCP（業務継続計画）に基づく研修及び訓練（シミュレーション）の実施

デイサービスセンターやすらぎと協働し、感染症発生時及び災害発生時の対応について、研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

2) 感染症予防対策の強化

感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省からの通知に基づく対応を徹底する。

感染症、または、食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず管理者に状況報告し、管理者は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し対応策の指示を仰ぐ。

① 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

i) 利用者には利用者及びその家族等の健康状態を確認し、職員が訪問する際には訪問先で、家族等が施設を訪問する際には施設玄関でバイタルチェックを行い、感染症の疑いや発熱等が確認された場合には面接の中止等を調整する。

ii) 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、訪問時にマスク着用のほか、手洗いやアルコール等による手指消毒等を行い、一定の距離を置いた面接をする。

iii) 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。

iv) 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染症等）予防策を徹底する。

② 感染症対策委員会への参加

i) デイサービスセンターやすらぎが定期的を開催する感染症対策委員会に積極的に参加する。

ii) 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い職員に周知する。

iii) 感染症が発生した場合であっても、サービスを継続的に提供できる体制を整備する。

③ 感染症発生時の対応

i) 有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。

ii) 感染症対策マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。

iii) 感染症等の発生状況において、赤穂市及び赤穂健康福祉事務所（保健所）等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携をとる。

3) 災害時における対応

① 地域等との連絡体制の整備

利用者が暮らす地区の民生委員や自治会長等と緊急時に連絡が取れるように、自治会長や民生委員の連絡先及び利用者家族の緊急連絡先などを整理する。

② 利用者が暮らす地域の防災拠点の確認

利用者の被災時の避難場所を含め、地域の防災情報を赤穂市危機管理や地域包括支援センター等の窓口及び自治会長等から確認しておく。

③ 避難場所等の情報の共有

i) 利用者が被災した場合に想定される避難場所、避難経路、避難方法等を利用者及び家族と共有し、その内容を家の電話の側等に掲示しておく。

ii) 医療依存度の高い利用者や重度の要介護状態の利用者の避難方法及び福祉避難所等について本人及び家族、サービス事業者等と共有する。

④ 利用者台帳等の整理

i) 被災した場合、ライフラインの断絶によりパソコン等が使用できなくなることを想定し、月に1回は最新情報をプリントアウトし保管しておく。

ii) 担当以外の介護支援専門員が見ても分かるように、ケース台帳を作成する。

iii) 災害発生時に優先的に安否確認が必要なケースを整理する。

令和 7 年度 事業計画書

在宅介護支援センター やすらぎ	
基本理念	① 公益的事業の積極的取り組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 利用者の人権を擁護する ② 保健・医療・福祉との連携の強化 ③ 高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する。
重点項目	① 地域高齢者の実態を把握し、介護予防の拠点としての機能強化 ② 地域包括支援センターとの連携強化 ③ 感染症予防対策の強化 ④ 人材養成の積極的展開 ⑤ 人権侵害防止の取り組みの強化
総 括	高齢者一人一人が自立した生活を維持・向上していくためには、多くの課題があり関わる人も多様である。訪問対象者の状況を整理した「一人暮らし老人台帳」及び「高齢者世帯台帳」の内容の充実を図り、地域包括支援センターとの訪問や連絡調整を密にすることで、その生活状況等実態を把握して目標を共有し、高齢者が主体性を持ち自立した生活を継続できるように支援していく。 なお、これらの活動を相談援助業務として年間 360 件（30 件/月）を目標に取り組む。 また、認知症を正しく理解してもらうことを目的に、地域包括支援センターと連携して、「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域支援の拠点となるように努めていく。高齢者虐待などが疑われる状況が確認された場合においては、地域包括支援センターと連携し、早期対応・早期防止に努めていく。 高齢者虐待等の人権侵害が疑われる状況が確認された場合においては、地域包括支援センターと連携し、早期対応・早期防止に努めていく。 また、人権擁護委員会に参画し、7 月に開催される職員研修において意識づけを徹底する。
新たな取り組み	地域高齢者の実態を把握し、介護予防の拠点としての機能の強化 地域に住む高齢者にとって地域での課題・ニーズや必要となるサービス等のアンケート調査を民生委員や福祉推進委員を対象に行い、その結果を地域貢献推進委員会で課題解決に向けて検討していく。
実態・ニーズ調査 目標実績件数	360 件／年（30 件／月）

令和 7 年度

事業計画書

在宅介護支援センター やすらぎ

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 保健・医療・福祉との連携の強化
- ③ 高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する

《重点項目》

- ① 地域高齢者の実態を把握し、介護予防の拠点としての機能の強化
- ② 地域包括支援センターとの連携
- ③ 感染症予防対策の強化
- ④ 人材養成の積極的展開
- ⑤ 人権侵害防止の取組みの強化

1 地域高齢者の実態を把握し、介護予防の拠点としての機能の強化

在宅介護支援センターは地域の高齢者とその家族等の介護、生活支援、介護予防、日常生活における各種の相談及び調整活動を行なう在宅福祉の窓口という大きな役割を担っている。

よって、専門職として高齢者の人格を尊重し、守秘義務を守るとともに、地域包括支援センターと連携し、生活機能低下の早期発見・早期対応に努め、在宅で自立した生活が継続できるように支援する。

- ① 地域で高齢者や家族が安心して生活を送れるように、民生委員や福祉推進委員及び関係機関の連絡会や意見交換会に参加することで情報を共有し、地域支援の拠点となるように努める。
- ② 定期的な電話・訪問活動や相談協力委員との連携により、要援護高齢者及び家族の状況や生活状況等実態を把握し、地域包括支援センターと協働して、介護予防につながるように継続的に支援する。
- ③ 関係団体と連携し、転倒予防・認知症予防等講習の開催や広報紙での情報提供に努め、目的としてある「地域との関わり」を深めて、介護予防の拠点としての機能を強化する。
- ④ 地域に住む高齢者にとって地域での課題・ニーズや必要となるサービス等のアンケート調査を民生委員や福祉推進委員を対象に行い、その結果を地域貢献推進委員会で課題解決に向けて検討する。

2 地域包括支援センターとの連携

高齢者一人一人が自立した生活を維持・向上していくためには、多くの課題があり関わる人も多様である。訪問対象者の状況を整理した「一人暮らし老人台帳」及び「高齢者世帯台帳」の内容の充実を図り、地域包括支援センターとの訪問や連絡調整を密にすることで、その生活状況等実態を把握して目標を共有し、高齢者が主体性を持ち自立した生活を継続できるように支援する。

なお、これらの活動を相談援助業務として年間 360 件（30 件/月）を目標に取り組む。

また、認知症を正しく理解してもらうことを目的に、地域包括支援センターと連携して、「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域支援の拠点となるように努める。

1) 人権侵害に対する早期対応・早期防止

高齢者虐待等の人権侵害が疑われる状況が確認された場合においては、地域包括支援センターと連携し、早期対応・早期防止に努める。

また、人権擁護委員会に参画し、7 月に開催される職員研修において意識づけを徹底する。

3 感染症予防対策の強化

感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修の実施及び施設の環境整備に努める。また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。

感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず管理者に状況報告し、管理者は感染症等の種類に応じて、法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。

1) 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

- ① 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いのほか、血液、嘔吐物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン等を着用する。
- ② 職員及び訪問先の高齢者等が感染症の病原体を外部から持ち込まないように留意する。
- ③ 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等）予防策を徹底する。

2) 感染症発生時の対応

- ① 感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず管理者に状況報告し、

管理者は感染症等の種類に応じて、法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。また、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。

② 感染症対策マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。

③ 感染症等の発生状況に応じて、赤穂市及び赤穂健康福祉事務所（保健所）等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、顕密に連携をとる。

3) 職員研修及び模擬訓練

① 感染予防策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。

② サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画に基づいて、感染症が発生した場合であっても継続して適正な介護サービスが提供できるよう模擬訓練を実施する。

4 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底

法人基本理念の意味を理解し、理念に基づいた事業を実践していくことの必要性を、研修等を通じて、福祉に携わる専門職としての人材を育成していく。

2) 従事職員の資質の向上及び人材育成のため、以下の研修等を実施する。

① 新任職員指導

チューター制を効果的に活用するため、達成目標に沿った実践及び検証を行い、定期的な面談、日々の振り返り、OJTによる実地指導など、きめ細やかな指導を実施する。

また、指導内容・指導方法についてチューターへの研修を行うとともに、管理者への報連相も密にし、職員全体で指導にあたる。

本取組みについては、継続して施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。

② 中堅職員の研修

所内研修・介護者教室等などの指導を担当するとともに、勉強会等を実施して、中堅職員としての自覚と素質を養う。

③ 所内・派遣研修

所内研修においては基礎知識の反復研修や事例検討会を実施するとともに、各団体の主催する研修会へ積極的に参画し、知識と素質の向上に取り組む。

3) 人事考課制度の運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通じて信頼関係を構築し、自己の分析、目的意識の明確化を図り、就業意欲や向上心を培う機会とする。

事業計画書

桜谷荘 喀痰吸引等研修事業

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

本年度は、当法人基本理念に基づき、本事業を実施する。

- 1 事業目的
- 介護保険施設や障害者支援施設等において、不特定多数の利用者に対し、適切に喀痰吸引等の医療行為が実施できる介護職員等を養成することを目的とする。
- 2 事業の実施主体
- 社会福祉法人桜谷福社会
- 3 事業名称及び所在地等
- ① 事業名称

桜谷荘喀痰吸引等研修事業

② 事業所在地

兵庫県赤穂市塩屋 3 4 5 0 - 3 8

③ 事業連絡先

0 7 9 1 - 4 5 - 1 8 2 0
- 4 事業の実施時期
- ・

令和 7 年 4 月 1 日

～

令和 8 年 3 月 31 日

（募集開始予定年月日：令和 7 年 4 月 1 日）
- 5 修了証明書交付予定年月日
- ・

令和 8 年 3 月 31 日
- 6 事業の実施場所
- ① 講義：社会福祉法人桜谷福社会

特別養護老人ホーム桜谷荘（兵庫県赤穂市塩屋 3 4 5 0 - 3 8）

社会福祉法人桜谷福社会

特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（兵庫県神戸市月が丘 1 丁目 4 1 - 1 2）

② 演習：社会福祉法人桜谷福社会

特別養護老人ホーム桜谷荘（兵庫県赤穂市塩屋 3 4 5 0 - 3 8）

社会福祉法人桜谷福社会

特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（兵庫県神戸市月が丘 1 丁目 4 1 - 1 2）

③ 実地研修：社会福祉法人桜谷福社会

特別養護老人ホーム桜谷荘（兵庫県赤穂市塩屋 3 4 5 0 - 3 8）

社会福祉法人桜谷福社会

特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（兵庫県神戸市月が丘 1 丁目 4 1 - 1 2）

医療法人櫻仁会

赤穂記念病院（兵庫県赤穂市塩屋 3 4 5 0 - 5）
- 7 実施する研修課程等
- ① 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第 2 号研修を実施する。

② カリキュラムは、下記のとおりとする。

③ 研修講師の必要数は 2 名以上とし、医師・看護師・保健師・助産師の資格を有する者とする。

		不特定多数の者対象			
		科目又は行為		時間数又は回数	
基 本 研 修	講 義	人間と社会	1.5	1 3	5 0
		保健医療制度とチーム医療	2		
		安全な療養指導	4		
		清潔保持と感染予防	2.5		
		健康状態の把握	3		
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	1 1	1 9	
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	8		
		高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	1 0	1 8	
	高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	8			
	演 習	口腔内の喀痰吸引	5 回以上		
		鼻腔内の喀痰吸引	5 回以上		
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	5 回以上		
胃瘻又は腸瘻による経管栄養		5 回以上			

		経鼻経管栄養	5回以上
		救急蘇生法	1回以上
実地研修 (任意の行為)		口腔内の喀痰吸引	10回以上
		鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
		胃瘻又は腸瘻による経管栄養	20回以上
		経鼻経管栄養	20回以上

8 受講資格

- ① 介護福祉士の資格取得を目指している者
- ② 男女を問わず、心身ともに健全である者
- ③ 学歴は問わないが、高等学校卒業以上の学力があると認められる者
- ④ 面接事業及び演習の参加に支障のない者

9 定員（1会場）及び開講必要人数

- ・ 定員（1会場）：10名（2会場開催予定。受講予定者1名で開講する。）

10 募集方法

- ・ 一般公募、当法人ホームページに掲載

11 受講申込手続き及び受講者の決定方法

- ① 受講希望者は、令和7年5月31日までに受講申込書を特別養護老人ホーム桜谷荘へ提出する。
- ② 申込者が定員を上回る場合は先着順とする。

12 受講者負担金

- ① 基本研修・実地研修ともに申込む場合：100,000円（保険料・テキスト代を含む・税込）
実地研修のみの場合：50,000円（保険料・税込）
- ② 受講者負担金は、受講決定後に所定の期日までに研修課程に係る金額を所定の口座に納入すること。
- ③ 研修期間中の交通費は受講者負担とする。

13 研修終了の認定方法

基本研修（講義）を全て受講後の筆記試験と基本研修（演習）に合格し、実地研修を修了した者に対し、修了書を交付する。また、やむを得ない理由で研修の一部を受講できなかった者は、補講を実施する。

14 安全管理体制

実地研修の実施において、ヒヤリハット事例を蓄積し、安全管理体制について協議する。また、基本研修（講義）時にも事例を紹介し、安全管理について注意を促し、介護職員等による喀痰吸引等の安全管理体制を促進する。

15 修了者の管理及び都道府県への報告

- ① 修了者の管理
研修受講者の研修受講進捗状況及び修了者は「喀痰吸引等研修の研修修了者管理簿」によって管理する。
- ② 都道府県への報告
喀痰吸引等研修について、年1回「喀痰吸引等研修の実施結果報告書」により、都道府県に報告する。

令和 7 年度 事業計画書

児童養護施設 さくらこども学園（定員 42名）	
基本理念	① 公益的事業の積極的取り組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 子どもの権利を擁護し安全で安心な生活の場を提供する ② 養育の質を高め、発達と自立を支援する ③ 専門性を発揮できる人材の育成 ④ 家庭や地域の子育てを支援する
重点項目	① 第5期経営5か年計画（2年目）の推進 ② 人権侵害防止への取り組み ③ 養育・心理的支援・自立支援機能の充実 ④ 人材育成の積極的展開 ⑤ 食育の推進 ⑥ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る ⑦ 安心安全な生活環境の構築 ⑧ 地域子育て支援の展開
総 括	本年度は、児童一人一人の特性を理解し、個々の課題に応じた自立支援計画を作成し、職員間の共通認識と連携のもと、一貫性、連続性のある質の高い支援を実施する。また、支援経過についてはスーパーバイザーによる助言をもとに、支援計画の定期的な検証と、支援方針の改定を行うことで、年間を通じて児童の適切な成長と発達を促す。 人権侵害防止への取り組みについては、児童への聞き取り、職員研修等を継続していくとともに、園内の死角となる場所や、職員からの不適切な関わり等が発生するリスクの高い時間帯、状況等を把握し、職員間の連携で予防していくことで、児童が安心安全に生活できる環境を構築する。
新たな取り組み	- 人権侵害防止への取り組み 園内ハザードマップの作成や被措置児童虐待の統計を利用した研修を行い、職員の意識を高める。 - 養育・心理的支援・自立支援機能の充実 スーパーバイザーの定期的な指導を受けながら整理し、作成した年間支援計画をもとに、毎月の進捗状況の確認と年3回の再評価を行いつつ、自立支援計画の内容に基づいた支援を実践し、児童の状況に応じて支援方針の検証・改善を行う。 - 安全で安心な生活環境の構築 感染症発生時及び災害発生時の対応について、衛生環境委員会が中心となって研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。 災害発生時に在籍する全児童の居場所の確認に努めるため、避難場所を学園と学校に指定し、児童に周知する。
目標平均稼働率	90.0%
目標ショートステイ 利用日数	30日

令和 7 年度

事業計画書

児童養護施設 さくらこども学園

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 子どもの権利を擁護し安全で安心な生活の場を提供する
- ② 養育の質を高め、発達と自立を支援する
- ③ 専門性を発揮できる人材の育成
- ④ 家庭や地域の子育てを支援する

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② 人権侵害防止への取組み
- ③ 養育・心理的支援・自立支援機能の充実
- ④ 人材育成の積極的展開
- ⑤ 食育の推進
- ⑥ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
- ⑦ 安心安全な生活環境の構築
- ⑧ 地域子育て支援の展開

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）を積極的に推進する。

2 人権侵害待防止への取組み

1) 子どもの権利擁護への取組み

入所児童の多くが、被虐待経験か、発達面、情緒面に課題を抱えており、安心して生活できる環境と、職員からの温かく専門的な支援を必要としている。職員は児童に寄添い、日々適切な対応に努めると同時に以下の項目に取組み、正しい権利意識を構築し、養育を受ける児童の立場から良質、且つ、適正な養育サービスを提供する。

- ① 「施設内虐待の防止」を中心とした『子どもの権利条約』、『児童虐待防止法』、『児童福祉法（施設内虐待防止）』、『こどもに関する条例（青少年愛護条例）』について職員が研修を深める時間を設け、周知徹底し、法令遵守のもと常に適切なサービスの提供に努める。
- ② 兵庫県児童課発行『あなたの未来をひらくノート（こどもの権利ノート）』に関して職員研修を行い、入所児童が施設生活を送る上で守られるべき権利について周知徹底する。
- ③ 兵庫県児童課発行『あなたの未来をひらくノート』は児童に配布し、全ての児童があらゆる人権侵害から守られることを職員が伝える。また、児童の年代別に応じて人権学習を行い、自分の権利と他者の権利について学び、正しい権利意識を培える環境を整える。そして、この取組みから児童が自分の心と身体、命の大切さを正しく理解し、他者や自己を思いやる心を育むことに繋げる。
- ④ 全国児童養護施設協議会発行『人権擁護チェックリスト』を年 3 回実施し、課題の把握と改善を行う。

2) 児童間暴力等への取組み

「児童間、児童・職員間の暴力（性暴力を含む）」の予防・再発防止のための仕組みを以下の項目により構築し、児童が「守られている」という安心感を持てる生活環境を作る。

- ① 全児童に定期的（月 1 回）にシートを活用し、聞き取りを行う。聞き取りを行う際は職員を 2 名配置することで、聞き取った内容について客観性を確保し、適切に対応できる体制を作る。また、心理判定員による面接等、職員と児童との個別面談の機会を活用するなど、聞き取り体制を強化する。
- ② 聞き取りから暴力問題、その他の重大な問題が発覚した場合、また、突発的な暴力問題については、暴力問題への緊急対応マニュアルに沿って対応する。「全職員への状況報告」、「支援方法・対応方法の統一」、「防止策の検討」等の一連の対応については、棟会議及び職員会議にて周知徹底する。また、権利擁護委員会で検討する機会を設け、保護者、こども家庭センターと連携し、暴力問題が発生した要因について検証し再発防止に繋げる。
- ③ 暴力問題を起こした児童については一定期間、職員との振返りを実施する。振返りを行う職員については児童の年齢、性別、児童との関係性等を考慮し 2 名体制で行うことで、落ち着いて話合える環境を確保するとともに、暴力によらない解決方法やコミュニケーションスキルを学ぶ。また、保護者、こども家庭センター等関係機関と連携し、児童の課題の改善を図る。

- ④ 施設内で暴力やいじめ等が発生した場合は、児童への対応状況について保護者、こども家庭センター等関係機関に報告すると共に、施設内における暴力行為禁止の重要性について全児童と十分に話し合い、再発防止に取り組む。

3) 児童の自律活動の推進

- ① 児童たちが自らの成長と自律を目指して作ったグランドルールと、児童と職員の十分な話し合いのもと作られた生活ルールに基づいた一貫性のある生活支援を行うことで、日常生活を通じて児童の基本的な生活習慣の確立とルールへの意識を養い、児童自らが安心して意欲的に生活できる環境を構築する。
- ② 職員は児童との生活の、様々な関わりを通して信頼し合える関係を築くことで愛着の形成を育む。児童が自分のありのままの気持ちを表現し、大人と共に課題と向き合い解決しようとする生きる力を培う。
- ③ 集団生活にとらわれず、児童一人一人の支援計画に沿った生活支援を実践する。
- ④ 児童が自由に意見を伝えられるツールの一つとして意見箱を設置する。匿名性を配慮した意見についての聴取を行い、児童間だけでなく職員から児童への関わりについても留意した児童の権利擁護に取り組む。

4) 職員からの不適切な関わり防止

- ① 不適切な関わり予防
- 職員による児童との関わりにおいて児童に対する身体接触や言動等に関する禁止事項を明確にする。
 - 職員を対象に施設内虐待、不適切な関わり、人権侵害等に関する研修を定期的実施する。
 - 園内ハザードマップの作製や被措置児童虐待の統計を利用した研修で、職員の意識を高める。
- ② 不適切な関わり早期発見
- 全児童に対する面談を定期的実施し、その中で児童と職員との関係について把握する。
 - 全職員が職員と児童との関わりについて日常的に相互確認し、必要に応じて報告、指導する。
 - 職員を対象とした相談窓口を定め、「児童への支援」、「業務」、「職員関係」等に悩みが生じたときに早期に相談できる体制を作り、職員が不安を解消し心にゆとりをもってこどもと関わるように配慮する。
- ③ 不適切な関わり早期対応
- 職員による施設内虐待、不適切な関わり等、人権侵害に該当する可能性がある事案が発生した場合、速やかに施設長に報告し、人権侵害事態発生時の対応等のマニュアルに沿って対応する。
- ④ 不適切な関わり再発防止
- 人権侵害が発生した要因について職員間で検証し、改善を図り再発防止に繋げる。
 - 職員による児童への関わり方について定期的に事例検討を行い、施設職員と児童との適切な関わり方について全職員で共有する。

3 養育・自立支援機能の充実

基本理念の権利擁護及び発達支援・自立支援に向けた養育の充実のために、衣・食・住を軸とする暮らしの場と職員との一日の流れの中で、「自分が大切にされている」と感じられる養育環境を構築することを目的として、以下の項目により養育環境と自立支援機能を充実させる事で、養育と業務内容の一貫性と連続性を図る。

1) 養育機能の充実

- ① 各ユニットにおいて、児童が職員と信頼関係を育める養育環境を確立する。
- ② 幼児棟における保育・養育体制を確立する。
- 幼児一人一人に対して愛情を持った養育を行い、職員による一貫性、継続性のある支援のもとで愛着形成を行うとともに、個々の特性に応じた支援を行うことで、成長・発達に繋がる生活環境を作る。
- ③ 肯定的な関わりにより幼児の主体性を養う
- 幼児への関わりは肯定的な言葉がけと適度なスキンシップを主体とすることで、幼児の自己肯定感を高め、基本的生活習慣を確立する。
- ④ 生活環境の変化に対応した支援体制の構築
- 年長児には読み書き計算など、就学前の基礎知識の習得を目指すとともに、幼児棟における支援を総括し、新たな自立支援計画を作成することで、学童棟への移動に伴う生活環境の変化に対応した一貫性、継続性のある支援を行う。
- ⑤ 障害等がある児童の養育体制の構築
- 障害、疾病、発達遅滞等、特別な支援を要する児童については、看護師、心理判定員を中心とした養育体制を構築し、児童の特性や課題に応じた専門的な支援を行う。

2) 自立支援機能の充実

児童養護施設運営指針に則り児童への生活支援、家庭支援、自立支援、心理的支援等を行う。また、児童が将来、就労を継続し安定した社会生活を送る力が身につくための支援を日常生活を通じて実践し、児童一人一人の年齢、発達、特性に応じた自立支援を目指すために、以下の項目により支援機能の充実を図る。

① 自立支援計画書の策定

年 2 回進路希望調査を行い児童の将来を見据えた長期支援目標を作成し、アセスメントシートの作成を通じて児童の現状と課題を整理し、生活支援、心理的支援、保健、医療的支援、食育等、各専門職員による支援を総合し、児童の気持ちと保護者の思い及び関係機関の意見を反映した年間支援計画書を策定する。また、毎月の進捗状況の確認、年 3 回の再評価を行いながら計画性をもった支援を行う。

② 自立支援計画の活用

自立支援計画の内容に基づいた支援を実践し、支援内容が確認できるケース記録を作成することで、記録をもとに児童の状況に応じて支援方針の検証、改善を行う。また、随時児童の支援状況を職員間で周知し合うことで、全ての職員が児童の最新の支援計画を理解し、適切な関わりが行える体制を構築する。

③ 自立に向けた支援体制の構築

児童が退所後就労を継続し、安定した社会生活を送るために必要とされるスキルを身に付けることを目的に生活支援を行い、日常生活を通じて個々の児童に応じた成長を促す。

④ 個別ケアの充実

定期的にケースカンファレンスを開催することで、児童の課題や状況に応じて支援方針の改善が行えるよう、各専門職が連携して支援方針を検討し、個々の発達に応じた支援を行う。

⑤ 地域・関係機関との連携

- ・ こども家庭センター、医療施設、学校等関係機関との連携を強化し支援の充実を図る。
- ・ 地域の子ども会や地区の清掃活動、ボランティア活動への参加を通して、地域の中のさくらこども学園を目指す。

⑥ 家族支援の促進

家庭支援のガイドラインを活用し、家族再統合や児童の自立に関する理解を深め、入所前から退所後まで一貫された支援が行えるよう、統一された支援の構築を目指す。また、こども家庭センターとの協議を実施し、協働した支援を行う中で家族支援の質を向上する。

⑦ 学習支援の充実

児童一人一人の年齢、発達に応じた学習支援を行い、学習習慣の定着と基礎学力の向上を図ると共に、高校卒業後の大学、専門学校等への進学を推奨する。

3) 心理的支援の充実

① 心理療法の実施

虐待によって心に傷を抱えた児童や、発達に偏りのある児童に対して、心理療法を行う。その中で表現される児童の内面に寄り添いながら、主体性の回復、適切な対人関係の取り方を獲得するための支援を行う。

② 心理教育の実施

愛着障害や発達障害の特性に応じた支援について検討し、心理教育を実施する。

③ 関係機関との連携

児童への適切な支援の実施のために、施設、こども家庭センター、学校、医療機関で連携を行う。

4 人材育成の積極的展開

1) 法人基本理念の周知徹底

全職員に対し、法人基本理念に基づいて事業を実施、展開することの必要性を認識するために、計画的・継続的に基本理念の学びの機会を設け周知徹底を図り、職員間の意識の統一、意欲向上に繋げる。また、入所児童に対しての養育について理念に添った生活支援ができているかを随時検証し、業務における意識、価値観や優先順位を常に基本理念を基準に判断することで、職員間の意識の統一、意欲向上に繋げる。

2) スーパーバイザーを用いた人材の育成

定期的（月に1度）にスーパーバイザーを招聘し様々なケースの対応等の指導を受ける事で職員の指導力の向上に努める。また、管理職も職員の育成に関するアドバイスを受け、マネジメント力の向上を図る。

3) 新任職員指導

チューター制を効果的に活用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく業務が習得できるように取り組む。また、新任職員とチューターとの関係性、指導状況を随時把握し、相互に良好な関係のもと成長できるよう、施設長はじめ幹部職員が随時確認し、必要に応じて積極的にバックアップを行う。

4) 職員実地指導（OJT）機能と職員間連携の充実

各専門職員が、明確なエビデンスに基づく支援を行い、適切な職員間連携のもとに児童の支援を実践できるよう、適切なOJTを行うと共に、ミーティングでの支援状況の確認と意見交換を行う。

5) 施設内研修

施設内研修については、各委員会や専門職と連携を図りながら年間を通じた研修計画を立て、こどもの権利擁護、児童の権利侵害防止を中心に学び、安心安全な生活空間で職員が一貫性、継続性のある支援を行うことで、生活支援の統一とチーム力の向上を図ることを目的に実施する。

6) 施設外研修

経験年数や個別の課題に応じた施設外の研修にも積極的に参加し、専門知識、技術の向上を図る。なお、定期的に研修報告会を行い、知識の共有や支援の向上に努める。また、研修や勉強会後にアンケート調査を行い、職員への定着度を測ることで研修内容が確実に自施設へのサービスに反映できるように取り組む。

7) 委員会活動

従事職員一人一人が事業参画し、事業運営の分担を行い、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことによって、業務の改善及び支援内容へ反映させ、施設の活性化を図るため委員会活動を設ける。

8) 実習指導者の育成

保育実習・社会福祉士実習で受入れた学生に対して、実習期間に、児童への専門職としての支援を職員が指導できるように研修を行う。

9) 人事考課制度の効果的運用

法人基本理念を柱に、職員一人一人の課題に即した目標設定をすることで業務の自己評価及び評価者との面接により、自己分析、目的意識の明確化を図り意欲的に目標達成できるための手段・方法を支援する。

5 食育の推進

児童の育ってきた環境を理解し、生活の中でより家庭的な食卓の雰囲気づくりに取り組み、発達能力に応じた食習慣を身につけ、豊かな心を育み、安定した食生活を体験する場を設ける。また、食中毒防止に留意し保健衛生の強化推進を図る。

1) 家庭的な食育の推進

- ① 温かで家庭的な雰囲気を作る。

- ② 定期的な嗜好調査・日々の食事アンケートや残食調査を実施することで児童の嗜好を把握し、栄養バランス、食材選び、調理方法の工夫、改善について食事委員会で随時検証し献立に反映させることで、より児童の好みと成長、発達に適した食事を提供する。
- ③ 正しい食習慣、マナーを身に付けるため職員・児童対象にした学びの場を作る。
- ④ 各ユニットでの食事に加え、全児童での会食を定期的に行い、普段食事をともにする機会のない児童、兄弟姉妹との触合いの場を多く作る。

2) 季節感を出した児童参加型の行事

郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会を持ち、生活支援の一環として現場職員が主体となり、日本や地域の食文化を伝える。

行		事	
令和7年4月	花見	10月	秋祭り・ハロウィン
5月	端午の節句・母の日	11月	収穫祭・焼き芋
6月	父の日	12月	冬至・クリスマス・餅つき
7月	七夕 土用の丑の日	令和8年1月	おせち料理・七草・備蓄食（震災の日）
8月	野外活動、お盆行事	2月	節分
9月	お月見、お彼岸（おはぎ）	3月	卒園・卒業お祝いの会・ひな祭り・備蓄食（震災の日）

3) 安心・安全な食事の提供

児童の健康状態に配慮し、安心・安全な食事を提供するために、マニュアルを整備する。また、手洗い・消毒等により感染症予防を徹底し、状況に応じて集団での食事の回避、食事時間の変更等、臨機応変に対応する。

- ① 食中毒予防を含む感染症予防マニュアルの徹底
- ② 感染症予防、衛生管理を目的とした業務手順表の徹底
- ③ ユニットにおける消毒、換気等感染症予防、衛生管理の手順表の徹底
- ④ 食物アレルギー、刻み食等配慮を必要とする児童に応じたマニュアルの改定と徹底

6 苦情への迅速な対応と苦情の支援の改善を図る

児童・保護者等からの相談・苦情に対して施設内に苦情受付窓口担当者を配置し、苦情解決責任者・苦情解決部会・第三者委員を通じて原因の究明と改善対策の検討を迅速に行うとともに、苦情解決部会が中心となって再発防止に努め、支援の改善と全職員への周知徹底を図る。

7 安全で安心な生活環境の構築

1) 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

児童の生命の安全を守るために万全を期すとともに、安全確保のための防災・防火対策を強化する。また、職員一人一人の防災・防火意識の高揚と火災・災害（地震・津波）を想定した消防・避難救出訓練を計画・実践する。

実施月	年間訓練（研修）計画
令和7年 4月	・ 消火・避難訓練（日勤帯想定） ・ 防災・防火マニュアル研修 ・ 消火器取扱い訓練
5月	・ 火災設備取扱い訓練 ・ 消火・避難訓練（日勤帯想定） ・ 水害時対応訓練
6月	・ 消火・避難訓練（日勤帯想定） ・ 不審者対応訓練 ・ 警察への非常通報訓練
7月	・ 消火・避難訓練（宿直帯想定）
8月	防火訓練 ・ 消防署見学（消火訓練、避難訓練、AED体験など）
9月	・ 消火・避難訓練（宿直帯想定）
10月	・ 消火・避難訓練（日勤帯想定）
11月	・ 火災設備取扱い訓練 ・ 消火・避難訓練 ・ 合同避難訓練 ・ 相互支援ネットワーク実地訓練
12月	・ 消火・避難訓練（宿直帯想定）
令和8年 1月	・ 消火・避難訓練（日勤帯想定） 地震対応 ・ 非常招集訓練 ・ 避難誘導訓練
2月	・ 消火・避難訓練（日勤帯想定）
3月	防災訓練、消火訓練 ・ 地震・津波を想定した避難誘導訓練を消防署と連携して行う

2) 保健・衛生・健康管理及び感染症対策の強化

日々の生活の中で、健康に関する異常の早期発見と治療が行えるよう、全職員が病気や感染症に対する知識と、状態観察が出来るよう研修を行い、児童及び全職員が健康の保持に努める。

- ① 入所児童の衛生・健康管理
- ・ 日常における健康状態の把握。（定期身体測定、健康診断、毎日の検温、排便管理等）
 - ・ 手洗い、咳エチケット等、児童の年齢に応じた健康に関する教育を実施する。
- ② 生活環境の整備
- ・ 衣類、入浴、排泄、清掃等、清潔で整頓された生活環境を維持する。
 - ・ 遊具の安全確認、危険行為の防止等、事故、ケガ予防に努める。
- ③ 入所児童への性教育の実施
- ・ 全ての職員が一人一人の児童を大切に思い愛情を伝えることで、児童自身が自分の心と体を大切にできるよう支援する。

- ・ 性教育マニュアルを整備し、年齢、性別、家庭での生活状況、児童の課題等に応じた性教育を実施する。
 - ・ 年齢、性別、家庭での生活状況、児童の課題等に応じた性教育（個別学習）の実施。
- 3) 感染症対策の強化
- 施設内での感染症発生・拡大・再発防止のため、感染症対策の徹底や職員研修の実施及び施設環境整備に努める。
また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。
- ① 感染経路の遮断
- ・ 入所児童の健康状態を常に把握し、状況に応じて他児や職員、学校関係者等との接触について対応する。
 - ・ 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いの他、血液、嘔吐物、排泄物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン・ガウンを着用する。
 - ・ 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持込まないように留意する。
- ② 感染症対策の徹底
- ・ 衛生環境委員会を中心に感染症対策について随時検討し課題の整理感染症対策の方針・計画を定め実践する。
 - ・ 児童の生活支援については、感染症対策の徹底により児童に過渡のストレスがかからないよう留意し、快適な生活空間の確保に努める。
 - ・ 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
 - ・ 常に最新の情報を収集し、感染症対策の見直しを行う。
- ③ 感染症発生時の対応
- ・ 有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。
 - ・ 感染所対策マニュアルに基づき感染症拡大防止のための対策を実施する。
 - ・ 感染症等の発生状況に応じて、嘱託医、兵庫県児童課、こども家庭センター、赤穂市及び赤穂健康福祉事務所（保健所）、等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携をとる。
- ④ 事業継続計画（BCP）に基づく訓練（シミュレーション）の実施
- ・ 感染症発生時及び災害発生時の対応について、衛生環境委員会が中心となって、研修及び訓練（シミュレーション）を実施する
 - ・ 災害発生時に在籍する全児童の居場所の確認に努めるために、避難場所を学園と学校に指定し、児童に周知する。

8 地域子育て支援の展開

1) 子育てサロン

居住する地域を拠点に、地域住民が子育てを楽しみ仲間作りの場を提供し、児童養護施設の専門性を活かし、家庭機能の充実に向けた支援と啓発を行う。また、開催については感染症予防を徹底し、地区の感染状況等を考慮し適宜実施する。

2) 里親開拓

赤穂市における里親登録者数の増加を目指し、里親啓発を行う。

3) ショートステイ事業

赤穂市、近隣市郡及び各校園所と連携を図り、地域ニーズを把握するとともに、必要に応じて緊急時における児童の一時預かりを行う。

9 行事予定

児童が楽しく行事やスポーツ活動、交流活動に主体的に参加し、達成感を味わい、協調性を身に着けるなどの経験を重ね、職員との信頼関係を構築することにより、児童の心身の発達を図るため、以下の施設行事・児童養護施設連絡協議会行事・地域交流行事を行う。

また、地域行事、学校行事、児童養護施設連絡協議会行事等については感染症対策により実施困難な状況にあるため、施設内行事の充実を図る。

実施月	施設行事	児童養護施設連絡協議会行事	地域交流行事
令和7年 4月	入学お祝い会 花見		
5月	GW行事		塩屋小学校運動会
6月		卓球大会・サッカー大会	
7月	七夕まつり		
8月	桜谷福社会盆踊り お盆行事		新田たくみさん 新田西部盆踊り
9月	お月見団子作り 桜谷福社会敬老会		赤穂西中学校体育祭
10月	ハロウィン		日吉神社秋祭り
11月	秋の味覚祭	僻地施設交流会	グランドゴルフ大会
12月	桜谷福社会クリスマス会 やすらぎクリスマス会 園内クリスマス会		赤穂義士祭 こどもの館交流会
令和8年 1月	初詣（年始行事）		新田西部とんど焼き
2月	節分（豆まき）	ドッジボール大会	
3月	ひなまつり 卒業・卒園お祝い会		

令和 7 年度 事業計画書

くるみ保育園（定員 40 名）	
基本理念	① 公益的事業の積極的取組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える ③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす
重点項目	① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進 ② 子どもの最善の利益に繋がる“保育のトライアングル”の充実 ③ 保育園における人権擁護の取組み ④ 子どもの健康支援 ⑤ 防災対策の取組み ⑥ 「ネウボラ・セリジェ」活動の地域への展開 ⑦ 安定した保育園運営の確立 ⑧ 職員が活躍する職場づくり
総 括	本年度も子どもの最善の利益を保障すると同時に保護者と共に子どもを育てる楽しさを感じる保育を行う。保護者懇談会や座談会などの保護者同士の横の繋がりを感じられる場の提供や保護者のニーズをアンケート等で把握し、必要な情報をお伝えする園だよりの作成を行う。保護者にもインクルーシブ保育の理念のもと寄添う気持ちを大切にする。また、必要に応じて専門機関と連携を取りながら対応する。 安定した保育園運営の確立については保育の専門職として、自らの人間性と専門性の向上に努め、常に子どもの視点に立って、自らの保育について振り返り、より質の高い保育の実現に取り組む。また、少子時代における園児の確保に繋がる自園の保育の取組みや特徴を様々な媒体を通して発信する。 施設内研修は「五感を通して季節を感じ、個々の感性を豊かにする」を一年間の目標として取り組む。様々な体験を保育士と共に楽しみながら個々の感性を豊かにする。 施設長の責務としては引き続き“子どもの最善の利益を守る保育園職員の育成”及び“園児の定員確保からの安定した運営”に尽力する。
新たな取り組み	- 保育園における人権擁護の取組み 法人保育園合同の取組みとして「子どもの人権擁護を考える part7」を「保育園部門人権擁護検討会」にアップデートし、これまでの取組の検証及び 6 園各園でおきる人権に関する事案について考える。 この取組みを通して、“子どもの思いに寄添う保育を大切にし、さらに子どもたちがお友だちと仲良く過ごす心地よさを感じる。また、お友だちを大切に思う心が育つ保育を進める。同時に、子どもたちを導く保育園職員の人権についても取上げる。 - 職員が活躍する職場作り 園内においては、日々の子どもの様子、保育実践の感想や気づきを話合う“対話の時間”を持つことで、振り返りから子どもたちの育ちに繋がる活動を考える。また、対話の中で、職員間の思いを知ることで信頼関係を深め、日々の保育実践に取り組む安心感とゆとりに繋げる。
目標稼働率	114.2%（45.7 名）
目標一時預かり利用者数	300 名

事業計画書

くるみ保育園

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《教育・保育理念》

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

《保育目標》

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

《基本方針》

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② 子どもの最善の利益に繋がる“保育園のトライアングル”の充実
- ③ 保育園における人権擁護の取組み
- ④ 子どもの健康支援
- ⑤ 防災対策の取組み
- ⑥ 「ネウボラ・セリジェ」活動の地域への展開
- ⑦ 安定した保育園運営の確立
- ⑧ 職員が活躍する職場づくり

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

- 1) 地域貢献の積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）を積極的に推進する。

2 子どもの最善の利益に繋がる“保育園のトライアングル”の充実

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な乳幼児期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の育ち及び個性を尊重して保育を行うことで、子どもの福祉を積極的に増進し子ども最善の利益を保障する。そのために養護の関わりは重要となり、“非認知能力”を十分に育むことができる人的環境及び物的環境を整える。保育の計画は、子どもの日々の育ちを把握し、子どもの興味関心に留意したものを考える。特に、子どもが主体的に参加できる活動を子どもとともに考えて行い、保育者もともに楽しみ、子どもの五感に働きかける関わりが持てるよう、地域の自然環境も十分に利用する。

子ども主体の保育を実践していくことは、子どもの最善の利益を保障するとともに、保護者の保育園への安心と信頼の獲得に繋がり、また、職員が子どもの成長を正確にとらえた保育を、計画→実践→検証を積み重ねていくことは、職員自身が充実感を得て「保育に携わる喜び」を実感する。

よって、引続き「子ども・保護者・職員の 3 者（＝トライアングル）」のそれぞれが尊重され、信頼関係のもと保育園で充実した毎日を送れる保育を大切にする。3 者への対応は以下の項目に沿って実践する。

1) 子どもの人権を擁護し、子どもの笑顔があふれる保育をおこなう

一人一人の子どもの思い・育ち・生活リズム等を尊重し安心して過ごせるように関わる。また、友だちと過ごす心地よさ・楽しさを感じる関わりを心がける。

- ① “かんがえる子ども＝生きる力を持つ子ども”に育つ多様な活動を経験する。
- ② 「保育所保育指針」に提示されている“幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの 10 の姿”に沿った成長を支えていき、「子どもが活動をやりきる力」から自信を得て次の活動への意欲へと繋ぐ保育を実践する。
- ③ 保育士の受容的・応答的な関わりの中で安心して自分の思いを出し、友だちと関わることで相手の思いに気付き、思いやりの気持ち、自分を大事にする心が育つようにする。
- ④ 想定できない事態により保育が計画通り実施できない場合は、子どもの育ちを支えるために必要な活動が別の形

のでできるようにする。

【子ども主体の保育】

- ・ 子どもの育ちを理解し発達に応じた適切な保育の計画を作成する
- ・ “生活と遊び”を通して“心情・意欲・態度”を豊かに育てる
- ・ “食育活動”を通して“元気なからだ”と“感謝の心”を育てる
- ・ “保健活動”（けんこう活動）を通して“自分と他者の命の大切さ”を知る
- ・ “安全活動”を通して“自分を守る”“助け合う”ことを知る
- ・ “インクルーシブ保育”を通して“認め合う心”を育てる

【幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの10の姿】

- ・ 健康な心と体 ・ 自立心 ・ 協同性 ・ 道徳・規範意識の芽生え ・ 社会生活との関わり
- ・ 思考力の芽生え ・ 自然との関わり、生命尊重 ・ 数量・図形・文字への関心・感覚
- ・ 言葉による伝え合い ・ 豊かな感性と表現

2) 保護者とともに子どもを育てる楽しさを感じる保育を行う

現代の子育てを取巻く状況を理解し、保護者の子育て支援に一層努め、保護者が子どもの成長をともに見守り喜びを持てるようにする。そのことを通して、保護者の養育力を育てていき、保育への関心を高め「真に安心して預けられる保育園」となる。

- ① 保育のねらいや内容を、文書や掲示物・保育参観等で知らせる。
- ② 保護者自身の様子や子どもへの関わり方を見守る。
- ③ 保護者懇談会や座談会などの保護者同士の横の繋がりを感じられる場の提供
- ④ 保護者のニーズをアンケート等で把握し、必要な情報をお伝えする園だよりの作成
- ⑤ 保護者にもインクルーシブ保育の理念のもと寄添う気持ちを大切にする、また、必要に応じて専門機関と連携を取りながら対応する。

3) 職員が“保育に携わる喜びを感じる”共主体の保育を日々の活動の中で実践し、検証することから保育の質の向上を目指す。

乳幼児期に子どもの興味関心に基づく主体的な活動を促す環境を整えることは、遊びが無理なく展開され、それぞれの活動の中で子どもが十分に試行錯誤することで遊びの楽しさを経験できる。時間的・空間的ゆとりと見通しを持った保育計画を職員が連携し立案、実践する。また、各クラスの活動内容を定期的にドキュメンテーションで掲示することで、保護者が保育内容について興味を持ち、子どもの育ちを話合う機会が生まれる。保護者の思いを知ることから保育内容の振り返りや再検討が深まることが期待できる。全職員で子どもの最善の利益を考える保育に取り組む園を目指す。

3 保育園における人権擁護の取組み

法人保育園合同の取組みとして「子どもの人権擁護を考える part7」を「保育園部門人権擁護検討会」にアップデートし、これまでの取組の検証及び6園各園でおきる人権に関する事案について考える。

この取組みを通して、“子どもの思いに寄添う保育を大切にし、さらに子どもたちがお友だちと仲良く過ごす心地よさを感じる。また、お友だちを大切に思う心が育つ保育を進める。同時に、子どもたちを導く保育園職員の人権についても取上げる。職員全体の子どもの人権擁護に対する考え方を専門職として深めることで、職員相互でのチェック機能を強化することにより、園内で不適切な関わりが発生することがないように徹底する。

4 子どもの健康支援

「就学前の子どもに関する保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「保育所保育指針」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進、並びに安全で安心できる保育環境を整備する。就学前の子どもに関する保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法の各該当の規定に基づき、計画を作成し全ての職員がそのねらいや内容を理解し取組む。

また、日常の園生活の中で子どもの健康を脅かす様々な疾病の予防に取り組む。なお、尼崎市及び関係機関と密に連携を取り、正確な情報のもと対策を講じる。

1) 子ども一人一人の健康の保持及び増進に取り組む

- ① 子どもの成長を把握する「身体測定」「各健診」を定期的の実施する。その結果は、速やかに評価を行い園内及び保護者と共有し、子どもの健康支援をする。
- ② 緊急事態発生時対応訓練を実施する。日ごろから、子どもの育ちに関する情報を把握し、それらをもとに発症が考えられる様々な症状“SIDS”や“アナフィラキシーショック”“大けが”“窒息”“けいれん”等の発生対応訓練を計画的に実施し、不測の事態に備える。

2) 感染症対策

様々な感染症対策及び感染拡大防止対応として、保育園において、子どもの過ごす生活環境を衛生面の徹底を中心に整える。

- ① 施設内（教材・玩具類及び備品含む）の消毒作業及び掃除の徹底
- ② 子どもたちに“けんこう活動”を通して感染症について学ぶ時間を持つ

3) 感染症発生時の対応

- ① こども家庭庁が示す、乳幼児の特性を踏まえた“保育所における感染症対策ガイドライン”を十分に活用し、施設長の責任の下、全職員が子どもの健康に関する共通知識を深め、感染症対策に組織的に取組む。現状把握に努め感染の拡大予防に尽力し、子どもが衛生的に整備された環境で過ごすことができるよう努める。
- ② 在園児・職員、その他関係者との連携を強化し、感染症発生時の連絡、情報共有を確実にし、子どもの健康支援及び事業運営が継続できる体制を整える BCP（業務継続計画）の仕組みを非常事態宣言発令時に実践する。
- ③ 保育園

での保育中に発生が想定される各疾病・怪我発生時に適切な対応ができるよう、研修及び訓練を計画的に行い、職員の対応力を高める。

4月	SIDS 対応訓練	8月	けいれん発生対応訓練 (知識習得確認①)	12月	SIDS 対応訓練 (知識習得確認②)
5月	SIDS 対応訓練 クラス懇談会で共有	9月	大けが対応訓練	1月	大けが対応訓練
6月	窒息発生対応訓練	10月	アナフィラキシー発生 対応訓練 (エピペン講習)	2月	けいれん発生対応訓練
7月	てんかん発生対応訓練	11月	SIDS 対応訓練	3月	SIDS 対応訓練

5 防災対策の取組み

「就学前の子どもに関する保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「保育所保育指針」に基づき、安全で安心できる保育環境を整備する。特に、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不測の事態に備えた必要な対策とその訓練を、就学前の子どもに関する保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法の各該当の規定に基づき、計画を作成し、全ての職員がそのねらいや内容を理解し取組む。

また、当法人保育園の「防災マニュアル」「BCP (業務継続計画)」及びくみ保育園近隣の災害区域変更等の情報に応じた災害対策を日々の生活を過ごす中で整える。

1) 防災対策

毎月の消火・避難訓練は災害別に実施し、想定できる各種災害の対応訓練を実施する。また、保護者参加の訓練、特に防災に関する話し合いは、年 2 回のクラス懇談会で取上げ、計画的に行い、保護者とともに子どもの安全確保の体制を万全にする。そして、訓練及び話し合いの成果を定期的に検証する。

また、BCP (業務継続計画) に基づいた訓練及び BCP (業務継続計画) を全職員で理解する勉強会を定期的に行い、緊急事態宣言発令時に活用できるようにする。内容の見直しも正確な情報の下、迅速に行う。

4月	集 合	8月	台風・水害	12月	火災、知識習得確認②
5月	火 災 (保護者参加型) クラス懇談会で共有	9月	防災教室 (尼崎北消防署と連携)	1月	地震・津波 (名和小避難) 171 伝言ダイヤル
6月	火災、知識習得確認①	10月	火災 (少人数訓練)	2月	火災 (尼崎さくらへ)
7月	不審者対応 (園内)	11月	火災 クラス懇談会で共有	3月	不審者対応 (園外)

2) 施設内外の安全管理対策の強化

① 毎月「安全点検」を実施する。施設や備品・遊具・玩具等の安全性には常に留意し、不慮の事故を防ぐ。

② 施設や備品の不具合や老朽化などの対応は、必要に応じて専門業者に相談し、速やかに行う。

3) ヒヤリ・ハットを活用し、職員の安全管理に対する意識を高め事故発生防止に努める。毎月検証を行い、事故防止に役立てる

6 「ネウボラ・セリジェ」の活動の地域への展開

1) 保育園運営力を活かした子育て支援活動の推進

① 「ネウボラ・セリジェ」の積極的に展開する。

- ・ 保育園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
- ・ 保育士・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児の悩みを聞き、共に考える場を持つ。
- ・ 育児に関する定期的な保健活動 (育児相談、成長測定、カンファレンス等) を行う。
- ・ “活動の見える化”を強化する。「ネウボラ・セリジェカード」を発行、活動の動画等をホームページに掲載する等、子育てサポート委員会が中心となり進める。
- ・ 子育てサポート委員会において、「ネウボラ・セリジェ」の参加状況を期ごとに振り返り、検証及び次期の課題の抽出を行うことで内容の充実を図る。

2) 「子どもを地域で育てる」活動の推進

- ① 保育園における子育て支援事業 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 12 項) を、当園が持つ地域性と専門性を発揮して、保育のニーズ (一時預かり事業、季節の行事への参加希望等) へ対応する。
- ② 尼崎市の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図る。
- ③ 子育て支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るために、地域の会合等へ参加する。
- ④ 地域行事への参加、高齢者との交流、近隣の保育園との交流など子どもが地域の一員として育つ場と機会を設ける。

7 安定した保育園運営の確立

1) 国が目指す「こどもまんなか社会」の施策に対応できる保育力を身につける。

保育の専門職として、自らの人間性と専門性の向上に努め、常に子どもの視点に立って、自らの保育について振り返り、より質の高い保育の実現に取り組む。

2) 安定した保育園への取組み

安定した保育園運営を継続させるために、予算稼働率 114.2% (45.7 名) の達成へ向け、入所園児の確保活動の他、

一時保育・延長保育の各事業を積極的に推進する。

また、少子時代における園児の確保に繋がる自園の保育の取り組みや特徴を様々な媒体を通して発信する。そして0歳から入園の場合は3歳児以降の受け皿として「尼崎さくら保育園」に入園が可能であること、2歳児クラスにおいては、尼崎さくら保育園の園庭利用やお店屋さんごっこの参加などの行事参加があることを積極的にアピールする。

3) 地域に必要とされる社会福祉施設になる

- ① 災害時の避難に関して地域との連携を強化する。
- ② 地域の清掃活動を行う。

8 職員が活躍する職場づくり

1) 法人基本理念の周知・徹底

- ① キャリアパスに基づいた自身の役割にエンゲージし業務に取り組めるように、基本理念の理解を深める研修（エピソード研修）を毎月のスタッフ会議で実施する。

2) 職員が活躍を実感できる職場づくりに努める

- ① 「保育園のトライアングル」を担う職員が意欲的に働くことができ、仕事を通して成長を感じる職場を作る
 - ・ 職員の職務及びキャリアに応じた研修及び会議を開催する。「階層別研修」「専門職研修」及び「職種別会議」「専門職会議」「職務間連携会議」等、開催目的を明確にし、学ぶ意識を高める。
 - ・ 新人職員研修の「チューター制」を有効的に活用し、園全体で新人育成に取り組む。毎月のスタッフ会議で進捗確認・検証を行う。
- ② 対話の時間を持つ職場づくり
 - ・ 園内においては、日々の子どもの様子、保育実践の感想や気づきを話合う“対話の時間”を持つことで、振り返りから子どもたちの育ちに繋がる活動を考える。また、対話の中で、職員間の思いを知ることで信頼関係を深め、日々の保育実践に取り組む安心感とゆとりに繋げる。
 - ・ 法人保育園として、各園の取り組みを共有する時間や法人主催の「経営計画検証委員会」「人権確保委員会」「地域貢献委員会」出席の際には、保育園部門として意見を出せるよう「各委員会の保育園部門の話し合い」を行い、全職員が運営に参画できる体制を作り、保育現場の声を各委員会に届ける。

3) 保育所保育指針に基づく職員の資質向上の推進

「保育の実践」を支えるため、職員一人一人が自分の実力を知り、保育力の向上に努めるため、主体的に学ぶことができるように個別研修計画を作成する。また、保育力の向上の具体的な学びは、日々の業務の中で習得できる体制を構築し、経験に応じた実力を身に付ける。職員の力量を把握した指導計画の作成・実践・検証を定期的に行い、学びを園全体で共有する時間を持ち、園の保育力向上に繋げる。

① 園内・法人内研修体制

- ・ 「五感を通して季節を感じ、個々の感性を豊かにする」を一年間の目標として取り組む。戸外に出かけて、自然の変化を見つけたり、日々の保育の中で歌、手遊び、制作、表現遊び等を通して季節を感じたりする。保育士と共に楽しみながら個々の感性を豊かにしていく。
- ・ “保育園職員委員会”が中心になり、子どもを支援する保育園職員に成長する学びの機会をもつ。
- ・ キャリアパスに沿った職務を理解する研修を行う。
- ・ 「学び合い研修」を開催し、専門職としての保育知識や技術を習得する。
- ・ スーパーバイザー立花氏にテーマ「法人基本理念と繋がる保育実践とその指導」について引続き1年間指導を受ける。

② 園外研修

- ・ 外部研修のキャリアアップ研修は、対象者の受講計画を立てて進める。

③ 施設長の責務の遂行

「保育の質の向上」及び「地域と繋がる保育園」を目指し、関係機関の会議・研修会への出席等を通して自己研鑽を重ねる。引続き、“子どもの最善の利益を守る保育園職員の育成”及び“園児の定員確保からの安定した運営”に尽力する。

また、法人で複数園を運営する強みとして、保育園運営の課題の早期発見を行い、その課題の対応策、対応状況について6園園長会で情報共有及び検証をする。

4) 園内委員会

- ① 従事職員一人一人に事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組み、子ども・保護者の支援に繋げる。
- ② 当法人が運営する保育園部門事業所の充実した保育の提供のために、現状把握・課題の検証をともに行う必要がある。保育の内容に関する全体的な計画及び検証委員会は、保育園部門事業所の合同会議として職種別・階層別に定期的に開催する。

5) 人事考課制度の推進

「職員が主役の業務推進、その結果もたらされる事業所全体の成長と利益」を目指す取り組みとして、組織の一員として職員が業務を通して成長する仕組み・キャリアパスを再構築し、内容を周知徹底するために研修を実施する。

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して、自己の業務についての分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② 職員育成は、キャリアパスに基づき行う。また、職員一人一人の資質を捉えた指導を行う。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。
- ④ フォーマルな面談の合間の職員の様子を見守り、必要に応じインフォーマルな面談も行い、丁寧な職員育成に繋げる。

令和 7 年度 事業計画書

幼保連携型認定こども園 石屋川くるみ保育園（定員：1号 9名、2・3号 70名）	
基本理念	① 公益的事業の積極的取り組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える ③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす
重点項目	① 第5期経営5か年計画（2年目）の推進 ② 子どもの最善の利益に繋がる“教育・保育のトライアングル”の充実 ③ 教育・保育現場における人権擁護の取り組み ④ 子どもの健康支援 ⑤ 防災対策の取り組み ⑥ 「ネウボラ・セリジェ」の活動を地域の子育て支援活動の核とする ⑦ 安定した幼保連携型認定こども園運営の確立 ⑧ 職員が活躍する職場づくり
総 括	昨年度、保育園職員委員会が中心となって取組んだ「Let's 人権擁護」の活動は本年度も継続し、「子どもの権利条約」に照らし合わせながら教育・保育場面を振り返り、ドキュメントシートにまとめ、保護者と共有する。この取り組みを通して“子どもの思いに寄添う教育・保育”を大切にし、さらに子どもたちがお友だちと仲よく過ごす心地よさを感じる、また、お友だちを大切に思う心が育つ教育・保育を進める。同時に、子どもたちを導く幼保連携型認定こども園職員の人権についても取上げる。職員全体で教育・保育現場における子どもの人権擁護に対する考えを専門職として深めることで、職員間のチェック機能強化に繋げ、園内で不適切な関わりが発生することがないように徹底する。 また、園の教育・保育力の向上に向け「五感を通した様々な経験ができる教育・保育」を一年間のテーマとして園内研修に取組む。前年度から取組んでいる「園庭の充実」を軸に、子どもが土、草花、木、様々な生き物と安全にふれあえる環境を構成し、また、発達に応じた季節感のある感触遊びを通して五感を育てる活動に取組む。
新たな取り組み	「ネウボラ・セリジェ」活動を地域の子育て支援活動の核とする 本年度より、これまでの子育てサークルへの教育・保育の専門職派遣に加え、灘区社会福祉協議会の実施する「出前おやこ館」に神戸さくら保育園と協力して参加する。職員が子育て支援の講師となって出向き、乳幼児の遊びの提供や保護者支援を、公益的事業として取組む。 - 教育・保育現場における人権擁護の取り組み 法人保育園合同の取り組みとして「子どもの人権擁護を考える part7」を「保育園部門人権擁護合同検討会」にアップデートし、これまでの取り組みの検証及び6園各園でおきる人権に関する事案について考える。
目標稼働率	1号 33.3%（3.0名）、2・3号 114.3%（80.0名）
目標一時預かり利用者数	500名

事業計画書

幼保連携型認定こども園 石屋川くるみ保育園

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《教育・保育理念》

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な教育・保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

《教育・保育目標》

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

《基本方針》

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② 子どもの最善の利益に繋がる“教育・保育のトライアングル”の充実
- ③ 教育・保育現場における人権擁護の取組み
- ④ 子どもの健康支援
- ⑤ 防災対策の取組み
- ⑥ 「ネウボラ・セリジェ」の活動を地域の子育て支援活動の核とする
- ⑦ 安定した幼保連携型認定こども園運営の確立
- ⑧ 職員が活躍する職場づくり

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

- 1) 地域貢献の積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）を積極的に推進する。

2 子どもの最善の利益に繋がる“教育・保育のトライアングル”の充実

幼保連携型認定こども園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な乳幼児期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の育ち及び個性を尊重して教育・保育を行うことで、子どもの福祉を積極的に増進し子ども最善の利益を保障していく。そのために養護の関わりは重要となり、“非認知能力”を十分に育むことができる人的環境及び物的環境を整える。教育・保育の計画は、子どもの日々の育ちを把握し、子どもの興味関心に留意したものを考える。特に、子どもが主体的に参加できる活動を子どもとともに考えて行い、保育者もともに楽しみ、子どもの五感に働きかける関わりが持てるよう、地域の自然環境も十分に利用する。

子ども主体の教育・保育を実践していくことは、子どもの最善に利益を保障するとともに、保護者の保育園への安心と信頼の獲得に繋がり、また、職員が子どもの成長を正確にとらえた教育・保育を計画→実践→検証を積み重ねていくことは、職員自身が充実感を得て「教育・保育に携わる喜び」を実感する。

よって、引続き「子ども・保護者・職員の 3 者（＝トライアングル）」のそれぞれが尊重され、信頼関係のもと保育園で充実した毎日を送れる教育・保育を大切にする。3 者への対応は以下の項目に沿って実践する。

1) 子どもの人権を擁護し、子どもの笑顔があふれる教育・保育をおこなう

一人一人の子どもの思い・育ち・生活リズム等を尊重し安心して過ごせるように関わる。また、友だちと過ごす心地よさ・楽しさを感じる関わりを心がける。

- ① “かんがえる子ども＝生きる力を持つ子ども”に育つ多様な活動を経験する。
- ② 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に提示されている“幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの 10 の姿”に沿った成長を支えていき、「子どもが活動をやりきる力から自信を得て次の活動への意欲へと繋ぐ教育・保育を実践する。
- ③ 子どもたちがさまざまな人と関わり合うことから感じる思いや気づきに丁寧に応答し、他者を思いやる気持ち、自分を大事にする心を育てる。
- ④ 想定できない事態により教育・保育の計画が計画通り実施できない場合は、子どもの育ちを支えるために必要な

活動が別の形でできるようにする。

【子ども主体の教育・保育】

- ・ 子どもの育ちを理解し発達に応じた適切な教育・保育の計画を作成する
- ・ “生活と遊び”を通して“心情・意欲・態度”を豊かに育てる
- ・ “食育活動”を通して“元気なからだ”と“感謝の心”を育てる
- ・ “保健活動（けんこう活動）”を通して“自分と他者の命の大切さ”を知る
- ・ “安全活動”を通して“自分を守る”“助け合う”ことを知る
- ・ “インクルーシブ教育・保育”を通して“認め合う心”を育てる

【幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの10の姿】

- ・ 健康な心と体 ・ 自立心 ・ 協同性 ・ 道徳・規範意識の芽生え ・ 社会生活との関わり
- ・ 思考力の芽生え ・ 自然との関わり、生命尊重 ・ 数量・図形・文字への関心・感覚
- ・ 言葉による伝え合い ・ 豊かな感性と表現

2) 保護者とともに子どもを育てる楽しさを感じる教育・保育を行う

現代の子育てを取巻く状況を理解し、保護者の子育て支援に一層努め、保護者が子どもの成長をともに見守り喜びを持てるようにする。そのことを通して、保護者の養育力を育てていき、教育・保育への関心を高め「真に安心して預けられる園」となる。

- ① 教育・保育のねらいや内容を、文書や掲示物、教育・保育参観等で知らせる。
- ② 保護者自身の様子や子どもへの関わりを見守る。
- ③ 保護者懇談会や座談会などの保護者同士の横の繋がりを感じられる場の提供
- ④ 保護者のニーズをアンケート等で把握し、必要な情報をお伝えする園だよりの作成
- ⑤ 保護者にもインクルーシブ教育・保育の理念のもと寄添う気持ちを大切にする。また、必要に応じて専門機関と連携を取りながら対応する。

3) 職員が“教育・保育に携わる喜びを感じる”教育・保育を日々の活動の中で実践し、検証することから教育・保育の質の向上を目指す。

乳幼児期に子どもの興味関心に基づく主体的な活動を促す環境を整えることは、遊びが無理なく展開され、それぞれの活動の中で子どもが十分に試行錯誤することで遊びの楽しさを経験できる。時間的・空間的ゆとりと見通しをもった教育・保育計画を職員が連携し立案、実践する。また、各クラスの活動内容を定期的にドキュメンテーションで掲示することで、保護者が教育・保育内容について興味を持つことになり、子どもの育ちを語合う機会が生まれる。保護者の思いを知ることから教育・保育内容の振り返りや再検討が深まることが期待できる。全職員で子どもの最善の利益を考える教育・保育に取り組む園を目指す。

3 教育・保育現場における人権擁護の取組み

法人保育園合同の取組みとして「子どもの人権擁護を考える part7」を「保育園部門人権擁護合同検討会」にアップデートし、これまでの取組みの検証及び6園各園でおきる人権に関する事案について考える。

この取組みを通して“子どもの思いに寄添う教育・保育”を大切にし、さらに子どもたちがお友だちと仲よく過ごす心地よさを感じる、また、お友だちを大切に思う心が育つ教育・保育を進める。同時に、子どもたちを導く保育園職員の人権についても取上げる。職員全体の子どもの人権擁護に対する考えを専門職として深めることで、職員間のチェック機能強化に繋げ、園内で不適切な関わりが発生することがないように徹底する。

昨年度、保育園職員委員会が中心となって取組んだ「Let's 人権擁護」の活動は本年度も継続し、「子どもの権利条約」に照らし合わせながら教育・保育の場面を振り返り、不適切保育の予防に取り組む。また、取組みをドキュメントシートにまとめ、保護者と共有する。

4 子どもの健康支援

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進、並びに安全で安心できる教育・保育環境を整備する。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法の各該当の規定に基づき、計画を作成し全ての職員がそのねらいや内容を理解し取組む。

日常の園生活の中で子どもの健康を脅かす様々な疾病の予防に取り組む。神戸市及び関係機関とは密に連携を取り、正確な情報のもと対策を講じる。

1) 子ども一人一人の健康の保持及び増進に取り組む。

- ① 子どもの成長を把握する「身体測定」「各健診」を定期的実施する。その結果は、速やかに評価を行い園内及び保護者と共有し、子どもの健康支援をする。
- ② 緊急事態発生時対応訓練を実施する。日ごろから、子どもの育ちに関する情報を把握し、それらをもとに発生が考えられる様々な症状“SIDS”や“アナフィラキシーショック”“大けが”“窒息”“けいれん”等の発生対応訓練を計画的に実施し、不測の事態に備える。

2) 感染症対策

様々な感染症対策及び感染拡大防止対策として、幼保連携型認定こども園において子どもの過ごす生活環境を衛生面の徹底を中心に整える。

- ① 施設内（教材・玩具類及び備品含む）の消毒作業及び清掃の徹底
- ② 子どもたちに“けんこう活動”を通して感染症について学ぶ時間を持つ

3) 感染症発生時の対応

- ① こども家庭庁が示す、乳幼児の特性を踏まえた“保育所における感染症対策ガイドライン”を十分に活用し、施設長の責任の下、全職員が子どもの健康に関する共通知識を深め、感染症対策に組織的に取り組む。現状把握に努め感染の拡大予防に尽力し、子どもが衛生的に整備された環境で過ごすことができるよう努める。

- ② 在園児・職員、その他関係者との連携を強化し、感染症発生時の連絡・情報共有を確実にし、子どもの健康支援及び事業運営が継続できる体制を整える BCP（業務継続計画）の仕組みを緊急事態宣言発令時に実践する。
- ③ 幼保連携型認定こども園での教育・保育中に発生が想定される各疾病・怪我発生時適切な対応ができるよう、研修及び訓練を計画的に行い、職員の対応力を高める。

4 月	・ SIDS 対応訓練 ・ クラス懇談会で共有	8 月	・ アナフィラキシー発生 対応訓練、エピペン講習	12 月	・ SIDS 対応訓練
5 月	・ SIDS 対応訓練 ・ クラス懇談会で共有	9 月	・ 大けが対応訓練	1 月	・ 窒息対応訓練
6 月	・ てんかん発作対応訓練 知識習得確認	10 月	・ けいれん発生対応訓練	2 月	・ アナフィラキシー発 生対応訓練
7 月	・ 窒息対応訓練	11 月	・ SIDS 対応訓練	3 月	・ 大けが対応訓練

5 防災対策の取組み

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、安全で安心できる教育・保育環境を整備する。特に、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不測の事態に備えた必要な対策とその訓練を、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法の各該当の規定に基づき計画を作成し、全ての職員がそのねらいや内容を理解し取組む。

また、当法人保育園の「防災マニュアル」、「BCP（業務継続計画）」及び神戸さくら保育園近隣の災害区域変更等の情報に応じた災害対策を日々の生活を過ごす中で整える。

1) 防災対策

毎月の消火・避難訓練は災害別に実施し、想定できる各種災害の対応訓練を実施する。また、保護者参加の訓練、特に防災に関する話し合いは年 2 回のクラス懇談会で取上げ、保護者とともに子どもの安全確保の体制を万全する。そして、訓練及び話し合いの成果を定期的に検証する。

また、BCP（業務継続計画）に基づいた訓練及び BCP（業務継続計画）を全職員で理解する勉強会を定期的に行い、緊急事態宣言発令時に活用できるようにする。内容の見直しも正確な情報の下、迅速に行う。

4 月	・ 集合訓練 ・ クラス懇談会で共有	8 月	・ 台風・水害	12 月	・ 火災 ・ 知識習得確認
5 月	・ 火災（保護者参加型） ・ クラス懇談会で共有	9 月	・ 火災（少人数訓練）	1 月	・ 地震・津波 （園外避難）
6 月	・ 火災、知識習得確認①	10 月	・ 防災教室 （東灘消防署と連携）	2 月	火 災 地域合同防災訓練
7 月	・ 不審者対応（園内） ・ 知識習得①	11 月	・ 地震・津波 （保護者参加型） ・ クラス懇談会で共有	3 月	不審者対応（園外）

2) 施設内外の安全管理対策の強化

- ① 毎月「安全点検」を実施する。施設や備品・遊具・玩具等の安全性には常に留意し、不慮の事故を防ぐ。
- ② 施設や備品の不具合や老朽化などの対応は、必要に応じて専門業者に相談し、速やかに行う。
- 3) ヒヤリ・ハットを活用し、職員の安全管理に対する意識を高め事故発生防止に努める。毎月検証を行い、事故防止に役立てる。

6 「ネウボラ・セリジェ」活動を地域の子育て支援活動の核とする

1) 幼保連携型認定こども園運営力を活かした子育て支援活動の推進

- 「ネウボラ・セリジェ」を積極的に展開する。
- ・ 幼保連携型認定こども園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
 - ・ 保育教諭・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児の悩みを聞き、共に考える場を持つ。
 - ・ 育児に関する定期的な保健活動（育児相談、成長測定、カンファレンス等）を行う。
 - ・ “活動の見える化”を強化する。「ネウボラ♡セリジェカード」の発行、活動の動画等を HP に掲載する等子育てサポート委員会が中心となり進める。

2) 「子どもを地域で育てる」活動の推進

- ① 幼保連携型認定こども園における子育て支援事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 12 項）を、当園が持つ地域性と専門性を発揮して、教育・保育のニーズ（一時預かり事業、季節の行事への参加希望等）へ対応する。
- ② 神戸市の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図る。
- ③ 子育て支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るために、地域の会合等へ参加する。
- ④ 地域の子育てサークルに教育・保育の専門職を派遣し地域の子育て支援に参画する
- ・ 本年度より、これまでの子育てサークルに加え、灘区社会福祉協議会の実施する「出前おやこ館」に神戸さくら保育園と協力して参加する。職員が子育て支援の講師となって出向き、乳幼児の遊びの提供や保護者支援を、公益的事業として取組む。
 - ・ 地域行事への参加、高齢者との交流、近隣の保育園・幼稚園との交流など子どもが地域の一員として育つ場と機会を設ける。

7 安定した幼保連携型認定こども園運営の確立

1) 国が目指す「こどもまんなか社会」の施策に対応できる教育・保育力を身につける。

保護者満足度調査から得られた保護者の意見を教育・保育に反映するため、保護者のニーズに対応する委員会を選

び、その委員会が中心となり求められる教育・保育について充実をはかり、子どもを中心とした質の高い教育・保育の実現に取り組む。

2) 少子の時代の幼保連携型認定こども園の運営課題に取り組む

安定した保育園運営を継続させるために、予算稼働率 1 号 33.3% (3.0 名)、2・3 号 114.3% (80.0 名) の達成へ向け、入所園児の確保活動の他、一時保育・延長保育の各事業を積極的に推進する。

また、少子の時代における園児確保に繋がる当園の教育・保育の取り組みや特徴を様々な媒体を通して発信する。

3) 地域に必要とされる社会福祉施設になる

- ① 災害時の避難に関して地域との連携を強化する。
- ② 地域の清掃活動を行う。

8 職員が活躍する職場づくり

1) 法人基本理念の周知・徹底

一人一人の職員がキャリアパスに基づいた役割にエンゲージし業務に取り組めるように、基本理念の理解を深める研修（エピソード研修）を実施する。

2) 職員が活躍を実感できる職場づくりに努める

- ① 「教育・保育のトライアングル」を担う職員が意欲的に働くことができ、仕事を通して成長を感じる職場を作る。
 - ・ 職員の職務及びキャリアに応じた研修及び会議を開催する。「階層別研修」、「専門職研修」及び「職種別会議」「専門職会議」「職務間連携会議」等、開催目的を明確にし、学ぶ意識を高める。
 - ・ 新人職員研修の「チューター制」を有効的に活用し、園全体で新人育成に取り組む。毎月のスタッフ会議で進捗確認・検証を行う。
- ② 対話の時間をもつ職場づくり
 - ・ 園内においては、日々の子どもの様子、教育・保育実践の感想や気づきを話合う“対話の時間”を持つことで、振り返りから子どもたちの育ちに繋がる活動を考える。また、対話の中で、職員間の思いを知ることで信頼関係を深め、日々の教育・保育実践に取り組む安心感とゆとりにつなげる。
 - ・ 法人保育園として、各園の取り組みを共有する時間や法人主催の「経営計画検証委員会」「人材確保委員会」「地域貢献委員会」出席の際には、保育園部門として意見を出せるよう「各委員会の保育園部門の話し合い」を行い、全職員が運営に参画できる体制を作り、教育・保育現場の声を各委員会に届ける。

3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく職員の資質向上の推進

「教育・保育の実践」を支えるため、職員一人一人が自分の実力を知り、教育・保育力の向上に努めるため、主体的に学ぶことができるように個別研修計画を作成する。また、教育・保育力の具体的な学びは、日々の業務の中で習得できる体制を構築し、経験に応じた実力を身に付ける。職員の力量を把握した指導計画の作成・実践・検証を定期的に行い、学びを園全体で共有する時間を持ち、園の教育・保育力向上に繋げる。

① 園内・法人内研修体制

- ・ 「五感を通した様々な経験ができる教育・保育」を一年間の目標として取り組む。前年度から取り組んでいる「園庭の充実」を軸に、子どもが土、草花、木、様々な生き物と安全にふれあえる環境を構成し、また、発達に応じた季節感のある感触遊びを通して五感を育てる活動に取り組む。これらの取り組みから、子どもの育ちを検証し、教育・保育の質向上に努める。
- ・ 保育園職員委員会が中心になり、子どもを支援する保育園職員に成長する学びの機会を持つ
- ・ 「学びあい研修」を開催し、専門職としての保育知識や技術を習得する
- ・ スーパーバイザー立花氏にテーマ「法人基本理念と繋がる教育・保育実践とその指導」について引続き 1 年間指導を受ける。

② 園外研修

- ・ 外部研修のキャリアアップ研修は、対象者の受講計画を立てて進める。

③ 施設長の責務の遂行

「教育・保育の質の向上」及び「地域とつながる保育園」を目指し、関係機関の会議・研修会への出席等を通して自己研鑽を重ねる。引続き、“子どもの最善の利益を守る保育園職員の育成”及び“園児の定員確保からの安定した運営”に尽力する。

また、法人で複数園を運営する強みとして、保育園運営の課題の早期発見と対応策について 6 園園長会で情報共有及び検証をする。

4) 園内委員会

- ① 従事職員一人一人に事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組み、子ども・保護者の支援に繋げる。
- ② 当法人が運営する保育園部門事業所の充実した教育・保育の提供のために、現状把握・課題の検証をともに行う必要がある。教育・保育の内容に関する全体的な計画及び検証委員会は、保育園部門事業所の合同会議として職種別・階層別に定期的に開催する。

5) 人事考課制度の推進

「職員が主役の業務推進、その結果もたらされる事業所全体の成長と利益」を目指す取り組みとして、組織の一員として職員が業務を通して成長する仕組み・キャリアパスを再構築し、内容を周知徹底するために研修を実施する。

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して自己の業務についての分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② 職員育成は、キャリアパスに基づき行う。また、職員一人一人の資質を捉えた指導を行う。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。
- ④ フォーマルな面談の合間の職員の様子を見守り、必要に応じインフォーマルな面談も行い、ていねいな職員育成に繋げる。

令和 7 年度 事業計画書

幼保連携型認定こども園 神戸さくら保育園（定員：1号 9名、2・3号 70名）	
基本理念	① 公益的事業の積極的取り組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える ③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす
重点項目	① 第5期経営5か年計画（2年目）の推進 ② 子どもの最善の利益に繋がる“教育・保育のトライアングル”の充実 ③ 教育・保育現場における人権擁護の取り組み ④ 子どもの健康支援 ⑤ 防災対策の取り組み ⑥ 「ネウボラ・セリジェ」の活動を地域の子育て支援活動の核とする ⑦ 安定した幼保連携型認定こども園運営の確立 ⑧ 「こども誰でも通園制度」の推進 ⑨ 職員が活躍する職場づくり
総 括	子どもの最善の利益に繋がる“教育・保育のトライアングル”の充実では、特に園と保護者がより身近に話ができる関係を構築する。保護者懇談会や保育参加を通じて、保護者と共に子どもの成長を喜ぶことに繋がる必要な情報をキャッチし伝え方を工夫して園だよりやお便りの発信をする。 保育・教育現場における人権擁護の取り組みとして、法人保育園合同の人権研修「子どもの人権擁護を考える」を「保育園部門人権擁護合同検討会」にアップデートし、これまでの取り組みの検証及び6園各園でおきる人権に関する事案について考える。引続き、自園での毎月の人権の話し合いもエピソード研修やロールプレイなどを職員主体で行い、6園での学びも自園の人権擁護の取り組みに活かす。これらの取り組みを通して“子どもの思いに寄添う教育・保育”を大切にし、さらに子どもたちがお友だちと仲よく過ごす心地よさを感じる。また、お友だちを大切に思う心が育つ教育・保育を進める。同時に、子どもたちを導く幼保連携型認定こども園の職員の人権についても取上げる。職員全体の子どもの人権擁護に対する考えを専門職として深めることで、職員間のチェック機能強化に繋げ、園内で不適切な関わりが発生することがないように徹底する。 「こども誰でも通園制度」の推進については、引続き神戸市こども誰でも通園制度のモデル事業に取り組み、実践の中で見えてくる現代の子育て事情については、神戸市のモデル事業実施事業所会議や視察時に課題を話し合い、子育て世代へのよりよい支援を共に模索する。
新たな取り組み	「ネウボラ・セリジェ」の活動を地域の子育て支援活動の核とする これまでの子育てサークルに加え、灘区社会福祉協議会主催の保育者派遣「出前おやこ館」に石屋川くるみ保育園とともに参加し、地域の子育て世帯への支援を考える。 「こども誰でも通園制度」の推進 令和7年度以降「児童福祉法」において「乳幼児等通園制度支援事業」としての位置づけとなる。「子ども子育て支援法」においては、令和7年度に限り、地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施され、また令和8年度以降は「乳幼児等のための支援給付」として全国で実施される「給付制度」となることを踏まえ、引続き、実践を通して、現代の子育て家庭のニーズを抽出し、対応を神戸市と共に考える。
目標稼働率	1号 33.3%（3.0名）、2・3号 114.3%（80.0名）
目標一時預かり利用者数	500名

令和 7 年度

事業計画書

幼保連携型認定こども園 神戸さくら保育園

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《教育・保育理念》

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な教育・保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

《教育・保育目標》

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

《基本方針》

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② 子どもの最善の利益に繋がる“教育・保育のトライアングル”の充実
- ③ 教育・保育現場における人権擁護の取組み
- ④ 子どもの健康支援
- ⑤ 防災対策の取組み
- ⑥ 「ネウボラ・セリジェ」の活動を地域の子育て支援活動の核とする
- ⑦ 安定した幼保連携型認定こども園運営の確立
- ⑧ 「こども誰でも通園制度」の推進
- ⑨ 職員が活躍する職場づくり

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

- 1) 地域貢献の積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）を積極的に推進する。

2 子どもの最善の利益に繋がる“教育・保育のトライアングル”の充実

幼保連携型認定こども園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な乳幼児期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の育ち及び個性を尊重して教育・保育を行うことで、子どもの福祉を積極的に増進し子ども最善の利益を保障していく。そのために養護の関わりは重要となり、“非認知能力”を十分に育むことができる人的環境及び物的環境を整える。教育・保育の計画は、子どもの日々の育ちを把握し、子どもの興味関心に留意したものを考える。特に、子どもが主体的に参加できる活動を子どもとともに考えて行い、保育者とともに楽しみ、子どもの五感に働きかける関わりが持てるよう、地域の自然環境も十分に利用する。

子ども主体の教育・保育を実践していくことは、子どもの最善に利益を保障するとともに、保護者の保育園への安心と信頼の獲得に繋がり、また、職員が子どもの成長を正確にとらえた教育・保育を計画→実践→検証を積み重ねていくことは、職員自身が充実感を得て「教育・保育に携わる喜び」を実感する。

よって、引続き「子ども・保護者・職員の 3 者（＝トライアングル）」のそれぞれが尊重され、信頼関係のもと保育園で充実した毎日を送れる教育・保育を大切にする。3 者への対応は以下の項目に沿って実践する。

1) 子どもの人権を擁護し、子どもの笑顔があふれる教育・保育をおこなう

一人一人の子どもの思い・育ち・生活リズム等を尊重し安心して過ごせるように関わる。また、友だちと過ごす心地よさ・楽しさを感じる関わりを心がける。

- ① “かんがえる子ども＝生きる力を持つ子ども”に育つ多様な活動を経験する。
- ② 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に提示されている“幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの 10 の姿”に沿った成長を支えていき、「子どもが活動をやりきる力から自信を得て次の活動への意欲へと繋ぐ教育・保育を実践する。
- ③ 子どもたちがさまざまな人と関わり合うことから感じる思いや気づきに丁寧に応答し、他者を思いやる気持ち、

自分を大事にする心を育てる。

- ④ 想定できない事態により教育・保育の計画が計画通り実施できない場合は、子どもの育ちを支えるために必要な活動が別の形でできるようにする。

【子ども主体の教育・保育】

- ・ 子どもの育ちを理解し発達に応じた適切な教育・保育の計画を作成する
- ・ “生活と遊び”を通して“心情・意欲・態度”を豊かに育てる
- ・ “食育活動”を通して“元気なからだ”と“感謝の心”を育てる
- ・ “保健活動（けんこう活動）”を通して“自分と他者の命の大切さ”を知る
- ・ “安全活動”を通して“自分を守る”“助け合う”ことを知る
- ・ “インクルーシブ教育・保育”を通して“認め合う心”を育てる

【幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの10の姿】

- ・ 健康な心と体 ・ 自立心 ・ 協同性 ・ 道徳・規範意識の芽生え ・ 社会生活との関わり
- ・ 思考力の芽生え ・ 自然との関わり、生命尊重 ・ 数量・図形・文字への関心・感覚
- ・ 言葉による伝え合い ・ 豊かな感性と表現

- 2) 保護者ととともに子どもを育てる楽しさを感じる教育・保育を行う

現代の子育てを取巻く状況を理解し、保護者の子育て支援に一層努め、保護者が子どもの成長とともに見守り喜びを持てるようにする。そのことを通して、保護者の養育力を育てていき、教育・保育への関心を高め「真に安心して預けられる園」となる。

- ① 教育・保育のねらいや内容を、文書や掲示物、教育・保育参観等で知らせる。
- ② 保護者自身の様子や子どもへの関わりを見守る。
- ③ 保護者懇談会や座談会などの保護者同士の横の繋がりを感じられる場の提供
- ④ 保護者のニーズをアンケート等で把握し、必要な情報をお伝えする園だよりの作成
- ⑤ 保護者にもインクルーシブ教育・保育の理念のもと寄添う気持ちを大切にす。また、必要に応じて専門機関と連携を取りながら対応する。

- 3) 職員が“教育・保育に携わる喜びを感じる”教育・保育を日々の活動の中で実践し、検証することから教育・保育の質の向上を目指す。

乳幼児期に子どもの興味関心に基づく主体的な活動を促す環境を整えることは、遊びが無理なく展開され、それぞれの活動の中で子どもが十分に試行錯誤することで遊びの楽しさを経験できる。時間的・空間的ゆとりと見通しをもった教育・保育計画を職員が連携し立案、実践する。また、各クラスの活動内容を定期的にドキュメンテーションで掲示することで、保護者が教育・保育内容について興味を持つことになり、子どもの育ちを語合う機会が生まれる。保護者の思いを知ることから教育・保育内容の振り返りや再検討が深まることが期待できる。全職員で子どもの最善の利益を考える教育・保育に取り組む園を目指す。

3 教育・保育現場における人権擁護の取組み

法人保育園合同の取組みとして「子どもの人権擁護を考える part7」を「保育園部門人権擁護合同検討会」にアップデートし、これまでの取組みの検証及び 6 園各園でおきる人権に関する事案について考える。引続き、自園での毎月の人権の話合いもエピソード研修やロールプレイなどを職員主体で行い、6 園での学びも自園の人権擁護の取組みに活かす。

この取組みを通して “子どもの思いに寄添う教育・保育”を大切にし、さらに子どもたちがお友だちと仲よく過ごす心地よさを感じる。また、お友だちを大切に思う心が育つ教育・保育を進める。同時に、子どもたちを導く幼保連携型認定こども園職員の人権についても取上げる。職員全体の子どもの人権擁護に対する考えを専門職として深めることで、職員間のチェック機能強化に繋げ、園内で不適切な関わりが発生することがないように徹底する。

4 子どもの健康支援

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進、並びに安全で安心できる教育・保育環境を整備する。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法の各該当の規定に基づき、計画を作成し全ての職員がそのねらいや内容を理解し取り組む。

日常の園生活の中で子どもの健康を脅かす様々な疾病の予防に取り組む。神戸市及び関係機関とは密に連携を取り、正確な情報のもと対策を講じる。

- 1) 子ども一人一人の健康の保持及び増進に取り組む。

- ① 子どもの成長を把握する「身体測定」「各健診」を定期的の実施する。その結果は、速やかに評価を行い園内及び保護者と共有し、子どもの健康支援をする。
- ② 緊急事態発生時対応訓練を実施する。日ごろから、子どもの育ちに関する情報を把握し、それらをもとに発生が考えられる様々な症状“SIDS”や“アナフィラキシーショック”“大けが”“窒息”“けいれん”等の発生対応訓練を計画的に実施し、不測の事態に備える。

- 2) 感染症対策

様々な感染症対策及び感染拡大防止対策として、幼保連携型認定こども園において子どもの過ごす生活環境を衛生面の徹底を中心に整える。

- ① 施設内（教材・玩具類及び備品含む）の消毒作業及び清掃の徹底
- ② 子どもたちに“けんこう活動”を通して感染症について学ぶ時間を持つ

- 3) 感染症発生時の対応

- ① こども家庭庁が示す、乳幼児の特性を踏まえた“保育所における感染症対策ガイドライン”を十分に活用し、施設長の責任の下、全職員が子どもの健康に関する共通知識を深め、感染症対策に組織的に取り組む。現状把握に努め

感染の拡大予防に尽力し、子どもが衛生的に整備された環境で過ごすことができるよう努める。

- ② 在園児・職員、その他関係者との連携を強化し、感染症発生時の連絡・情報共有を確実に行之、子どもの健康支援及び事業運営が継続できる体制を整える BCP（業務継続計画）の仕組みを緊急事態宣言発令時に実践する。
- ③ 幼保連携型認定こども園での教育・保育中に発生が想定される各疾病・怪我発生時適切な対応ができるよう、研修及び訓練を計画的に行い、職員の対応力を高める。

4 月	SIDS 対応訓練 クラス懇談会で共有	8 月	窒息発生対応訓練	12 月	SIDS 対応訓練 知識習得確認②
5 月	SIDS 対応訓練 クラス懇談会で共有	9 月	大けが対応訓練	1 月	大けが対応訓練
6 月	アナフィラキシー発生訓練	10 月	アナフィラキシー発生 対応訓練、エピペン講習	2 月	けいれん発生対応訓練
7 月	てんかん発生対応訓練 AED・心肺蘇生知識習得	11 月	SIDS 対応訓練	3 月	SIDS 対応訓練

5 防災対策の取組み

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、安全で安心できる教育・保育環境を整備する。特に、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不測の事態に備えた必要な対策とその訓練を、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法の各該当の規定に基づき計画を作成し、全ての職員がそのねらいや内容を理解し取組む。

また、当法人保育園の「防災マニュアル」、「BCP（業務継続計画）」及び神戸さくら保育園近隣の災害区域変更等の情報に応じた災害対策を日々の生活を過ごす中で整える。

1) 防災対策

毎月の消火・避難訓練は災害別に実施し、想定できる各種災害の対応訓練を実施する。また、保護者参加の訓練、特に防災に関する話し合いは年 2 回のクラス懇談会で取上げ、保護者とともに子どもの安全確保の体制を万全する。そして、訓練及び話し合いの成果を定期的に検証する。

また、BCP（業務継続計画）に基づいた訓練及び BCP（業務継続計画）を全職員で理解する勉強会を定期的に行い、緊急事態宣言発令時に活用できるようにする。内容の見直しも正確な情報の下、迅速に行う。

4 月	集 合 クラス懇談会で共有	8 月	台風・水害	12 月	火災（待機訓練）
5 月	火 災（滑り台使用） クラス懇談会で共有	9 月	地震・津波（待機訓練）	1 月	地震・津波 （園外避難）
6 月	地震、知識習得確認①	10 月	地震・火災（少人数訓練）	2 月	火 災
7 月	不審者対応（園内）	11 月	地震（園外避難） クラス懇談会で共有	3 月	不審者対応（園外）

2) 施設内外の安全管理対策の強化

- ① 毎月「安全点検」を実施する。施設や備品・遊具・玩具等の安全性には常に留意し、不慮の事故を防ぐ。
- ② 施設や備品の不具合や老朽化などの対応は、必要に応じて専門業者に相談し、速やかに行う。
- 3) ヒヤリ・ハットを活用し、職員の安全管理に対する意識を高め事故発生防止に努める。毎月検証を行い、事故防止に役立てる。

6 「ネウボラ・セリジェ」活動を地域の子育て支援活動の核とする

1) 幼保連携型認定こども園運営力を活かした子育て支援活動の推進

「ネウボラ・セリジェ」の積極的に展開する。

- ・ 幼保連携型認定こども園に通う親子のほか、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
- ・ 保育教諭・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児の悩みを聞き、共に考える場を持つ。
- ・ 育児に関する定期的な保健活動（育児相談、成長測定、カンファレンス等）を行う。
- ・ “活動の見える化”を強化する。「ネウボラ♡セリジェカード」の発行、活動の動画等を HP に掲載する等子育てサポート委員会が中心となり進める。

2) 「子どもを地域で育てる」活動の推進

- ① 幼保連携型認定こども園における子育て支援事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 12 項）を、当園が持つ地域性と専門性を発揮して、教育・保育のニーズ（一時預かり事業、季節の行事への参加希望等）へ対応する。
- ② 神戸市の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図る。
- ③ 子育て支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るために、地域の会合等へ参加する。
- ④ 地域の子育てサークルに教育・保育の専門職を派遣し地域の子育て支援に参画する
 - ・ 本年度より、これまでの子育てサークルに加え、灘区社会福祉協議会の実施する「出前おやこ館」に石屋川くるみ保育園と協力して参加する。職員が子育て支援の講師となって出向き、乳幼児の遊びの提供や保護者支援を、公益的事業として取組む。
 - ・ 地域行事への参加、高齢者との交流、近隣の保育園・幼稚園との交流など子どもが地域の一員として育つ場と機会を設ける。

7 安定した幼保連携型認定こども園運営の確立

1) 国が目指す「こどもまんなか社会」の施策に対応できる教育・保育力を身につける。

- ・ 「こどもまんなか」とあるように、子どもが主体となって生活できる場や遊びに夢中になれる環境づくりを目指す

す。また、それらを保護者のニーズに合わせた方法で、発信し、成長の喜びを一緒に感じられるような関係づくりを構築し、子どもの最善の利益に繋げる。

2) 少子時代の幼保連携型認定こども園の運営課題に取り組む

安定した保育園運営を継続させるために、予算稼働率 1 号 33.3% (3.0 名)、2・3 号 114.3% (80.0 名) の達成へ向け、入所園児の確保活動の他、一時保育・延長保育の各事業を積極的に推進する。

また、少子時代における園児確保に繋がる当園の教育・保育の取組みや特徴を様々な媒体を通して発信する。

3) 地域に必要とされる社会福祉施設になる

- ① 災害時の避難に関して地域との連携を強化する。
- ② 地域の清掃活動を行う。

8 「こども誰でも通園制度」の推進

この制度は、令和 5 年 4 月 1 日にて施行された「こども基本法」の基本理念を踏まえ、保育所等に通っていないこどもも含め、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化する具体策「こども未来戦略」である。当園においては、令和 6 年度の神戸市が実施する「こども誰でも通園制度」のモデル事業園として取り組んでいる。

実践の中で見えてくる現代の子育て事情については、神戸市のモデル事業実施事業所会議や視察時に課題を話し合い、子育て世代へのよりよい支援を共に模索する。

令和 6 年 6 月 12 日にて交付された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和 7 年度以降「児童福祉法」において「乳児等通園制度支援事業」としての位置づけとなり、「子ども子育て支援法」においては、令和 7 年度に限り、地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施されることとなった。

令和 8 年度以降は「乳幼児等のための支援給付」として全国で実施される「給付制度」となることから、引続き、実践を通して、現代の子育て家庭のニーズを抽出し、対応を神戸市と共に考える。

9 職員が活躍する職場づくり

1) 法人基本理念の周知・徹底

一人一人の職員がキャリアパスに基づいた役割にエンゲージし業務に取り組めるように、基本理念の理解を深める研修（エピソード研修）を実施する。

2) 職員が活躍を実感できる職場づくりに努める

- ① 「教育・保育のトライアングル」を担う職員が意欲的に働くことができ、仕事を通して成長を感じる職場を作る。
 - ・ 職員の職務及びキャリアに応じた研修及び会議を開催する。「階層別研修」、「専門職研修」及び「職種別会議」「専門職会議」「職務間連携会議」等、開催目的を明確にし、学ぶ意識を高める。
 - ・ 新人職員研修の「チューター制」を有効的に活用し、園全体で新人育成に取り組む。毎月のスタッフ会議で進捗確認・検証を行う。
- ② 対話の時間をもつ職場づくり
 - ・ 園内においては、日々の子どもの様子、教育・保育実践の感想や気づきを話合う“対話の時間”を持つことで、振り返りから子どもたちの育ちに繋がる活動を考える。また、対話の中で、職員間の思いを知ることで信頼関係を深め、日々の教育・保育実践に取り組む安心感とゆとりに繋げる。
 - ・ 法人保育園として、各園の取組みを共有する時間や法人主催の「経営計画検証委員会」「人材確保委員会」「地域貢献委員会」出席の際には、保育園部門として意見を出せるよう「各委員会の保育園部門の話し合い」を行い、全職員が運営に参画できる体制を作り、教育・保育現場の声を各委員会に届ける。

3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく職員の資質向上の推進

「教育・保育の実践」を支えるため、職員一人一人が自分の実力を知り、教育・保育力の向上に努めるため、主体的に学ぶことができるように個別研修計画を作成する。また、教育・保育力の具体的な学びは、日々の業務の中で習得できる体制を構築し、経験に応じた実力を身に付ける。職員の力量を把握した指導計画の作成・実践・検証を定期的に行い、学びを園全体で共有する時間を持ち、園の教育・保育力向上に繋げる。

① 園内・法人内研修体制

- ・ 「やってみたい！の気持ちを育む」を一年間の目標として取り組む。
- ・ 保育園職員委員会が中心になり、子どもを支援する保育園職員に成長する学びの機会を持つ
- ・ 「学びあい研修」を開催し、専門職としての保育知識や技術を習得する
- ・ スーパーバイザー／立花氏にテーマ「法人基本理念と繋がる教育・保育実践とその指導」について引続き 1 年間指導を受ける

② 園外研修

- ・ 外部研修のキャリアアップ研修は、対象者の受講計画を立てて進める。

③ 施設長の責務の遂行

「教育・保育の質の向上」及び「地域と繋がる保育園」を目指し、関係機関の会議・研修会への出席等を通して自己研鑽を重ねる。引続き、“子どもの最善の利益を守る保育園職員の育成”及び“園児の定員確保からの安定した運営”に尽力する。

また、法人で複数園を運営する強みとして、保育園運営の課題の早期発見と対応策について 6 園園長会で情報共有及び検証をする。

4) 園内委員会

- ① 従事職員一人一人に事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組み、子ども・保護者の支援に繋げる。
- ② 当法人が運営する保育園部門事業所の充実した教育・保育の提供のために、現状把握・課題の検証をともに行う必要がある。教育・保育の内容に関する全体的な計画及び検証委員会は、保育園部門事業所の合同会議として職種別・階層別に定期的に開催する。

5) 人事考課制度の推進

「職員が主役の業務推進、その結果もたらされる事業所全体の成長と利益」を目指す取組みとして、組織の一員として職員が業務を通して成長する仕組み・キャリアパスを再構築し、内容を周知徹底するために研修を実施する。

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して自己の業務についての分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② 職員育成は、キャリアパスに基づき行う。また、職員一人一人の資質を捉えた指導を行う。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。
- ④ フォーマルな面談の合間の職員の様子を見守り、必要に応じインフォーマルな面談も行い、ていねいな職員育成に繋げる。

令和 7 年度 事業計画書

幼保連携型認定こども園 西宮セリジェ保育園（定員：1号 15名、2・3号 90名）	
基本理念	① 公益的事業の積極的取組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える ③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす
重点項目	① 第5期経営5か年計画（2年目）の推進 ② 子どもの最善の利益に繋がる“教育・保育のトライアングル”の充実 ③ 教育・保育現場における人権擁護の取組み ④ 子どもの健康を支援 ⑤ 防災対策の取組み ⑥ 「ネウボラ・セリジェ」の活動を、地域の子育て支援活動の核とする ⑦ 安定した幼保連携型認定こども園運営の確立 ⑧ 職員が活躍する職場づくり ⑨ 福祉サービス第三者評価の受審
総 括	安定した保育園運営を継続させるために、予算稼働率1号 33.3%（3.0名）、2・3号 118.9%（107.0名）の達成へ向け、入所園児の確保活動の他、一時保育・延長保育の各事業を積極的に推進する。 「子ども・保護者・職員の3者（＝トライアングル）」のそれぞれが尊重され、信頼関係のもと保育園で充実した毎日を送れる教育・保育を本年度はさらに充実させるため、“保護者と職員で、共に子どもを育てる”共育と“子どもと職員、保護者と職員、職員と職員が共に育つ”共育ちの実践を目指す。子ども主体の教育・保育や子どもの育ちを学び、実践することで子どもの成長と職員の教育・保育の質の向上に繋げる。 子どもの成長・発達を捉えた計画を立て、教育・保育を実施する。様々な経験を重ねられるよう教育・保育に取入れる方法を話し合い、考えることで教育・保育力を高める。子どもとの信頼関係をしっかりと作り、自己肯定感を育むとともに、生きる力の基礎となる非認知能力が身につく教育・保育を行う。「できた」「できなかった」の結果にこだわらずやろうとする意欲や挑戦する心、粘り強く取組む過程を大いに褒める。 「生きる力を育む教育・保育」を一年間の目標として取組む。教育・保育の中で体力や体幹を身につける動きや活動を取入れ、身体の動きを育てる。また、「生きる力」の基礎として意欲や人と関わる力などが身につけられる活動を、園内の研修のテーマに掲げ、職員間で学び、教育・保育の質の向上に努める。
新たな取組み	- 幼保連携型認定こども園における人権擁護の取組み 法人保育園合同の取組みとして「子どもの人権擁護を考える part7」を「保育園部門人権擁護合同検討会」にアップデートし、これまでの取組みの検証及び6園各園でおきる人権に関する事案について考えていく。 - 職員が活躍する職場づくり 日々の子どもの様子、教育・保育実践の感想や気づきを話し合う“対話の時間”を持つことで、振り返りから子どもたちの育ちに繋がる活動を考える。また、対話の中で、職員間の思いを知ることによって信頼関係を深め、日々の教育・保育実践に取組む安心感とゆとりに繋げる。 - 福祉サービス第三者評価の受審 教育・保育サービスの質の公正・中立な第三者評価機関による専門的、且つ、客観的な立場からの評価を受けることでサービスの質の向上を目指す。
目標稼働率	1号 20.0%（3.0名）、2・3号 120%（108.0名）
目標一時預かり利用者数	300名
目標休日保育利用者数	300名

令和 7 年度

事業計画書

幼保連携型認定こども園 西宮セリジェ保育園

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《教育・保育理念》

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な教育・保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

《教育・保育目標》

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

《基本方針》

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② 子どもの最善の利益に繋がる“教育・保育のトライアングル”の充実
- ③ 教育・保育現場における人権擁護の取組み
- ④ 子どもの健康を支援
- ⑤ 防災対策の取組み
- ⑥ 「ネウボラ・セリジェ」の活動を、地域の子育て支援活動の核とする
- ⑦ 安定した幼保連携型認定こども園運営の確立
- ⑧ 職員が活躍する職場づくり
- ⑨ 福祉サービス第三者評価の受審

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

- 1) 地域貢献の積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）を積極的に推進する。

2 子どもの最善の利益に繋がる“教育・保育のトライアングル”の充実

幼保連携型認定こども園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な乳幼児期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の育ち及び個性を尊重して教育・保育を行うことで、子どもの福祉を積極的に増進し子ども最善の利益を保障する。そのために養護の関わりは重要となり、“非認知能力”を十分に育むことができる人的環境及び物的環境を整える。教育・保育の計画は、子どもの日々の育ちを把握し、子どもの興味関心に留意したものを考える。特に、子どもが主体的に参加できる活動を子どもとともに考えて行い、保育者もともに楽しみ、子どもの五感に働きかける関わりが持てるよう、地域の自然環境も十分に利用する。

子ども主体の教育・保育を実践していくことは、子どもの最善に利益を保障するとともに、保護者の保育園への安心と信頼の獲得につながり、また、職員が子どもの成長を正確にとらえた教育・保育の計画→実践→検証を積み重ねていくことは、充実感を得て「教育・保育に携わる喜び」を実感する。

よって、引続き「子ども・保護者・職員の 3 者（＝トライアングル）」のそれぞれが尊重され、信頼関係のもと保育園で充実した毎日を送れる教育・保育を本年度はさらに充実させるため、“保護者と職員で、共に子どもを育てる” 共育てと“子どもと職員、保護者と職員、職員と職員が共に育つ” 共育ちの実践を目指す。子ども主体の教育・保育や子どもの育ちを学び、実践することで子どもの成長と職員の教育・保育の質の向上に繋げる。

3 者への対応は以下の項目に沿って実践する。

1) 子どもの人権を擁護し、子どもの笑顔があふれる教育・保育をおこなう

一人一人の子どもの思い・育ち・生活リズム等を尊重し安心して過ごせるように関わる。また、友達と過ごす心地よさ・楽しさを感じる関わりを活動に取入れる。

- ① “かんがえる子ども＝生きる力を持つ子ども” に育つ多様な活動を経験する。

- ② 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に提示されている “幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの 10

の姿”に沿った成長を支えていき、「子どもが活動をやりきる力から自信を得て次の活動への意欲へと繋ぐ教育・保育を実践する。

- ③ 想定できない事態により教育・保育が計画通り実施できない場合は、子どもの育ちを支えるために必要な別の活動が別の形でできるよう用意する。

【子ども主体の保育】

- ・ 子どもの育ちを理解し発達に応じた適切な教育・保育の計画を作成する
- ・ “生活と遊び”を通して“心情・意欲・態度”を豊かに育てる
- ・ “食育活動”を通して“元気なからだ”と“感謝の心”を育てる
- ・ “保健活動（けんこう活動）”を通して自分と他者の“命の大切さ”を知る
- ・ “安全活動”を通して“自分を守る” “助け合う”ことを知る
- ・ “インクルーシブ教育・保育”を通して“認め合う心”を育てる

【幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの10の姿】

- ・ 健康な心と体 ・ 自立心 ・ 協同性 ・ 道徳・規範意識の芽生え ・ 社会生活との関わり
- ・ 思考力の芽生え ・ 自然との関わり、生命尊重 ・ 数量・図形・文字への関心・感覚
- ・ 言葉による伝え合い ・ 豊かな感性と表現”

- 2) 保護者ととともに子どもを育てる楽しさを感じる教育・保育を行う

現代の子育てを取巻く状況を理解し、保護者の子育て支援に一層努め、保護者が子どもの成長をとともに見守り喜びを持てるようにする。そのことを通して、保護者の養育力を育てていき、幼保連携型認定こども園の教育・保育への関心を高め「真に安心して預けられる園」となる。

- ① 教育・保育のねらいや内容を、文書や掲示物、教育・保育参観等で知らせる。

- ② 保護者自身の様子や子どもへの関わり方を見守る。

- ③ 子どもの成長を伝え、確認し合える懇談会をクラス毎に開催する。

- ④ 保護者にもインクルーシブ教育・保育の理念のもと寄添う気持ちを大切にす、また、必要に応じて専門機関と連携を取りながら対応する。

- 3) 職員が“教育・保育に携わる喜びを感じる”教育・保育を日々の活動の中で実践し、検証することから教育・保育の質の向上を目指す。

子どもの成長・発達をおさえた計画を立て、教育・保育を実施する。様々な経験を重ねられるよう教育・保育に取入れる方法を考えることで教育・保育力を高める。子どもの信頼関係をしっかりと作り、自己肯定感を育むとともに、生きる力の基礎となる非認知能力が身につく保育を行う。「できた」「できなかった」の結果にこだわらずやろうとする意欲や挑戦する心、粘り強く取組む過程を大いに褒める。

【非認知能力の3つの柱】

- ① 気付く力＝好奇心、感動する心、探求心、憧れ

- ② やりぬく力＝目標への情熱、忍耐力、感情をコントロールする力

- ③ 人と関わる力＝他者への関心、人の思いや考えへの興味・理解、他者との関わり・交流、課題に向かって協力・応援

活動記録となるドキュメントシートは作成過程での学びや活動の振り返りに活用できるので定期的に発行する。

3 教育・保育現場における人権擁護の取組み

法人保育園合同の取組みとして「子どもの人権擁護を考える part7」を「保育園部門人権擁護合同検討会」にアップデートし、これまでの取組みの検証及び6園各園でおきる人権に関する事案について考える。

この取組みを通して “子どもの思いに寄添う教育・保育”を大切にすると同時に、子どもたちを導く保育園職員の人権についても取上げる。職員全体の子どもの人権擁護に対する考えを専門職として深めることで、職員間のチェック機能強化に繋げ、園内で不適切な関わりが発生することがないように徹底する。

保育園職員委員会が主となり、園内研修を実施する。様々な場面での子どもの権利について全職員で学び、子ども主体の教育・保育体制が保たれているか細やかな振り返りを行なう。年に一度『保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト』を活用し、自身の振り返りを行う。

4 子どもの健康支援

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進、並びに安全で安心できる教育・保育環境を整備する。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法の各該当の規定に基づき、計画を作成し全ての職員がそのねらいや内容を理解し取り組む。

日常の園生活の中で子どもの健康を脅かす様々な疾病の予防に取り組む。西宮市及び関係機関とは密に連携を取り、正確な情報のもと対策を講じる。

- 1) 子ども一人一人の健康の保持及び増進に取り組む。

- ① 子どもの成長を把握する「身体測定」「各健診」を定期的実施する。その結果は、速やかに評価を行い園内及び保護者と共有し、子どもの健康支援をする。

- ② 緊急事態発生時対応訓練を実施する。日ごろから、子どもの育ちに関する情報を把握し、それらをもとに発症が考えられる様々な症状“SIDS”や“アナフィラキシーショック”“大けが”“窒息”“けいれん”等の発生対応訓練を計画的に実施し、不測の事態に備える。

- 2) 感染症対策

様々な感染症対策及び感染拡大防止対策として、幼保連携型認定こども園において子どもの過ごす生活環境を衛生面の徹底を中心に整える。

- ① 施設内（教材・玩具類及び備品含む）の消毒作業及び清掃の徹底

② 子どもたちに“けんこう活動”を通して感染症について学ぶ時間を持つ

3) 感染症発生時の対応

- ① こども家庭庁が示す、乳幼児の特性を踏まえたの“保育所における感染症対策ガイドライン”を十分に活用し、施設長の責任の下、全職員が子どもの健康に関する共通知識を深め、感染症対策に組織的に取り組む。現状把握に努め感染の拡大予防に尽力し、子どもが衛生的に整備された環境で過ごすことができるよう努める。
- ② 在園児・職員、その他関係者との連携を強化し、感染症発生時の連絡・情報共有を確実に行之、子どもの健康管理及び事業運営が継続できる体制を整える BCP（業務継続計画）の仕組みを緊急事態宣言発令時に実践する。
- ③ 幼保連携型認定こども園での教育・保育中に発生が想定される各疾病・怪我発生時に適切な対応ができるよう、研修及び訓練を計画的に行い、職員の対応力を高める。

令和 7 年 4 月	・ SIDS 対応訓練 ・ クラス懇談会で共有	8 月	けいれん発生対応訓練 知識習得確認①	12 月	SIDS 対応訓練 知識習得確認②
5 月	・ SIDS 対応訓練 ・ クラス懇談会で共有	9 月	大けが対応訓練	令和 8 年 1 月	大けが対応訓練
6 月	アナフィラキシー発生 訓練、エピペン講習	10 月	アナフィラキシー発生 対応訓練、エピペン講習	2 月	けいれん発生対応訓練
7 月	てんかん発生対応訓練	11 月	SIDS 対応訓練	3 月	SIDS 対応訓練

5 防災対策の取組み

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、安全で安心できる教育・保育環境を整備する。特に、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不測の事態に備えた必要な対策とその訓練を、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法の各該当の規定に基づき計画を作成し、全ての職員がそのねらいや内容を理解し取り組む。

また、当法人保育園の「防災マニュアル」、「BCP（業務継続計画）」及び西宮セリジェ保育園近隣の災害区域変更等の情報に応じた災害対策を日々の生活を過ごす中で整える。

1) 防災対策

毎月の消火・避難訓練は災害別に実施し、想定できる各種災害の対応訓練を実施する。また、保護者参加の訓練、特に防災に関する話し合いは年 2 回のクラス懇談会で取上げ、保護者ととともに子どもの安全確保の体制を万全にする。訓練及び話し合いの成果を検証する。

また、BCP（業務継続計画）に基づいた訓練及び BCP（業務継続計画）を全職員で理解する勉強会を定期的に行い、緊急事態宣言発令時に活用できるようにする。内容の見直しも正確な情報の下、迅速に行う。

令和 7 年 4 月	集 合 クラス懇談会で共有	8 月	台風・水害	12 月	火 災 クラス懇談会で共有
5 月	火 災 (保護者参加型)	9 月	不審者対応（園内）	令和 8 年 1 月	地震・津波
6 月	地 震	10 月	火 災 (少人数訓練)	2 月	火 災
7 月	防災教室	11 月	地震・津波・武庫川氾濫 (保護者参加型) BCP に基づいた訓練	3 月	不審者対応 (園外)

2) 施設内外の安全管理対策の強化

- ① 毎月「安全点検」を実施する。施設や備品・遊具・玩具等の安全性には常に留意し、不慮の事故を防ぐ。
- ② 施設や備品の不具合や老朽化などの対応は、必要に応じて専門業者に相談し、速やかに行う。
- 3) ヒヤリハットを活用し、職員の安全管理に対する意識を高め事故発生防止に努める。毎月検証を行い、事故防止に役立てる。

6 「ネウボラ・セリジェ」活動を、地域の子育て支援活動の核とする

1) 幼保連携型認定こども園運営力を活かした子育て支援活動の推進

「ネウボラ・セリジェ」の積極的展開

- ・ 幼保連携型認定こども園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
- ・ 保育教諭・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児の悩みを聞き、共に考える場を持つ。
- ・ 育児に関する定期的な保健活動（育児相談、成長測定、カンファレンス等）を行う。
- ・ “活動の見える化”を強化する。「ネウボラ・セリジェカード」を発行、活動の動画等をホームページに掲載する等、子育てサポート委員会が中心となり、進める。

2) 「子どもを地域で育てる」活動の推進

- ① 幼保連携型認定こども園における子育て支援事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 12 項）を、当園が持つ地域性と専門性を発揮して、教育・保育のニーズ（一時預かり事業、季節の行事への参加希望等）へ対応する。
- ② 西宮市の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図る。
- ③ 子育て支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るために、地域の会合等へ参加する。
- ④ 地域行事への参加、高齢者との交流、近隣の保育園・幼稚園との交流など子どもが地域の一員としての自覚を培う機会を設ける。

7 安定した幼保連携型認定こども園運営の確立

- 1) 国が目指す「こどもまんなか社会」の施策に対応できるに対応できる教育・保育力を身につける。

教育及び保育並びに子育ての支援に関する知識や技術など、保育教諭等の専門性や、園児が常に主体的に存在する環境などの幼保連携型認定こども園の特性を活かした教育・保育力を磨く。また、保護者が子どもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように保護者支援に努め、子どもの最善の利益を保障する。

- 2) 少子時代の幼保連携型認定こども園の運営課題に取り組む

安定した保育園運営を継続させるために、予算稼働率1号 33.3% (3.0名)、2・3号 118.9% (107.0名)の達成へ向け、入所園児の確保活動の他、一時保育・延長保育の各事業を積極的に推進する。育休中の保護者に入園申請時期を確認したり、一時保育利用の保護者にその後の進路を確認したりして、入所や1号認定の申込みに繋げる。また、少子時代における園児確保に繋がる当園の教育・保育の取り組みや特徴を様々な媒体を通して発信する。

- 3) 休日（日曜・祝祭日）保育の実施

- ・ 就労形態が多様化する中で、休日に保育が必要な保護者が安心して預けられる施設となる。
- ・ ダブル・ステイになる子どもや保護者を温かく包み込む環境づくりに努める。
- ・ 西宮市の休日保育事業については、引続き丁寧な対応を心掛けるとともに、法人内他園と連携を取り、利用者のニーズに応じられるよう取り組む。

- 4) 地域に必要とされる社会福祉施設になる

- ① 災害時の避難に関して地域との連携を強化する。
- ② 地域の清掃活動を行う。

8 職員が活躍する職場づくり

- 1) 法人基本理念の周知・徹底

一人一人の職員がキャリアパスに基づいた役割にエンゲージし業務に取り組めるように、基本理念の理解を深める研修（エピソード研修）を実施する。

- 2) 職員が活躍を実感できる職場づくりに努める

- ① 「教育・保育のトライアングル」を担う職員が意欲的に働くことができ、仕事を通して成長を感じる職場を作る
 - ・ 職員の職務及びキャリアに応じた研修及び会議を開催する。「階層別研修」、「専門職研修」及び「職種別会議」「専門職会議」「職務間連携会議」等、開催目的を明確にし、学ぶ意識を高める。
 - ・ 新人職員研修の「チューター制」を有効的に活用し、園全体で新人育成に取り組む。毎月のスタッフ会議で進捗確認・検証を行う。
- ② 対話の時間をもつ職場づくり
 - ・ 園内においては、日々の子どもの様子、教育・保育実践の感想や気づきを話合う“対話の時間”を持つことで、振り返りから子どもたちの育ちに繋がる活動を考える。また、対話の中で、職員間の思いを知ることで信頼関係を深め、日々の教育・保育実践に取り組む安心感とゆとりに繋げる。
 - ・ 法人保育園として、各園の取り組みを共有する時間や法人主催の「経営計画検証委員会」「人材確保委員会」「地域貢献委員会」出席の際には、保育園部門として意見を出せるよう「各委員会の保育園部門の話し合い」を行い、全職員が運営に参画できる体制を作り、教育・保育現場の声を各委員会に届ける。

- 3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく職員の資質向上の推進

「教育・保育の実践」を支えるため、職員一人一人が自分の実力を知り、教育・保育力の向上に努めるため、主体的に学ぶことができるように個別研修計画を作成する。また、教育・保育力の具体的な学びは、日々の業務の中で習得できる体制を構築し、経験に応じた実力を身に付ける。職員の力量を把握した指導計画の作成・実践・検証を定期的に行い、学びを園全体で共有する時間を持ち、園の教育・保育力向上につなげる。

- ① 園内・法人内研修体制

- ・ 「生きる力を育む保育」を一年間の目標として取り組む。転倒や衝突の事故が多かった背景に、乳児期に活動制限のある時代を過ごし体力や体幹等が未熟であることが判明したので、日々の教育・保育の中で体力や体幹を身につける動きや活動を取入れ、身体の動きを育てる。また、「生きる力」の基礎として意欲や人と関わる力などが身につけられる活動を、園内の研修として、職員間で学び、教育・保育に繋げる。
- ・ 職員の力量を把握した指導計画の作成・実践・検証を定期的に行い、学びを園全体で共有する時間を持ち、園の教育・保育力向上につなげる。
- ・ 保育園職員委員会が中心になり、子どもを支援する保育園職員に成長する学びの機会を持つ
- ・ 学びあい研修を開催し、専門職としての教育・保育知識や技術を習得する
- ・ 法人保育部門でスーパーバイザー立花氏に「法人基本理念と繋がる教育・保育実践とその指導」について引続き1年間指導を受ける。

- ② 園外研修

- ・ 外部研修のキャリアアップ研修は、対象者の受講計画を立てて進める。

- ③ 施設長の責務の遂行

「教育・保育の質の向上」及び「地域とつながる保育園」を目指し、関係機関の会議・研修会への出席等を通して自己研鑽を重ねる。引続き、“子どもの最善の利益を守る保育園職員の育成”及び“園児の定員確保からの安定した運営”に尽力する。

また、法人で複数園を運営する強みとして、保育園運営の課題の早期発見と対応策について6園園長会で情報共有及び検証をする。

- 4) 園内委員会

- ① 従事職員一人一人に事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組み、子ども・保護者の支援に繋げる。
- ② 当法人が運営する保育園部門事業所の充実した教育・保育の提供のために、現状把握・課題の検証をともに行う必要がある。教育・保育の内容に関する全体的な計画及び検証委員会は、保育園部門事業所の合同会議として職種

別・階層別に定期的に開催する。

5) 人事考課制度の推進

「職員が主役の業務推進、その結果もたらされる事業所全体の成長と利益」を目指す取組みとして、組織の一員として職員が業務を通して成長する仕組み・キャリアパスを再構築し、内容を周知徹底するために研修を実施する。

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して自己の業務についての分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② 職員育成は、キャリアパスに基づき行う。また、職員一人一人の資質を捉えた指導を行う。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。
- ④ フォーマルな面談の合間の職員の様子を見守り、必要に応じインフォーマルな面談も行い、ていねいな職員育成に繋げる。

9 福祉サービス第三者評価の受審

教育・保育サービスの質の公正・中立な第三者評価機関による専門的、且つ、客観的な立場からの評価を受けることでサービスの質の向上を目指す。

1) 保護者の満足度を量るためのアンケート調査の実施

毎年実施している施設独自の保護者満足度調査に代わり、第三者評価機関による保育サービスに係るアンケート調査を実施し、潜在化している声や意向を把握し、教育・保育サービスに反映させることでサービスの質を向上させる。

次年度は、施設独自の保護者満足度調査を実施することで、継続して保護者の意向を聞取り、サービスに反映させる。

2) サービス自己評価の実施

自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、サービスの質の向上に向けた具体的な目標を設定し、取り組むことで職員の自覚と改善意欲・諸課題の共有化を図り、サービスの質の向上に繋げる。

3) 評価結果の公表

保護者が他事業所とサービスの内容を比較し、選択できるツールとして評価結果をインターネット（WAMNET）で公表し、保護者から選ばれる施設を目指す。

令和 7 年度 事業計画書

西北セリジェ保育園（定員 90 名）	
基本理念	① 公益的事業の積極的取組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する。 ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える ③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす
重点項目	① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進 ② 子どもの最善の利益に繋がる“保育園のトライアングル”の充実 ③ 保育園における人権擁護の取組み ④ 子どもの健康支援 ⑤ 防災対策の取組み ⑥ 「ネウボラ・セリジェ」の活動を、地域の子育て支援活動の核とする ⑦ 安定した幼保連携型認定こども園運営の確立 ⑧ 職員が活躍する職場づくり ⑨ 福祉サービス第三者評価の受審
総 括	第 5 期経営 5 か年計画“地域貢献への積極的展開・利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す・経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す”の推進のため以下の項目に取り組む。 子どもが主体的に参加できる活動を子どもとともに考えて行い、保育者とともに楽しみ、子どもの五感に働きかける関わりが持てるよう、地域の自然環境も十分に利用する。「子ども・保護者・職員の 3 者（＝トライアングル）」のそれぞれが尊重され、信頼関係のもと保育園で充実した毎日を送れる保育をする。 子どもの人権擁護について引き続き取り組む。 子どもの健康支援については、健診の評価を園内及び保護者と共有し、適切に対応する。子どもへの「けんこう活動」を行い、自分や他者を大切にする心と生活習慣が身に付くようにする。 また、“保育所における感染症対策ガイドライン”に沿った感染症対策に組織的に取り組む。BCP 訓練を定期的実施し、緊急事態宣言発令時に実践できるようにする。 防災の取組みについては、毎月の消火・避難訓練で想定できる各種災害の対応訓練を実施する。BCP に基づいた訓練及び BCP を全職員で理解する勉強会を定期的に行い不測の事態に備える。 ネウボラ・セリジェの推進については、引続き、各専門職が対応し、地域で生活する子育て世代の支援を行う。また“活動の見える化”を強化し、利用者を増やす。
新たな取組み	- 保育園における人権擁護の取組み 6 園で「保育園部門人権擁護合同検討会」を開催し、人権擁護の取組みの検証及び各園でおきる人権に関する事案について考える。 「ネウボラ・セリジェ」の活動を、地域の子育て支援活動の核とする 特別な相談事がなくても気軽に参加できる“子育てカフェ”を実施し、子育て世帯が孤立しない場づくりをする。 - 職員が活躍する職場づくり 「一人一人が輝く保育環境」を一年間の目標として取り組む。 スーパーバイザー立花氏にテーマ「法人基本理念とつながる保育実践とその指導について」について引続き 1 年間指導を受ける。 - 福祉サービス第三者評価の受審 保育サービスの質の公正・中立な第三者評価機関による専門的、且つ、客観的な立場からの評価を受けることでサービスの質の向上を目指す。
目標稼働率	120%（108 名）
目標一時預かり利用者数	300 名

令和 7 年度

事業計画書

西北セリジェ保育園

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《教育・保育理念》

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な教育・保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

《教育・保育目標》

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

《基本方針》

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② 子どもの最善の利益に繋がる“保育園のトライアングル”の充実
- ③ 保育園における人権擁護の取組み
- ④ 子どもの健康支援
- ⑤ 防災対策の取組み
- ⑥ 「ネウボラ・セリジェ」の活動を、地域の子育て支援活動の核とする
- ⑦ 安定した幼保連携型認定こども園運営の確立
- ⑧ 職員が活躍する職場づくり
- ⑨ 福祉サービス第三者評価の受審

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

- 1) 地域貢献の積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）を積極的に推進する。

2 子どもの最善の利益に繋がる“保育園のトライアングル”の充実

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な乳幼児期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の育ち及び個性を尊重して保育を行うことで、子どもの福祉を積極的に増進し子ども最善の利益を保障する。そのために養護の関わりは重要となり、“非認知能力”を十分に育むことができる人的環境及び物的環境を整える。保育の計画は、子どもの日々の育ちを把握し興味関心に留意したものを考える。特に、子どもが主体的に参加できる活動を子どもとともに考えて行い、保育者とともに楽しみ、子どもの五感に働きかける関わりが持てるよう、地域の自然環境も十分に利用する。

子ども主体の保育を実践していくことは、子どもの最善に利益を保障するとともに、保護者の保育園への安心と信頼の獲得に繋がり、また、職員が子どもの成長を正確にとらえた保育を計画→実践→検証を積み重ねていくことは、充実感を得て「保育に携わる喜び」を実感する。具体的な活動として、最初は幼児組の縦割りを取り入れていく。活動が浸透してきたら乳児組も行う。

よって、引続きこれまで取組んできた「子ども・保護者・職員の 3 者（＝トライアングル）」のそれぞれが尊重され、信頼関係のもと保育園で充実した毎日を送れる保育を本年度はさらに充実させる。3 者への対応は以下の項目に沿って実践する。

1) 子どもの人権を擁護し、子どもの笑顔があふれる保育をおこなう

一人一人の子どもの思い・育ち・生活リズム等を尊重し安心して過ごせるように関わる。また、友だちと過ごす心地よさ・楽しさを感じる関わりを心がける。

① “かんがえる子ども＝生きる力を持つ子ども”に育つ多様な活動を経験する。

② 「保育所保育指針」に提示されている“幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの 10 の姿”に沿った成長を支えていき「子どもが活動をやりきる力から自信を得て次の活動への意欲へとつなぐ保育を実践する。

- ③ 子どもたちがさまざまな人と関わり合うことから感じる思いや気づきに丁寧に応答し、他者を思いやる気持ち、自分を大事にする心を育てる。
- ④ 想定できない事態により保育の計画が計画通り実施できない場合は、子どもの育ちを支えるために必要な活動が別の形でできるようにする

【子ども主体の保育】

- ・ 子どもの育ちを理解し発達に応じた適切な教育・保育の計画を作成する
- ・ “生活と遊び”を通して“心情・意欲・態度”を豊かに育てる
- ・ “食育活動”を通して“元気なからだ”と“感謝の心”を育てる
- ・ “保健活動（けんこう活動）”を通して“自分と他者の命の大切さ”を知る
- ・ “安全活動”を通して“自分を守る”“助け合う”ことを知る
- ・ “インクルーシブ保育”を通して“認め合う心”を育てる

【幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの10の姿】

- ・ 健康な心と体 ・ 自立心 ・ 協同性 ・ 道徳・規範意識の芽生え ・ 社会生活との関わり
- ・ 思考力の芽生え ・ 自然との関わり、生命尊重 ・ 数量・図形・文字への関心・感覚
- ・ 言葉による伝え合い ・ 豊かな感性と表現”

2) 保護者ととともに子どもを育てる楽しさを感じる教育・保育を行う

現代の子育てを取巻く状況を理解し、保護者の子育て支援に一層努め、保護者が子どもの成長をとともに見守り喜びを持てるようにする。そのことを通して、保護者の養育力を育てていき、保育への関心を高め「真に安心して預けられる園」となる。

- ① 保育のねらいや内容を、文書や掲示物、保育参観等で知らせる。
- ② 保護者自身の様子や子どもへの関わりを見守る。
- ③ 保護者懇談会や座談会などの保護者同士の横の繋がりを感じられる場の提供
- ④ 保護者のニーズをアンケート等で把握し、必要な情報をお伝えする園だよりの作成
- ⑤ 保護者にもインクルーシブ社会の理念のもと寄添う気持ちを大切にすること。また、必要に応じて専門機関と連携を取りながら対応する。

3) 職員が“保育に携わる喜びを感じる”保育を日々の活動の中で実践し、検証することから保育の質の向上を目指す。

乳幼児期に子どもの興味関心に基づく主体的な活動を促す環境を整えることは、遊びが無理なく展開され、それぞれの活動の中で子どもが十分に試行錯誤することで遊びの楽しさを経験できる。時間的・空間的ゆとりと見通しをもった保育計画を職員が連携し立案、実践する。また、各クラスの活動内容を定期的にドキュメンテーションやよいこねっと等で発信することで、保護者が保育内容について興味を持つことになり、子どもの育ちを語合う機会が生まれる。保護者の思いを知ることから保育内容の振り返りや再検討が深まることが期待できる。全職員で子どもの最善の利益を考える保育に取り組む園を目指す。

3 保育園における人権擁護の取組み

法人保育園合同の取組みとして「子どもの人権擁護を考える part7」を「保育園部門人権擁護合同検討会」にアップデートし、これまでの取組みの検証及び6園各園でおきる人権に関する事案について考える。

この取り組みを通して“子どもの思いに寄添う保育”を大切にすると同時に、子どもたちを導く保育園職員の人権についても取上げる。職員全体の子どもの人権擁護に対する考えを専門職として深めることで、職員間のチェック機能強化に繋げ、園内で不適切な関わりが発生することがないように徹底する。本年度は、子ども自身が自分や周りの人の人権について理解できるように取り組む。その内容を保護者とも共有し、一人一人が大切にされる保育をとともに創る。

4 子どもの健康支援

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「保育所保育指針」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進、並びに安全で安心できる保育環境を整備する。就学前の子どもに関する保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法の各該当の規定に基づき、計画を作成し全ての職員がそのねらいや内容を理解し取り組む。

日常の園生活の中で子どもの健康を脅かす様々な疾病の予防に取り組む。に西宮市及び関係機関とは密に連携を取り、正確な情報のもと対策を講じる。

1) 子ども一人一人の健康の保持及び増進に取り組む。

- ① 子どもの成長を把握する「身体測定」「各健診」を定期的の実施する。その結果は、速やかに評価を行い園内及び保護者と共有し、子どもの健康支援をする。
- ② 緊急事態発生時対応訓練を実施する。日ごろから、子どもの育ちに関する情報を把握し、それらをもとに発生が考えられる様々な症状“SIDS”や“アナフィラキシーショック”“大けが”“窒息”“けいれん”等の発生対応訓練を計画的に実施し、不測の事態に備える。

2) 感染症対策

様々な感染症対策及び感染拡大防止対策として、幼保連携型認定こども園において子どもの過ごす生活環境を衛生面の徹底を中心に整える。

- ① 施設内（教材・玩具類及び備品含む）の消毒作業及び清掃の徹底
- ② 子どもたちに“けんこう活動”を通して感染症について学ぶ時間を持つ

3) 感染症発生時の対応

- ① こども家庭庁が示す、乳幼児の特性を踏まえた“保育所における感染症対策ガイドライン”を十分に活用し、施設長の責任の下、全職員が子どもの健康に関する共通知識を深め、感染症対策に組織的に取り組む。現状把握に努め感染の拡大予防に尽力し、子どもが衛生的に整備された環境で過ごすことができるよう努める。
- ② 在園児・職員、その他関係者との連携を強化し、感染症発生時の連絡・情報共有を確実にし、子どもの健康支

援及び事業運営が継続できる体制を整える BCP（業務継続計画）の仕組みを緊急事態宣言発令時に実践する。

- ③ 保育園での保育中に発生が想定される各疾病・怪我発生時適切な対応ができるよう、研修及び訓練を計画的に行い、職員の対応力を高める。

令和7年 4月	SIDS 対応訓練 クラス懇談会で共有	8月	けいれん発生対応訓練 知識習得確認①	12月	SIDS 対応訓練 知識習得確認②
5月	SIDS 対応訓練 クラス懇談会で共有	9月	大けが対応訓練	令和8年 1月	大けが対応訓練
6月	アナフィラキシー発生 訓練、エピペン講習	10月	アナフィラキシー発生 対応訓練、エピペン講習	2月	けいれん発生対応訓 練
7月	てんかん発生対応訓練	11月	SIDS 対応訓練	3月	SIDS 対応訓練

5 防災対策の取組み

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「保育所保育指針」に基づき、安全で安心できる保育環境を整備する。

特に、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不測の事態に備えた必要な対策とその訓練を、就学前の子どもに関する保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法の各該当の規定に基づき計画を作成し、全ての職員がそのねらいや内容を理解し取組む。

また、当法人保育園の「防災マニュアル」、「BCP（業務継続計画）」及び、西北セリジェ保育園近隣の災害区域変更等の情報に応じた災害対策を日々の生活を過ごす中で整える。

1) 防災対策

毎月の消火・避難訓練は災害別に実施し、想定できる各種災害の対応訓練を実施する。また、保護者参加の訓練、特に防災に関する話し合いは年2回のクラス懇談会で取上げ保護者とともに子どもの安全確保の体制を万全にする。そして、訓練及び話し合いの成果を定期的に検証する。

また、BCP（業務継続計画）に基づいた訓練及び BCP（業務継続計画）を全職員で理解する勉強会を定期的に行い、緊急事態宣言発令時に活用できるようにする。内容の見直しも正確な情報の下、迅速に行う。

4月	集 合	8月	不審者対応（園内）	12月	火災、知識習得確認② クラス懇談会で共有
5月	火災（保護者参加型） クラス懇談会で共有	9月	防災教室 （瓦木消防署と連携）	1月	地震・津波 （保護者参加型）
6月	火災、知識習得確認①	10月	火災（少人数訓練）	2月	不審者対応（園外）
7月	台風・水害	11月	地震・津波（保護者参加型） クラス懇談会で共有	3月	火災 （地域合同防災訓練）

2) 施設内外の安全管理対策の強化

① 毎月「安全点検」を実施する。施設や備品・遊具・玩具等の安全性には常に留意し、不慮の事故を防ぐ。

② 施設や備品の不具合や老朽化などの対応は、必要に応じて専門業者に相談し、速やかに行う。

3) ヒヤリ・ハットを活用し、職員の安全管理に対する意識を高め事故発生防止に努める。毎月検証を行い、事故防止に役立てる。

6 「ネウボラ・セリジェ」の活動を、地域の子育て支援活動の核とする

1) 保育園運営力を活かした子育て支援活動の推進

① 「ネウボラ・セリジェ」を積極的に展開する

- ・ 保育園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
- ・ 保育士・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児の悩みを聞き、共に考える場を持つ。また、特別な相談事がなくても気軽に参加できる“子育てカフェ”も実施し、子育て世帯が孤立しない場づくりをする。
- ・ 育児に関する定期的な保健活動（育児相談、成長測定、カンファレンス等）を行う。
- ・ “活動の見える化”を強化する。「ネウボラセリジェカード」の発行、活動の動画等を HP に掲載する。また活動の予定を園舎外側や駅に掲示する等子育てサポート委員会が中心となり進める。

2) 「子どもを地域で育てる」活動の推進

① 保育園における子育て支援事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 12 項）を、当園が持つ地域性と専門性を発揮して、保育のニーズ（一時預かり事業等）へ対応する。

② 西宮市の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図る。

③ 子育て支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るために、地域の会合等へ参加する。

④ 地域行事への参加、高齢者との交流、近隣の保育園・幼稚園との交流など子どもが地域の一員としての自覚を培う機会を設ける。

7 安定した幼保連携型認定こども園運営の確立

1) 国が目指す「こどもまんなか社会」の施策に対応できる保育力を身につける。

子どもにとって最善の利益を第一に考え、子どもの意見を保育に反映する。そのための発達理解、子どもの気持ちの代弁に努め、本当に子どもが必要としていることを、子ども、保護者、地域とともに考えながら、子どもにとって最適な生活の場を作る。

2) 少子時代の保育園の運営課題に取り組む

安定した保育園運営を継続させるために、予算稼働率 118.9%（107.0 名）の達成へ向け、入所園児の確保活動の他、一時保育・延長保育の各事業を積極的に推進する。

また、少子時代の園児の確保に繋がる、当園の保育の特徴や新規事業について積極的にアピールする。生後 43 日

目から保育ができることや、旬の食材を使った食事メニュー、ネウボラ♡セリジェの取組み等を、ホームページで随時お知らせする。

3) 地域に必要とされる社会福祉施設になる

- ① 災害時の避難に関して地域との連携を強化する。
- ② 地域の清掃活動を行う。

8 職員が活躍する職場づくり

1) 法人基本理念の周知・徹底

一人一人の職員がキャリアパスに基づいた役割にエンゲージし業務に取り組めるように、基本理念の理解を深める研修（エピソード研修）を実施する。

2) 職員が活躍を実感できる職場づくりに努める

- ① 「教育・保育のトライアングル」を担う職員が意欲的に働くことができ、仕事を通して成長を感じる職場を作る。
 - ・ 職員の職務及びキャリアに応じた研修及び会議を開催する。「階層別研修」、「専門職研修」及び「職種別会議」「専門職会議」「職務間連携会議」等、開催目的を明確にし、学ぶ意識を高める。
 - ・ 新人職員研修の「チューター制」を有効的に活用し、園全体で新人育成に取り組む。毎月のスタッフ会議で進捗確認・検証を行う。
- ② 対話の時間をもつ職場づくり
 - ・ 園内においては、日々の子どもの様子、保育実践の感想や気づきを話合う“対話の時間”を持つことで、振り返りから子どもたちの育ちに繋がる活動を考える。また、対話の中で、職員間の思いを知ることによって信頼関係を深め、日々の保育実践に取り組む安心感とゆとりに繋げる。
 - ・ 法人保育園として、各園の取組みを共有する時間や法人主催の「経営計画検証委員会」「人材確保委員会」「地域貢献委員会」出席の際には、保育園部門として意見を出せるよう「各委員会の保育園部門の話し合い」を行い、全職員が運営に参画できる体制を作り、保育現場の声を各委員会に届ける。

3) 保育所保育指針に基づく職員の資質向上の推進

「保育の実践」を支えるため、職員一人一人が自分の実力を知り、保育力の向上に努めるため、主体的に学ぶことができるように個別研修計画を作成する。また、保育力の具体的な学びは、日々の業務の中で習得できる体制を構築し、経験に応じた実力を身に付ける。職員の力量を把握した指導計画の作成・実践・検証を定期的に行い、学びを園全体で共有する時間を持ち、園の保育力向上に繋げる。

① 園内・法人内研修体制

- ・ 「一人一人が輝く保育環境」を一年間の目標として取り組む。
- ・ 保育園職員委員会が中心になり、子どもを支援する保育園職員に成長する学びの機会を持つ
- ・ 「学びあい研修」を開催し、専門職としての保育知識や技術を習得する
- ・ スーパーバイザー／立花氏にテーマ「法人基本理念と繋がる保育実践とその指導」について引続き 1 年間指導を受ける。

② 園外研修

- ・ 外部研修のキャリアアップ研修は、対象者の受講計画を立てて進める。

③ 施設長の責務の遂行

「保育の質の向上」及び「地域とつながる保育園」を目指し、関係機関の会議・研修会への出席等を通して自己研鑽を重ねる。引続き、“子どもの最善の利益を守る保育園職員の育成”及び“園児の定員確保からの安定した運営”に尽力する。

また、法人で複数園を運営する強みとして、保育園運営の課題の早期発見と対応策について 6 園園長会で情報共有及び検証をする。

4) 園内委員会

- ① 従事職員一人一人に事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組み、子ども・保護者の支援に繋げる。
- ② 当法人が運営する保育園部門事業所の充実した教育・保育の提供のために、現状把握・課題の検証をともに行う必要がある。教育・保育の内容に関する全体的な計画及び検証委員会は、保育園部門事業所の合同会議として職種別・階層別に定期的に開催する。

5) 人事考課制度の推進

「職員が主役の業務推進、その結果もたらされる事業所全体の成長と利益」を目指す取組みとして、組織の一員として職員が業務を通して成長する仕組み・キャリアパスを再構築し、内容を周知徹底するために研修を実施する。

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して自己の業務についての分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② 職員育成は、キャリアパスに基づき行う。また、職員一人一人の資質を捉えた指導を行う。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。
- ④ フォーマルな面談の合間の職員の様子を見守り、必要に応じインフォーマルな面談も行い、ていねいな職員育成に繋げる。

9 福祉サービス第三者評価の受審

保育サービスの質の公正・中立な第三者評価機関による専門的、且つ、客観的な立場からの評価を受けることでサービスの質の向上を目指す。

1) 保護者の満足度を量るためのアンケート調査の実施

毎年実施している施設独自の保護者満足度調査に代わり、第三者評価機関による保育サービスに係るアンケート調査を実施し、潜在化している声や意向を把握し、保育サービスに反映させることでサービスの質を向上させる。

次年度は、施設独自の保護者満足度調査を実施することで、継続して保護者の意向を聞き取り、サービスに反映する。

2) サービス自己評価の実施

自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、サービスの質の向上に向けた具体的な目標を設定し、取組むことで職員の自覚と改善意欲・諸課題の共有化を図り、サービスの質の向上に繋げる。

3) 評価結果の公表

保護者が他事業所とサービスの内容を比較し、選択できるツールとして評価結果をインターネット（WAMNET）で公表し、保護者から選ばれる施設を目指す。

令和 7 年度 事業計画書

尼崎さくら保育園（定員 70名）	
基本理念	① 公益的事業の積極的取組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える ③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす
重点項目	① 第5期経営5か年計画（2年目）の推進 ② 子どもの最善の利益に繋がる“保育園のトライアングル”の充実 ③ 保育園における人権擁護の取組み ④ 子どもの健康支援 ⑤ 防災対策の取組み ⑥ 「ネウボラ・セリジェ」の活動を地域の子育て支援活動の核とする ⑦ 安定した保育園運営の確立 ⑧ 職員が活躍する職場づくり
総 括	現代の子育てを取巻く状況を理解し、保護者の子育て支援に一層努め、保護者が子どもの成長をともに見守り喜びを持てるようにする。そのことを通して、保護者の養育力を育てていき、保育園の保育の正しい理解のもと「安心して預けられる保育園」となる。 保護者懇談会や座談会などの保護者同士の横の繋がりを感じられる場“おはなし会”の提供や、保護者のニーズをアンケート等で把握し、必要な情報をお伝えする園だよりの作成し、保護者にもインクルーシブ保育の理念のもと、寄添う気持ちを大切にする。必要に応じて専門機関と連携を取りながら対応する。 法人保育園合同の取組みとして「子どもの人権擁護を考える part7」を「保育園部門人権擁護合同検討会」にアップデートし、これまでの取組みの検証および6園各園でおきる人権に関する事案について考えていく。この取組みを通して、本年度も引続き、人権セルフチェックや日々の生活の中で子どもへのかかわり方への行詰まりを職員間で話し合い、子どもへの適切な関わりについて学びを深める。また、職員や子どもの“いいところさがし”を行うことで“認め合う心”を育くみ、園内で不適切な関わりが発生することがないように徹底する。 園内研修のテーマを「体幹を鍛える遊びを学び、心身ともにたくましい子どもを育てる part3」と掲げ、子どもの育ちに必要な運動遊びのレパートリーを深めるとともに、保育内容の充実が図れるよう、職員間での学びの場を持ち、職員のやりがいに関わる保育を一年間の目標として取り組む。職員の力量を把握した指導計画の作成・実践・検証を定期的に行い、学びを園全体で共有する時間を持ち、園の保育力向上に繋げる。
新たな取り組み	・職員が活躍する職場づくり 対話の時間をもつ職場づくりを行う。園内においては、日々の子どもの様子、保育実践の感想や気づきを話合う“対話の時間”を持つことで、保育の振り返りからよりよい保育に繋がり、また、職員間の思いを知ることによって信頼関係を深め、日々の保育実践にゆとりを持てるようにする。
目標稼働率	118.6%（83.0名）
目標一時預かり利用者数	300名

令和 7 年度

事業計画書

尼崎さくら保育園

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《教育・保育理念》

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

《保育目標》

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

《基本方針》

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② 子どもの最善の利益に繋がる“保育園のトライアングル”の充実
- ③ 保育園における人権擁護の取組み
- ④ 子どもの健康支援
- ⑤ 防災対策の取組み
- ⑥ 「ネウボラ・セリジェ」の活動を地域の子育て支援活動の核とする
- ⑦ 安定した保育園運営の確立
- ⑧ 職員が活躍する職場づくり

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

- 1) 地域貢献の積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）を積極的に推進する。

2 子どもの最善の利益に繋がる“保育園のトライアングル”の充実

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な乳幼児期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の育ち及び個性を尊重して保育を行うことで、子どもの福祉を積極的に増進し子ども最善の利益を保障する。そのために養護の関わりは重要となり、“非認知能力”を十分に育むことができる人的環境及び物的環境を整える。保育の計画は、子どもの日々の育ちを把握し興味関心に留意したものを考える。特に子どもが主体的に参加できる活動を子どもとともに考えて行い、保育者もともに楽しみ、子どもの五感に働きかける関わりが持てるよう、地域の自然環境も十分に利用する。

子ども主体の保育を実践していくことは、子どもの最善に利益を保障するとともに、保護者の保育園への安心と信頼の獲得に繋がり、また、職員が子どもの成長を正確にとらえた保育を、計画→実践→検証を積み重ねていくことで充実感と「保育に携わる喜び」を実感する。

よって、引続き「子ども・保護者・職員の 3 者（＝トライアングル）」のそれぞれが尊重され、信頼関係のもと保育園で充実した毎日を送れる保育を本年度はさらに充実させる。3 者への対応は以下の項目に沿って実践する。

1) 子どもの人権を擁護し、子どもの笑顔があふれる保育をおこなう

一人一人の子どもの思い・育ち・生活リズム等を尊重し安心して過ごせるように関わる。また、友だちと過ごす心地よさ・楽しさを感じる関わりを心がける。

- ① “かんがえる子ども＝生きる力を持つ子ども”に育つ多様な活動を経験する。
- ② 「保育所保育指針」に提示されている“幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの 10 の姿”に沿った成長を支えていき、「子どもが活動をやりきる力から自信を得て次の活動への意欲へと繋ぐ保育を実践する。
- ③ 園庭や戸外での自然体験の中で子どもの感性や創造力を育てるとともに、遊びの中での役割分担をすることで社会性を身に付け、作り上げたものを崩さないように慎重に行う作業から忍耐力を育てる。
- ④ 想定できない事態により保育の計画が計画通り実施できない場合は、子どもの育ちを支えるために必要な活動が

別の形でできるようにする。

【子ども主体の保育】

- ・ 子どもの育ちを理解し発達に応じた適切な保育の計画を作成する
- ・ “生活と遊び”を通して“心情・意欲・態度”を豊かに育てる
- ・ “食育活動の取り組み”を通して“元気なからだ”と“感謝の心”を育てる
- ・ “保健活動（けんこう活動）”を通して“自分と他者の命の大切さ”を知る
- ・ “安全活動”を通して“自分を守る”“助け合う”ことを知る
- ・ “インクルーシブ保育”を通して“認め合う心”を育てる

【幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの10の姿】

- ・ 健康な心と体 ・ 自立心 ・ 協同性 ・ 道徳・規範意識の芽生え ・ 社会生活との関わり
- ・ 思考力の芽生え ・ 自然との関わり、生命尊重 ・ 数量・図形・文字への関心・感覚
- ・ 言葉による伝え合い ・ 豊かな感性と表現

2) 保護者とともに子どもを育てる楽しさを感じる保育を行う

現代の子育てを取巻く状況を理解し、保護者の子育て支援に一層努め、保護者が子どもの成長をともに見守り喜びを持てるようにする。そのことを通して、保護者の養育力を育てていき、保育園の保育の正しい理解のもと「安心して預けられる保育園」となる。

- ① 保育のねらいや内容を、文書や掲示物、保育参観等で知らせる。
- ② 保護者自身の様子や子どもへの関わり方を見守る。
- ③ 保護者懇談会や座談会などの保護者同士の横の繋がりを感じられる場“おはなし会”の提供
- ④ 保護者のニーズをアンケート等で把握し、必要な情報をお伝えする園だよりの作成
- ⑤ 保護者にもインクルーシブ保育の理念のもと、寄添う気持ちを大切に。また、必要に応じて専門機関と連携を取りながら対応する。

3) 職員が“保育に携わる喜びを感じる”保育を日々の活動の中で実践し、検証することから保育の質の向上を目指す。

本年度も引続き、人間関係やコミュニケーション能力が育まれるなど、子どもの心身の発達に効果的であるといわれている、からだを使った遊び(運動遊び)を強化することで、基礎的な体力や動きの発達も含め、心も育てる。そのために“遊びのレパートリー”を増やし、“保育の内容の目的”を大切にしながら、毎日の保育に取り組み、子どもの育ちを丁寧に見守る。

子どもが保育園で生活するすべての環境を見据え、基本理念に沿った保育の内容の実践と職員の充実感に繋がる保育の内容を検証する。

3 保育園における人権擁護の取り組み

法人保育園合同の取り組みとして「子どもの人権擁護を考える part7」を「保育園部門人権擁護合同検討会」にアップデートし、これまでの取り組みの検証及び6園各園でおきる人権に関する事案について考える。

この取り組みを通して、本年度も引続き、人権セルフチェックや日々の生活の中で子どもへのかかわり方への行詰まりを職員間で話し合い、子どもへの適切な関わりについて学びを深める。また、職員や子どもの“いいところさがし”を行うことで“認め合う心”を育くみ、園内で不適切な関わりが発生することがないように徹底する。

4 子どもの健康支援

「就学前の子どもに関する保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「保育所保育指針」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進、並びに安全で安心できる教育・保育環境を整備する。就学前の子どもに関する保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法の各該当の規定に基づき、計画を作成し全ての職員がそのねらいや内容を理解し取り組む。

日常の園生活の中で子どもの健康を脅かす様々な疾病の予防に取り組む。尼崎市及び関係機関とは密に連携し、正確な情報のもと対策を講じる。

1) 子ども一人一人の健康の保持及び増進に取り組む。

- ① 子どもの成長を把握する「身体測定」「各健診」を定期的実施する。その結果は、速やかに評価を行い園内及び保護者と共有し、子どもの健康支援をする。
- ② 緊急事態発生時対応訓練を実施する。日ごろから、子どもの育ちに関する情報を把握し、それらをもとに発症が考えられる様々な症状“SIDS”や“アナフィラキシーショック”“大けが”“窒息”“けいれん”等の発生対応訓練を計画的に実施し、不測の事態に備える。

2) 感染症対策

様々な感染症対策及び感染拡大防止対策として、保育園において子どもの過ごす生活環境を衛生面の徹底を中心に整える。

- ① 施設内（教材・玩具類及び備品含む）の消毒作業及び清掃の徹底
- ② 子どもたちに“けんこう活動”を通して感染症について学ぶ時間を持つ。

3) 感染症発生時の対応

- ① こども家庭庁が示す、乳幼児の特性を踏まえた“保育所における感染症対策ガイドライン”を十分に活用し、施設長の責任の下、全職員が子どもの健康に関する共通知識を深め、感染症対策に組織的に取り組む。現状把握に努め感染の拡大予防に尽力し、子どもが衛生的に整備された環境で過ごすことができるよう努める。
- ② 在園児・職員、その他関係者との連携を強化し、感染症発生時の連絡・情報共有を確実にを行い、子どもの健康支援及び事業運営が継続できる体制を整えるBCP（業務継続計画）の仕組みを非常事態宣言発令時に実践する。
- ③ 保育園での保育中に発生が想定される各疾病・怪我発生時適切な対応ができるよう、研修及び訓練を計画的に行い、職員の対応力を高める。

4 月	SIDS 対応訓練 クラス懇談会で共有	8 月	けいれん発生対応訓練 知識習得確認①	12 月	SIDS 対応訓練 知識習得確認②
5 月	SIDS 対応訓練 クラス懇談会で共有	9 月	大けが対応訓練	1 月	窒息対応訓練
6 月	アナフィラキシー発生訓 練、エピペン講習	10 月	アナフィラキシー発生 対応訓練、エピペン講習	2 月	けいれん発生対応訓練
7 月	てんかん発生対応訓練	11 月	SIDS 対応訓練	3 月	SIDS 対応訓練

5 防災対策の取組み

「就学前の子どもに関する保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「保育所保育指針」に基づき、安全で安心できる保育環境を整備する。特に、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不測の事態に備えた必要な対策とその訓練を、就学前の子どもに関する保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法の各該当の規定に基づき、計画を作成し、全ての職員がそのねらいや内容を理解し取組む。

また、当法人保育園の「防災マニュアル」、「BCP（業務継続計画）」及び尼崎さくら保育園近隣の災害区域変更等の情報に応じた災害対策を日々の生活の過ごす中で整える。

1) 防災対策

毎月の消火・避難訓練は災害別に実施し、想定できる各種災害の対応訓練を実施する。また、保護者参加の訓練、特に、防災に関する話し合いは年 2 回のクラス懇談会で取上げ、保護者とともに子どもの安全確保の体制を万全にする。そして、訓練及び話し合いの成果を定期的に検証する。

また、BCP（業務継続計画）に基づいた訓練及び BCP（業務継続計画）を全職員で理解する勉強会を定期的に行い、緊急事態宣言発令時に活用できるようにする。内容の見直しも正確な情報の下、迅速に行う。

4 月	集合 クラス懇談会で共有	8 月	台風・水害	12 月	火災（延長保育時） 知識習得確認②
5 月	火災 クラス懇談会で共有	9 月	不審者対応（園内）	1 月	地震・津波（園外避難） 171 災害伝言ダイヤル
6 月	火災、知識習得確認①	10 月	火災（少人数訓練）	2 月	火災（園外避難） 地域合同防災訓練
7 月	防災教室 （尼崎北消防署と連携）	11 月	地震・津波（保護者参加型） クラス懇談会で共有	3 月	不審者対応（園外）

2) 施設内外の安全管理対策の強化

- ① 毎月「安全点検」を実施する。施設や備品・遊具・玩具等の安全性には常に留意し、不慮の事故を防ぐ。
- ② 施設や備品の不具合や老朽化などの対応は、必要に応じて専門業者に相談し、速やかに行う。
- 3) ヒヤリ・ハットを活用し、職員の安全管理に対する意識を高め事故発生防止に努める。毎月検証を行い、事故防止に役立てる。

6 「ネウボラ・セリジェ」活動を地域の子育て支援活動の核とする

1) 保育園運営力を活かした子育て支援活動の推進

- 「ネウボラ・セリジェ」の積極的に展開する。
 - ・ 保育園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。本年度は、くるみ保育園と合同で“おはなし会”や“おとうさんとあそぼう会”等を開催することで、積極的に子育て世代の支援を行う。
 - ・ 保育士・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児の悩みを聞き、共に考える場を持つ。
 - ・ 育児に関する定期的な保健活動（育児相談、成長測定、カンファレンス等）を行う。
 - ・ “活動の見える化”を強化する。「ネウボラ♡セリジェカード」の発行、活動の様子を HP に掲載する等、子育てサポート委員会が中心となり進める。

2) 「子どもを地域で育てる」活動の推進

- ① 保育園における子育て支援事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 12 項）を、当園が持つ地域性と専門性を発揮して、保育のニーズ（一時預かり事業、季節の行事への参加希望等）へ対応する。
- ② 尼崎市の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図る。
- ③ 子育て支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るために、地域の会合等へ参加する。
- ④ 地域行事への参加、高齢者との交流、近隣の保育園との交流など子どもが地域の一員として育つ場と機会を設ける。

7 安定した保育園運営の確立

1) 国が目指す「こどもまんなか社会」の施策に対応できる保育力を身につける。

子ども達が様々な学びの中で考える力をつけ、社会で生き抜く力を得られるような体験活動や戸外遊びを取入れ、より豊かに育っていける保育を目指す。同時に保育内容の発信や保護者の保育参加の場を増やし、保護者が子どもの成長に喜びを感じる子育て支援を通して、子どもの最善の利益に繋げる。

2) 少子時代の保育園の運営課題に取り組む

安定した保育園運営を継続させるために、予算稼働率 118.6%（83.0 名）の達成へ向け、入所園児の確保の他、一時保育・延長保育の各事業を積極的に推進する。

また、少子時代における園児確保に繋がる当園の保育の特徴や新規事業について積極的にアピールする。

3) 地域に必要とされる社会福祉施設になる

- ① 災害時の避難に関して地域との連携を強化する。
- ② 地域の清掃活動を行う。

8 職員が活躍する職場づくり

1) 法人基本理念の周知・徹底

一人一人の職員がキャリアパスに基づいた役割にエンゲージし業務に取り組めるように、基本理念の理解を深める研修（エピソード研修）を実施する。

2) 職員が活躍を実感できる職場づくりに努める

- ① 「保育のトライアングル」を担う職員が意欲的に働くことができ、仕事を通して成長ができる職場を作る
 - ・ 職員の職務及びキャリアに応じた研修及び会議を開催する。「階層別研修」、「専門職研修」及び「職種別会議」「専門職会議」「職務間連携会議」等、開催目的を明確にし、学ぶ意識を高める。
 - ・ 新人職員研修の「チューター制」を有効的に活用し、園全体で新人育成に取り組む。毎月のスタッフ会議で進捗確認・検証を行う。
- ② 対話の時間をもつ職場づくり
 - ・ 園内においては、日々の子どもの様子、保育実践の感想や気づきを話合う“対話の時間”を持つことで、保育の振り返りからよりよい保育に繋がり、また、職員間の思いを知ることで信頼関係を深め、日々の保育実践にゆとりを持てるようにする。
 - ・ 法人保育園として、各園の取組みを共有する時間や法人主催の「経営計画検証委員会」「人材確保委員会」「地域貢献委員会」出席の際には、保育園部門として意見を出せるよう「各委員会の保育園部門の話合い」を行い、全職員が運営に参画できる体制を作り、保育現場の声を各委員会に届ける。

3) 保育所保育指針に基づく職員の資質向上の推進

「保育の実践」を支えるため、職員一人一人が自分の実力を知り、保育力の向上に努めるため、主体的に学ぶことができるように個別研修計画を作成する。また、保育力の具体的な学びは、日々の業務の中で習得できる体制を構築し、経験に応じた実力を身に付ける。職員の力量を把握した指導計画の作成・実践・検証を定期的に行い、学びを園全体で共有する時間を持ち、園の保育力向上に繋げる。

① 園内・法人内研修体制

- ・ 「体幹を鍛える遊びを学び、心身ともにたくましい子どもを育てる **part3**」をテーマと掲げ、子どもの育ちに必要な運動遊びのレパートリーを深めるとともに、保育内容の充実が図れるよう、職員間での学びの場を持ち、職員のやりがいに繋がる保育を一年間の目標として取り組む。
- ・ 職員の力量を把握した指導計画の作成・実践・検証を定期的に行い、学びを園全体で共有する時間を持ち、園の保育力向上に繋げる。
- ・ 保育園職員委員会が中心になり、子どもを支援する保育園職員に成長する学びの機会を持つ。
- ・ 「学びあい研修」を開催し、専門職としての保育知識や技術を習得する。
- ・ スーパーバイザー立花氏にテーマ「法人基本理念と繋がる保育実践とその指導」について引続き1年間指導を受ける。

② 園外研修

- ・ 外部研修のキャリアアップ研修は、対象者の受講計画を立てて進める。

③ 施設長の責務の遂行

「保育の質の向上」及び「地域とつながる保育園」を目指し、関係機関の会議・研修会への出席等を通して自己研鑽を重ねる。引続き、“子どもの最善の利益を守る保育園職員の育成”及び“園児の定員確保からの安定した運営”に尽力する。

また、法人で複数園を運営する強みとして、保育園運営の課題の早期発見と対応策について6園園長会で情報共有及び検証をする。

4) 園内委員会

- ① 従事職員一人一人に事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組み、子ども・保護者の支援に繋げる。

- ② 当法人が運営する保育園部門事業所の充実した保育の提供のために、現状把握・課題の検証をともに行う必要がある。保育の内容に関する全体的な計画及び検証委員会は、保育園部門事業所の合同会議として職種別・階層別に定期的に開催する。

5) 人事考課制度の推進

「職員が主役の業務推進、その結果もたらされる事業所全体の成長と利益」を目指す取組みとして、組織の一員として職員が業務を通して成長する仕組み・キャリアパスを再構築し、内容を周知徹底するために研修を実施する。

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して自己の業務についての分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② 職員育成は、キャリアパスに基づき行う。また、職員一人一人の資質を捉えた指導を行う。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。
- ④ フォーマルな面談の合間の職員の様子を見守り、必要に応じインフォーマルな面談も行い、ていねいな職員育成に繋げる。

令和 7 年度 事業計画書

一時預かり事業 さくらルーム	
基本理念	① 公益的事業の積極的取組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える ③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす
重点項目	① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進 ② 子どもの一人一人の育ちを尊重した保育の徹底 ③ 子どもの最善の利益につながる保育及び教育的視点を持った保育の実践 ④ 子どもの人権擁護の取組み ⑤ 少子時代の中での一時預かり事業に期待される役割を果たす ⑥ 職員が活躍する職場づくり
総 括	預かり形態の特徴は、「短時間預かり・短期間預かり・不定期預かり」である。預かり間隔が長くなる子どももいるが、預かり時の子どもの様子を記録に取り、「保育所保育指針」に沿った保育を実践することで子どもが安心して登園し、また保護者の信頼を得ている。引続き、一人一人の子どもの育ちの記録を通して子どもの心身の発達を保障する。 法人保育園合同の取組みとして「子どもの人権擁護を考える」を「保育園部門人権擁護合同検討会」にアップデートし、これまでの取組みの検証及び法人保育園部門でおきる人権に関する事案について考える。特に、さくらルーム利用の子どもたち・保護者の特性を把握した関わりが必要であることから、担当職員間で情報の共有・支援の方法を十分に話し合い、保育実践後の振り返りも行うことで、子どもの育ちを見守る。この取組みを実施することにより、職員全体の子どもの人権擁護に対する考え方を専門職として深めることに繋げ、また、職員相互でのチェック機能を強化することにより、事業所内で不適切な関りが発生することがないように徹底する。 対話の時間をもつ職場づくりに努める。園内においては、日々の子どもの様子、保育実践の感想や気づきを話合う“対話の時間”を持つことで、振り返りから子どもたちの育ちに繋がる活動を考える。また、対話の中で、職員間の思いを知ることによって信頼関係を深め、日々の保育実践に取り組む安心感とゆとりに繋げる。
新たな取組み	少子時代の中での一時預かり事業に期待される役割を果たす 本年度は契約更新 3 年目となるので、定期会議のほか次年度以降の運営についての話し合いの時間を西宮市こども未来センターと設ける。
目標一時預かり利用者数	2,400 名／年

令和 7 年度

事業計画書

一時預かり事業 さくらルーム

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《保育理念》

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

《保育目標》

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

《基本方針》

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（1 年目）の推進
- ② 子どもの一人一人の育ちを尊重した保育の徹底
- ③ 子どもの最善の利益につながる保育及び教育的視点を持った保育の実践
- ④ 子どもの人権擁護の取組み
- ⑤ 少子時代の中での一時預かり事業に期待される役割を果たす
- ⑥ 職員が活躍する職場づくり

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

- 1) 地域貢献の積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）を積極的に推進する。

2 子どもの一人一人の育ちを尊重した保育の徹底

さくらルームでは、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の育ち及び個性を尊重して保育を行い、子どもの福祉を積極的に増進するに最もふさわしい生活の場となる。

また、「児童福祉法」及び「保育所保育指針」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、さくらルームの子ども全体の健康及び安全の確保に努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。

1) 子どもへの対応

- ① 一人一人の子どもの状況を把握し、子どもが安心感と意欲を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める。
- ② 一人一人の子どもの発達過程、生活リズム、保育時間や心身の状態などに応じた適切な援助及び環境構成を行い、一人一人の子どもの生活リズムを大切にされた保育を行う。
- ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受止められて日々の活動に参加し、それらの様々な経験を通してたくましく育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人一人の子どもが主体的に活動することは、自発性や探索意欲などを高めることの重要性を鑑み、成長の過程を見守る。
- ⑤ 以上の関わりを行う時には、保育士等は「見守る（＝子どもを信頼する）」及び「待つ（＝忍耐を持つ）」姿勢を大事にする。

2) 保護者への対応

- ① 個別の状況を踏まえ、子どもと保護者のその時々に関係に配慮して、子どもと保護者が安心感の築ける関係を保てるよう、適切に支援する。
- ② 保護者の気持ちを受け止めたり、育児の努力を認めたり、また、保護者一人一人の自己決定を尊重することを通して、相互の信頼関係を築く。
- ③ 保護者に対しても個別の支援を行い、保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する。

- 3) 安全で安心できる施設面における保育環境を整え、保育する
一時預かり事業は、「児童福祉法」及び「保育所保育指針」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、預かり児全体の健康及び安全の確保に努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。
 - ① 健康・保健対策について、子ども達の健康状態について保護者に確認する。
 - ② 衛生管理対策について、安全で安心できる預かり時間を過ごすために衛生的な環境を整える。
 - ③ 安全管理対策について、安全で安心できる預かり時間を過ごすために安全な環境を整える。
 - ④ 危機管理対策について、子どもたちの健康管理・衛生管理・安全管理に対して、不測の事態に備え、西宮市立こども未来センターと連携して避難訓練等を実施する。
- 3 子どもの最善の利益につながる保育及び教育的視点を持った保育の実践
さくらルームでは、「児童福祉法」及び「保育所保育指針」に基づき、0歳から就学前までの子どもの保育を実践していく。子ども一人一人の育ちを大切にし、子ども一人一人が個々の発達に応じて活動を伸び伸びと主体的に行えるよう、教育的視点を持って、また、活動を通して生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育てる。
 - 1) 子ども一人一人の育ちを大切にし、一人一人の発達段階に応じた適切な保育を行う
 - ① 子どもがさくらルームで過ごす期間の発達を、一人一人の育ちに応じて保障する保育を行う。
 - ② 保育の実践は、0歳児から6歳児までの子どもの発達の順序性や連続性を踏まえ、長期的な視野を持って行っていく。子どもが今、楽しんでいることをともに喜び、それを繰返しながら子どもの発達を援助する。
 - ③ 保育の計画（ふれあい遊び・制作あそび）は、一般的な発達をもとに日々の子どもの様子を見守り育ちの確認をした上で作成し、実践する。
 - 2) これからの子どもの育ちに必要な活動を積極的に行う
 - ① 豊かな情緒を育むために、季節を感じられる活動や自然にふれる活動を多く取入れる。また、その活動を通して、日本特有の伝統や生活の仕方を知り、多文化への興味につなげる。
 - ② さくらルームでの生活を通して、異年齢児の関わりを持ち、自分と他者の思いを知ることで思いやりの心を育てる。
 - 3) インクルーシブ保育
 - ① 障がいの有無に関わりなく、一人一人がかけがえのない存在として尊重され、ともに生き、お互いに学びあうという考えのもとに行う。
 - ② 西宮市立こども未来センターと連携を図り、よりよい発達の支援を行う。
- 4 子どもの人権擁護の取組み
法人保育園合同の取組みとして「子どもの人権擁護を考える part7」を「保育部門人権擁護合同検討会」にアップデートし、これまでの取組みの検証及び法人保育部門でおきる人権に関する事案について考えていく。さくらルーム利用の子どもたち・保護者の特性を把握した関わりが必要であることから、担当職員間で情報の共有・支援の方法を十分に話し合い、保育実践後の振り返りも行うことで、子どもの育ちを見守る。この取組みを実施することにより、職員全体の子どもの人権擁護に対する考え方を専門職として深めることにつなげ、また職員相互でのチェック機能を強化することにより、事業所内で不適切な関りが発生することがないように徹底する。
- 5 少子時代の中での一時預かり事業に期待される役割を果たす
 - ① 国が目指す「こどもまんなか社会」の施策に対応できる保育力を身につける。子ども一人一人の成長に応じた関わりを大切にするとともに、療育に通う保護者の思いに寄添い、共に成長を喜ぶ子育て支援を通して、子どもの最善の利益を保障する。
 - ② 安定した一時預かり事業を継続させるために、西宮市こども未来センターと定期会議を行い、利用者の確保及び職員の効果的な勤務運用を構築する。
 - ③ 本年度は契約更新3年目となるので、定期会議のほか次年度以降の運営についての話し合いの時間を西宮市こども未来センターと設ける。
- 6 職員が成長する職場づくり
 - 1) 法人基本理念の周知・徹底
一人一人の職員がキャリアパスに基づいた役割にエンゲージし業務に取り組めるように、基本理念の理解を深める研修（エピソード研修）を実施する。
 - 2) 職員が活躍を実感できる職場づくりに努める
 - ① 職員が安心して働くことができ、仕事を通して成長ができる職場を作る
 - ・ 職員の職務及びキャリアに応じた研修及び会議を開催する。「階層別研修」、「専門職研修」及び「職種別会議」「専門職会議」「職務間連携会議」等、開催目的を明確にし、学ぶ意識を高める。
 - ・ 新人職員研修の「チューター制」を有効的に活用し、園全体で新人育成に取り組む。毎月のスタッフ会議で進捗確認・検証を行う。
 - ② 対話の時間をもつ職場づくり
 - ・ 園内においては、日々の子どもの様子、保育実践の感想や気づきを話合う“対話の時間”を持つことで、振り返りから子どもたちの育ちにつながる活動を考える。また、対話の中で、職員間の思いを知ることで信頼関係を深め、日々の保育実践に取り組む安心感とゆとりにつなげる。
 - 3) 保育所保育指針に基づく職員の資質向上の推進
 - ① 「保育の実践」を支えるため、職員一人一人が自分の実力を知り、保育力の向上に努めるため、主体的に学ぶことができるように個別研修計画を作成する。

- ② 法人組織として、キャリアパスに沿った会議・勉強会・研修会（キャリア会議・公開保育・他施設実地研修・学び合い研修等）を行う。また、外部研修にも積極的に参加する。
- ③ 施設内研修のテーマは「支援の必要な子どもと保護者を支える保育を考える part5」とし、学ぶ。
また、「学び合い研修」で保育の即戦力となる技術を向上させる。合同参加研修が難しい場合は、遠隔操作のツールを用いて行うなど職員の学びの意欲の継続に配慮する。

④ 施設長の責務の遂行

「保育の質の向上」及び「地域とつながる保育園」を目指し、関係機関の会議・研修会への出席等を通して自己研鑽を重ねる。本年度も引続き、“子どもの最善の利益を守る保育園職員の育成”及び“園児の定員確保からの安定した運営”に尽力する。

また、法人で複数園を運営する強みとして、保育園運営の課題の早期発見と対応策について6園園長会で徹底検証をする。

4) 園内委員会

- ① 従事職員一人一人に事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことを徹底する。
- ② さくらルームは少人数事業所のため、西北セリジェ保育園の「子育てサポート委員会」に所属し、同じ地域の子育て支援施設としてできる活動を担う。
- ③ さくらルーム独自の委員会・会議として、3か月ごとの「保育内容話し合い」は本年度も継続し、子どもたちにとってよりよい保育の提供に努める。

④ 職員全員で取り組む「健康管理体制」の強化

感染症はじめ園児に関する疾病・怪我について正しい知識の理解及び対応ができる職員育成を継続し、全体の健康管理の対応力を上げる。

特に感染症発生時には、西宮市こども未来センターと共同で感染症拡大防止に取り組む。必要な訓練については西北セリジェと共同で行い訓練の成果を検証する。

5) 人事考課制度の効果的運用

「職員が主役の業務推進、その結果もたらされる事業所全体の成長と利益」を目指す取り組みとして、組織の一員として職員が業務を通して成長する仕組み・キャリアパスを再構築し、内容を周知徹底するために研修を実施する。

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して自己の業務についての分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② 職員育成は、キャリアパスに基づき行う。また、職員一人一人の資質を捉えた指導を行う。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。
- ④ フォーマルな面談の合間の職員の様子を見守り、必要に応じインフォーマルな面談も行い、ていねいな職員育成につなげる。

令和 7 年度 事業計画書

特別養護老人ホーム 櫻ホーム西神（定員 80 名）	
地域密着型特別養護老人ホーム 櫻ホーム西神（定員 20 名）	
基本理念	① 公益的事業の積極的取り組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 福祉施設としての専門的な知識・技術・機能を地域に還元する ② 入居者の自己選択を尊重する ③ 安心・安全・安楽な生活を保障する ④ 生きがいづくり、リハビリ等を提供し、心身の自立を支援する ⑤ 地域住民等との世代間交流による連携を図り、互いに協力しあえる関係を構築する
重点項目	① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進 ② 社会福祉施設としての専門的知識・技術を地域に還元する ③ 人権侵害防止の取り組みの強化 ④ 入居者視点にたったケアの基本に立ち返る ⑤ 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化 ⑥ 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加 ⑦ 人材養成の積極的展開 ⑧ 安定した事業運営への取り組み
総 括	本年度も、月が丘ふれあいのまちづくり協議会及び民生・児童委員の主催する定例会等に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努め、ニーズに応じた地域貢献事業を実施する。 サービスの質の向上への取り組みとして、サービス自己評価及び昨年度受審した福祉サービス第三者評価からの課題・問題点に対して、改善策の実施状況の検証を行い、サービスの改善内容を確実に入居者に還元する。 人権侵害防止の取り組みとして、職員による入居者への施設内虐待、不適切ケアの防止、またあらゆる人権侵害の早期発見早期対応を行うために人権侵害防止委員会の牽制機能の強化、職員研修の実施、入居者・家族と協働による取り組み、定期的な職員への面談、不適切アンケートの実施、認知症対応の充実に取り組むことで安全安心な生活の場としての施設作りを行う。 安定した事業運営を継続させるためにも予算で設定された収入の確保が必要なことから、今まで以上に医療機関、居宅介護支援事業所等へ積極的にアプローチを行うことで入居待機者を確保し、退所者発生時のタイムリーな次期入所者の調性によるベッド稼働率のアップ及びサービスの質が高く効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。
新たな取り組み	- 人権侵害防止の取り組みの強化 介護・看護内容を詳細に記録し、不適切な対応や言動がないかユニット会議等でチェックする体制を構築する。 - 入居者視点にたったケアの基本に立ち返る 人権侵害防止委員会が中心となり、丁寧な言葉かけ等の実施状況を検証し、課題点については各会議等で改善策の検討及び改善策の周知徹底を図る。 入居者及び家族の意思を尊重し、個々の有する能力に応じた自立した生活ができるようケアプランの充実を図り、全職員がケアプランを理解し、入居者個々の心身の状況に応じた支援を徹底する。 また、職員の都合で判断せず、入居者視点にたった環境整備を行うとともに、備品等の設置場所のルールを決め、不必要なものを置かないよう徹底する。
目標平均要介護度	4.0
目標稼働率	98.0%（ユニット型：97.5%、多床室：95.0%、空床ショートステイ：1名/日）

事業計画書

特別養護老人ホーム 櫻ホーム西神
地域密着型特別養護老人ホーム 櫻ホーム西神

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 福祉施設としての専門的な知識・技術・機能を地域に還元する
- ② 入居者の自己選択を尊重する
- ③ 安心・安全・安楽な生活を保障する
- ④ 生きがいつくり、リハビリ等を提供し心身の自立を支援する
- ⑤ 地域住民等との世代間交流による連携を図り、互いに協力しあえる関係を構築する

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② 社会福祉施設としての専門的知識・技術を地域に還元する
- ③ 人権侵害防止の取組みの強化
- ④ 入居者視点にたったケアの基本に立ち返る
- ⑤ 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
- ⑥ 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加
- ⑦ 人材養成の積極的展開
- ⑧ 安定した事業運営への取組み

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第期経営 5 か年計画（1 年目）を積極的に推進する。

2 社会福祉施設としての専門的知識・技術を地域に還元する

地域の福祉ニーズを把握し、社会福祉施設としての専門的知識・技術・機能を地域に還元することにより、地域貢献の取り組みを推進する。

【力点】

- ① 月が丘ふれあいのまちづくり協議会及び民生委員・児童委員の主催する定例会等に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努め、ニーズに応じた地域貢献事業を検討及び実施する。
- ② 定期的な施設周辺及び主要道路を中心とした清掃活動を地域貢献の一環として継続する。
- ③ 多目的ホールを地域の会議や集会場所等として無償で開放する。
- ④ 広報誌「櫻さくら通信」を年 2 回発行し、地域へ配布することにより、施設情報等を発信する。

3 人権侵害防止の取組みの強化

職員による入居者への施設内虐待、不適切ケアの防止、またあらゆる人権侵害の早期発見・早期対応を行うために、以下の項目を構築することで安全安心な生活の場としての施設づくりを行う。

1) 人権侵害防止委員会の牽制機能の強化

人権侵害防止委員会を 6 回/年開催し、高齢者虐待及び身体拘束等の人権侵害に対する意識付けの調査を実施するとともに、高齢者虐待及び身体拘束等の人権侵害になり得る様々なテーマについて、各部門会議等を通じて討議・実践し、課題を適宜改善していく。

2) 職員研修の実施

人権侵害防止委員会が中心となり高齢者虐待及び身体的拘束等の人権侵害防止のための研修を企画し、年 2 回開催する職員研修において職員への周知及び意識づけを徹底する。

3) 入居者・家族と協働による取組み

入居者・家族とともに人権侵害についての捉え方を考え入居者・家族の理解・協力のもと、専門的ケアを提供することにより、入居者の人権の擁護と安全、且つ、安心した生活の確保を行う

4) 定期的な職員への面談

定期的な職員への面談や精神科医による研修・ストレスチェックを実施することで、職員の悩みやストレスの軽減を図る。

5) 不適切アンケートの実施

不適切ケアアンケートを実施し、人権侵害防止に対する意識化及び課題に対する改善策を施設内で事例を通じて検証し、再発防止に繋げる。

6) 認知症対応の充実

① 認知症への対応力向上のため、認知症の専門知識を修得する機会を設け、認知症対応の充実した施設サービスを目指す。

① 認知症ケアに関する留意事項の伝達又は、技術的指導に係る会議を定期開催し、施設内で協働した対応実践していく。

7) 介護記録の透明性の向上

介護・看護内容を詳細に記録し、不適切な対応や言動がないかユニット会議等でチェックする体制を構築する。

4 入居者視点にたったケアの基本に立ち返る

1) 入居者視点にたったケアの徹底

① 接遇力の向上

- ・入居者・利用者へ寄り添い、丁寧語による言葉かけを徹底する。
- ・小さな変化を見逃さない「気づき」の力を養い、その人らしい生活の継続を目指す。
- ・人権侵害防止委員会が中心となり、丁寧な言葉かけ等の実施状況を検証し、課題点については各会議等で改善策の検討及び改善策の周知徹底を図る。

② 施設サービス計画（ケアプラン）に基づいた生活支援の推進

- ・入居者及び家族の意思を尊重し、個々の有する能力に応じた自立した生活ができるようケアプランの充実を図る。
- ・職員一人ひとりが入居者のことを知り、ケアプランの意味を理解し、入居者の心身の状況に応じた支援に努める。

③ 安心安全な環境整備

- ・職員の都合で物事を判断せず、入居者視点にたった環境整備を行う。
- ・備品等の設置場所のルールを決め、不必要なものは置かないよう徹底する。
- ・5s委員会を中心に施設職員が職場内をチェックしていく。

2) サービスの標準化の取組み

① サービス自己評価及び入居者満足度調査のサービスへの反映

サービス自己評価及び令和4年度受審した福祉サービス第三者評価からの課題・問題点に対して、サービス評価委員会が中心となり、改善策の実施状況の検証を行い、サービスの改善内容を確実に入居者に還元する。

また、サービス満足度調査を実施することで、入居者及び入居者家族からの施設サービスの評価を受けるとともに、意見・要望を反映させることで、サービスの質の向上に努める。

② サービスの標準化の徹底

- ・神戸市自己チェックリストの活用や法人内部点検を受けることで質の高いサービスや魅力的な職場環境づくりを推進する。
- ・積極的なICT導入を検討し、介護負担軽減や事務処理の効率化を図ることで、利用者への直接的な支援を充実させ、より満足度の高い安全なサービスを提供する。

③ 各委員会が中心となり、各マニュアルの見直しを行い、各会議でスタッフにマニュアルの周知徹底を図る。

④ 各委員会・各部門会議等でマニュアルに沿ったサービスが提供されているかどうかを検証し、マニュアルに基づくサービス提供の徹底を図る。

3) サービスの質の向上への取組み

① ノーリフトケア（抱え上げない介護）の質の向上への取組み

職員の腰痛予防対策だけではなく、ケアの提供を受ける入居者にとっても皮膚の損傷や移乗時の不快感の軽減、転倒や転落の危険、寝たきりによる合併症の予防等が見込まれることから、基本的な介護動作の習得及び介護機器の活用などを検討し、ノーリフトケア（抱え上げない介護）に取り組む。また、入居者個々の心身の状態に応じたノーリフトケアを実践することで入居者の自立支援につなげていく。

i) 介護サービス委員会が中心となり、ノーリフトケアに関する現在の課題を整理し、質の向上に向けた改善策を検討する。また、改善策の実践状況を検証し、評価することで取組みの精度を高める。

ii) 入居者個々の心身状態に応じた介護機器及び介助方法を検討し、自立支援に繋がる個別性の高いノーリフトケアの実践に取り組む。

iii) 職員へのノーリフトケアに係る研修を行う。

- ・ノーリフトケアの意義目的について周知徹底を図る。
- ・腰痛予防につながる基本的な介護動作を習得する。
- ・介護機器の効果的な活用方法について共有化を図る。

② 楽しみのある安心・安全な食事の提供

i) ミールラウンドを行い、入居者の摂取状況から咀嚼能力・口腔機能・嚥下機能などの評価を行い、適切な支援方法を決定する。

ii) 献立・調理がマンネリ化しないよう四季の味覚を取り入れるとともに、嗜好調査を実施し、入居者・利用者及びその家族の意向を聞き取る。各入居者・利用者の嗜好や健康面に配慮の行き届いたきめ細かな食事メニューの提供を行う。

③ 排泄支援の充実

i) 支援計画の作成と評価を行う。

- ・排泄に介護が必要となる原因等をICT機器を活用し分析する。
- ・分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を行い、実施状況の評価を行う。

④ 口腔衛生管理の充実

- i) 口腔ケア・マネジメントを充実させる。
 - ・歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上受け、その助言及び指導に基づき入居者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成し、計画に基づく口腔ケアを実施する。
 - ⑤ 歯科衛生士による専門的口腔ケアを実施する。
 - i) 歯科医師から施設職員では困難な口腔ケアが必要であると診断された入居者対象に、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による専門的口腔ケアを月 2 回以上実施する。
 - ⑥ 介護ソフトほのぼのシステムの効果的活用
 - i) 日々の記録の重要性について各部門会議を活用して理解を深める。
 - ii) 介護ソフトほのぼのシステムへ各種記録を確実に入力し、情報の一元化を図る。
 - iii) 介護ソフトほのぼのシステムの掲示板機能を活用し、各部署等との情報共有及び可視化を図る。
 - ⑦ 介護事故に対する安全管理体制の強化
入居者に対する安心・安全を確保するために安全対策担当者を選任し、事故・リスクマネジメント委員会において、介護事故発生原因の究明及び再発防止のための対策を検討する。
 - ⑧ 苦情への迅速な対応と苦情の予防
入居者・家族等からの苦情に対して、施設内に苦情受付、担当者を配置し、苦情解決責任者・第三者委員を通じて、原因の究明と改善対応策の検討を迅速に行うとともに、事故・リスクマネジメント委員会が中心となって、サービスの改善と全職員への周知徹底を図る。
 - i) 苦情に対する対応は、苦情発生状況、経過を確認し関係者への苦情相談対応マニュアルに沿った初期対応を確実に行う。
 - ii) 家族会・運営推進会議を通じて入居者及びその家族との意見交換で吸い上げられた要望等を施設サービスに反映させ、苦情の予防に努める。
 - ⑨ 入居者・家族の関係性維持の取り組み
 - i) 生活相談員が入居者・家族の相談窓口となり、入居者の生活支援に繋げていく。各部署からの情報をもとに、適時家族へ電話連絡等による報告を行い、家族の意向確認、理解・協力を得ることで、家族との連携強化を図る。
 - ii) 感染対策を徹底し、入居者と家族等が安全に面会をできるようにする。
 - iii) ホームページや SNS を充実させ、定期的にお便り・通信等を送付することで入居者・家族への施設の取り組みや状況等を報告する
 - ⑩ 地域との関係性維持の取り組み
 - i) 入居者・家族及び地域住民に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスを行う。
 - ii) 事業所運営の透明性、サービスの質、地域との連携の確保を目的とした運営推進会議を効果的に運用する。
 - iii) 地域住民の相談に適切に対応し、介護保険制度などサービスの周知を図り、新しいニーズの発掘に努める。
- 5 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
- 1) BCP（業務継続計画）訓練（シミュレーション）の実施
- ① 研修及び訓練（シミュレーション）の実施
感染症発生時の対応については感染症予防委員会が中心となり、災害発生時の対応については施設長が中心となって、研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。
- 2) 感染対策の強化
施設内での感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修・模擬訓練の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。感染症、または、食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず施設長に状況報告し、施設長は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。
- ① 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）
 - i) 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いのほか、血液・嘔吐物・排泄物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン・ガウンを着用する。
 - ii) 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。
 - iii) 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等）予防策を徹底する。
- ② 感染症予防委員会の適正な運営
 - i) 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
 - ii) 施設内の環境整備について点検を行い、課題のある個所については担当する各部門に改善指示を出し、改善状況についての検証を行う。
 - iii) 最新の情報を収集し、感染症予防委員会においてマニュアルの見直しを行う。
- ③ 感染症発生時の対応
 - i) 有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。
 - ii) 感染症対応マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。
 - iii) 感染症等の発生状況に応じて、神戸市福祉局監査指導部及び神戸市西保健センター等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携をとる。
- ④ 職員研修及び模擬訓練（シミュレーション訓練）の実施
 - i) 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
 - ii) 感染症対応マニュアルに基づき、施設内で感染症の罹患者が発生したことを想定した模擬訓練（シミュレーション訓練）を実施する。
- 3) 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

防災訓練に加え事業継続計画に基づく安否確認訓練など、常に非常時を想定した啓発を行い、適応した訓練を実施する。非常災害時に福祉避難所としての機能が発揮できるように体制整備に取り組む。

- ① BCP（業務継続計画）に基づいた訓練を実施する。
- ② 地域の消防署等との連携を図り、施設と地域の協働による非常災害時合同訓練を実施し、必要に応じてBCP（業務継続計画）を更新する。
- ③ 防災・防火に係る各法定訓練を確実に実施する。
- ④ 定期的に備蓄品（非常食、水、燃料、備品等）を確認する。

【訓練計画】		
年 月		訓練内容
令和6年	5月	消防・避難訓練（日勤帯想定）
	10月	地区との非常災害時合同訓練（BCPシミュレーション訓練）
	11月	消防・避難訓練（夜間想定）
令和7年	1月	非常災害時事業継続対応訓練（地震）、（BCPシミュレーション訓練）

- 6 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加
- 感染予防を徹底したうえで地域及び関係機関が主催する行事等に積極的に参加し地域との関係づくりに努める。
- 施設内・外の行事についてはユニットリーダー会議等において検討し、入居者が主体的に参加できるよう生活における楽しみづくり、生き甲斐づくりを支援する。

- ① ボランティアの積極的な導入により、多様な個別嗜好の充足を図るとともに、行事運営の一層の充実を図る。
- ② 月が丘地域行事

年 月	行事名
令和 7 年 5 月	寄せ植え
6 月	ふれあい文化祭 バザー
7 月	流しそうめん
8 月	夏祭り
10 月	寄せ植え、防災訓練、月が丘運動会
11 月	スマイルコンサート、バザー、高齢者声掛け訓練
12 月	火の用心

③ 施設行事					
年 月		行事名	年 月		行事名
令和 7 年	4 月	お花見		10 月	交流運動会
	5 月	母の日イベント		11 月	外出レク
	6 月	父の日イベント		12 月	クリスマス会（全館合同行事）
	7 月	七夕まつり	令和 8 年	1 月	新年祝賀会 初詣
	8 月	夏祭り（全館合同行事）		2 月	節分会
	9 月	敬老祝賀会（全館合同行事）		3 月	ひな祭り会

※全館合同行事はデイサービスセンターさくらさくと合同で企画・開催する

- 7 人材養成の積極的展開
- 1) 基本理念の周知徹底とサービスへの反映
- 法人基本理念の「人権を擁護する」を重点に、実際に行っている業務が、基本理念を達成させるためには、何をすべきかを幹部会議や各部署会議などで考え、基本理念の理解を深める。また、その業務の達成度を検証し、課題点に対する改善策を実施することで、基本理念に基づくサービス提供の強化を図る。
- 2) 職務分掌表による職務・職責の明確化
- 施設内で行うべき職務・職責範囲を明確にし、その権限を適切に整理・配分することで職務の達成度を検証し、課題点について職務分掌をもとに指導・育成に繋げる。
- ① 法人主催の予算説明会で学んだことを施設全体で共有できる体制を構築する。
- 3) 人事考課制度の効果的運用
- 業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して、自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ① 目標を明確化し、目標達成に向けての具体的な手段・方法を設定する。
 - ② 目標達成へのプロセスに生じる問題・課題を解決するよう育成面接の充実を図る。
- 4) チューター制の効果的運用
- チューター制を効果的に運用し、職員研修体制の強化を図る。指導内容・指導方法について、新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく介護の基本が習得できるように取り組む。
- ① チューターによる個別指導により、介護の基本だけでなく、自ら考え自ら行動する社会人としての基礎知識、ルールやマナーを習得する。
 - ② 新任職員への指導を通じて、チューター自身の成長にも繋げていく。
 - ③ 施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制の基、全職員のチューター制に対する意識付けを図り効果的に運用できる体制を整備する。
- 5) 施設内研修

年間研修カリキュラムに沿って、介護知識・技術の習得に向けて反復研修を実施し、職員は常に習得した知識・技術と問題意識を持って現場で実践することにより、統一されたサービスの提供に努める。

6) 施設外研修

キャリアパスに基づき、職員個々に習熟が必要とされる内容の研修会への計画・参加、各種団体が主催する研修会へ積極的に参加することで、職員個々のスキルアップを図る。

また、外部研修で得た知識・技術を報告し、施設サービスに反映させることで、サービスの向上につなげる。

7) 事例研究

本年度も、兵庫大学との連携を図り、排泄の自立を研究テーマとして介護現場における課題・問題点を検証したうえで、課題解決のための具体策を検討・実施し、その評価を行うことで、科学的根拠に基づく介護が実践できる職員を育成する。また、取組みの評価を研究発表することで、職員の達成感及びやりがいにつなげていく。

8) 喀痰吸引研修の受講と実践

職員によるたん吸引が必要な方や、口から食事ができず経管栄養により栄養を摂る必要がある方の支えとなるスキルを習得し、多様な入居者に対応できる技術を習得する。

9) 外国人介護員の育成

- ① 新任外国人介護員に対して、チューター制を活用し、法人基本理念の理解と介護の専門的な技術向上に取り組む。
- ② 全職員のマニュアルに基づく介護サービスの徹底や業務の見直しを通じてケアの標準化を図り、外国人介護員が介護の基礎を習得できるよう施設全体で取り組む。
- ③ ユニットリーダー会議等を通じて、外国人介護員の文化を理解することで、円滑なコミュニケーションが図れる環境整備に努める。
- ④ 法人本部主催の日本語勉強会に参加し、日本語能力の向上を図る。

8 安定した事業運営への取組み

安定した事業運営を継続させるためにも予算で設定された収入の確保が必要なことから、今まで以上にベッド稼働率のアップ及びサービスの質が高く効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。

1) 平均ベッド稼働率 98.0%の確保（ユニット型：97.5%、多床室：95.0%、空床ショート：1名/日、空床ショート合算：98.0%）

- ① 新規入居申込み者の確保と次期入居者のタイムリーな調整
 - i) 医療機関、居宅介護支援事業所等へ積極的に PR 活動を行う。
 - ・ 櫻ホーム西神の特色等を伝え、関係性を構築することで、入居希望者の紹介を依頼する。
 - ・ 近隣の居宅介護支援事業所やあんしんすこやかセンター（地域包括）に留まらず、神戸市全域、広域的に PR 活動を行う。
 - ・ 入居待機者管理台帳の優先順位の高い待機者の面談を行い、急な退所者が発生した際にもタイムリーに次期入居者の調整が行えるように努める
 - ・ ホームページを定期更新し、常に新しい情報の見える化を図る（空き部屋情報等）
 - ・ 新規入居申込み者の台帳への登録を行い、入居申込み者全員の状態確認を年 1 回以上行い、入所待機者管理台帳の更新を行う。
- ② 入院者の減少
 - ・ 誤嚥性肺炎予防のため、食事介助技術及び口腔ケア技術の向上とケアの徹底させる
 - ・ 尿路感染症予防のため、排泄介護技術の向上と排泄ケアを徹底させる
 - ・ 廃用性症候群予防のため、ノーリフトケアの推進及び生活リハビリ等の実践する
 - ・ 常勤医師による診察を行うことで早期発見に繋げ、診療所で対応できる治療を実践する
- ③ 空床ショートステイの効果的な活用。
 - ・ 空床ショートステイを有効活用することで、入院時に発生する空きベッドをなくす。
 - ・ 協力病院・居宅介護支援事業所等との情報交換を定期的に行う。

2) サービスの質が高く効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算の取得

- ① 入居者の医療ニーズへの対応
 - i) 櫻ホーム西神診療所の常勤医師と連携し、入居者の急変時の迅速な対応や日々の健康管理を行うことで、入居者・家族が安心した生活がおくれる環境をつくる。
 - ii) 嘱託医師及び協力医療機関との連携強化
 - ・ 入居者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の具体的な方法を取決め、必要時に 24 時間対応できる体制を強化する
 - iii) 看取り介護の充実
 - ・ 看取り期の意向を入居時に確認（同意）するだけでなく、医師から看取り期にあるとの診断があった際には、入居者・家族の意向を確認（合意）し、人として尊厳を保って最期を迎えられるよう、各部署が協働してどのような援助を行うかを協議する場を設け、援助内容を入居者・家族へ説明し、理解協力のもとに実践する。また、実践後の振り返りを行う。
 - iii) 褥瘡の発生予防
 - ・ 入居者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業」で明らかになったモニタリング指標を用いて、施設入所時及び 3 か月に 1 回評価を行う。
 - ・ 多職種協働で褥瘡ケア計画を作成し、その計画に基づき褥瘡管理を実施する。
 - iv) 協力医療機関と連携することで入居者、又は空床ショート利用者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催し、タイムリーな受診、入院対応ができるなど実効性のある連携体制を構築する。
- ② 生活機能向上への取組み

- i) 外部のリハビリテーション専門職との連携による機能訓練の充実
 - ・ 協和病院の理学療法士と共同で入居者のアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する。
 - ・ 機能訓練指導員、介護員、看護員、生活相談員等が協働して、個別機能訓練計画に基づく計画的な機能訓練を実施する。
- ③ 栄養改善の取組みの推進
 - i) 低栄養リスクの高い入居者の栄養改善
 - ・ 低栄養リスクの高い入居者に対して、多職種協働により低栄養状態を改善するための計画を作成し、その計画に基づき定期的に食事の観察を行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなどで低栄養リスクの改善に取り組む。
 - ii) 入院先医療機関との栄養管理に関する連携強化
 - ・ 入居者が医療機関に入院し、経管栄養、又は嚥下調整食の新規導入など、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、管理栄養士が入院先の医療機関の管理栄養士と連携して、再入所時の栄養管理に関する調整を行う。
- ④ 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進
 - i) LIFE の活用
 - ・ LIFE を活用した計画の作成や PDCA サイクルの推進及びケアの質の向上に取り組む。
- ⑤ 生産性向上の取組み
 - i) 生産性向上検討委員会の設置
 - ・ 生産性向上検討委員会を設置し、介護現場における生産性の向上を資する取組を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、施設の状況に応じて、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討・実施する。
- 3) 法令遵守の業務管理体制の整備
 - ① 請求チェック会議の開催
 - 誤請求を未然に防止し、入居者・空床利用ショート利用者等を保護するために介護保険事業所運営の適正化等について毎月確認する。

令和 7 年度 事業計画書

認知症対応型デイサービスセンター さくらさく（定員 12名）	
基本理念	① 公益的事業の積極的取り組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 福祉施設としての専門的な知識・技術・機能を地域に還元する ② 入居者の自己選択を尊重する ③ 安心・安全・安楽な生活を保障する ④ 生きがいづくり、リハビリ等を提供し心身の自立を支援する ⑤ 地域住民等との世代間交流による連携を図り、互いに協力しあえる関係を構築する
重点項目	① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進 ② 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に還元する ③ 認知症カフェの実施 ④ 運営推進会議の効果的運用 ⑤ 認知症介護の専門性の確立及びサービスの質の向上の取り組み ⑥ 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化 ⑦ 人権侵害防止の取り組みの強化 ⑧ 人材養成の積極的展開 ⑨ 安定した事業運営の取り組み
総 括	本年度も、地域との関わりを大切にし、周辺地域の行事や定例会、地域包括主催の集まりなどに積極的に参加し地域の福祉ニーズに応じた地域貢献事業を実施する。 また、認知症予防の講習・介護相談等のプログラムを企画・立案し、地域のボランティアと連携しながら、認知症カフェを効果的に運用していく。 利用者への虐待、不適切ケアの防止をするために人権侵害防止委員会やデイサービス会議等で周知及び意識づけを徹底することで安心して過ごせる施設作りをしていく。 また、生活相談員が中心となり利用者家族の自宅を訪問して利用者の在宅での課題をヒアリングしたものを通所介護計画書の利用目標とし、サービス提供内容として取り組んでいくことで利用者が在宅生活を長く継続できるように、利用者やその家族を共に支援する。
新たな取り組み	安定した事業運営の取り組み 安定的な事業運営を継続させるためにも予算稼働率 75.00%の確保が必要なことから、新規顧客確保に向けてサービスの充実を図り、効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。 居宅介護支援事業所さくらさくと空き状況などを細やかに情報共有し、居宅介護支援事業所さくらさくのケースからタイムリーに新規顧客の獲得につなげる。
目標平均要介護度	2.0
目標稼働率	75.0%

事業計画書

認知症対応型デイサービスセンター さくらさく

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 福祉事業所としての専門的な知識・技術・機能を地域に還元する
- ② 利用者の自己選択を尊重する
- ③ 安心・安全・安楽な生活を保障する
- ④ 生きがいつくり、リハビリ等を提供し心身の自立を支援する
- ⑤ 地域住民等との世代間交流による連携を図り、互いに協力しあえる関係を構築する

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に還元する
- ③ 認知症カフェの実施
- ④ 運営推進会議の効果的運用
- ⑤ 認知症介護の専門性の確立及びサービスの質の向上の取組み
- ⑥ 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
- ⑦ 人権侵害防止の取組みの強化
- ⑧ 人材養成の積極的展開
- ⑨ 安定した事業運営の取組み

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）を積極的に推進する。

2 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に還元する

地域の福祉ニーズを把握し、認知症対応型通所介護としての専門的知識・技術・機能を地域に還元することにより、地域貢献の取組みを推進する。

【力点】

- ① 月が丘ふれあいのまちづくり協議会及び民生委員・児童委員の主催する定例会等に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努め、ニーズに応じた地域貢献事業を検討及び実施する。
- ② 定期的な施設周辺及び主要道路を中心とした清掃活動を地域貢献の一環として継続する。
- ③ 地域ケア会議等に積極的に参加し、介護保険制度や認知症高齢者の対応方法などを発信することで専門的知識・技術を地域に還元する。
- ④ 広報誌「櫻さくら通信」を年 2 回発行し、地域へ配布することにより、施設情報等を発信する。

【月が丘地域行事】

年 月	行事名
令和 7 年 5 月	寄せ植え
6 月	ふれあい文化祭 バザー
7 月	流しそうめん
8 月	夏祭り
10 月	防災訓練 寄せ植え 運動会
11 月	スマイルコンサート バザー 高齢者声掛け訓練
12 月	火の用心

3 認知症カフェの効果的運用

地域貢献事業の一環として、認知症の人やその家族、地域の人等、誰もが気軽に参加できる「集いの場」として、情報交換するだけでなく、医療や介護の専門職が指導・助言することにより、認知症の人やその家族が、在宅や地域で安心して生活できるように支援していくことを目的とした認知症カフェを実施する。

目的・目標・効果を理解したうえで、利用された方がくつろぎながら参加できるレクリエーション・認知症予防の講習・介護相談等のプログラムが効果的なものとなるよう企画・立案し、地域のボランティアと連携しながら、認知症カフェを効果的に運用する。

4 運営推進会議の効果的運用

利用者・利用者家族及び地域住民に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることにより、事業所運営の透明性の確保、サービスの質の確保、事業所による「抱え込み」の防止、地域との連携の確保を目的とした運営推進会議を効果的に運用する。

【力点】

- ① 運営推進会議において、認知症対応型デイサービスセンターさくらさくのサービスの現状について地域住民を代表する委員に説明し、意見、要望、助言等を受け、その内容を介護サービスに反映させる。
- ② 認知症高齢者にかかる地域ニーズ等を確認し、ニーズに応じたサービスメニューの検討・実施に努める。
- ③ 運営推進会議を通して、認知症対応型通所介護の専門性をより広く地域にアピールしていくとともに、介護保険制度を遵守した適正な事業運営ができるように神戸市と協議しながら体制を整備する。

5 認知症介護の専門性の確立及びサービスの質の向上の取り組み

認知機能の維持・改善が期待される事業であることを踏まえ、生活リズムの基本である「食事・運動・睡眠」をテーマに特色を出した様々なプログラムを検討し実施する。また、利用者・家族にとって「利用しやすいデイサービス」と感じてもらえるような体制整備に努める。

1) 認知症介護の専門性の確立

- ① 適切な認知症ケアを提供し、生活機能の維持や認知症の進行予防など利用者個々に応じた効果的プログラムを提供することで活動性の向上に繋げる。
- ② 重度利用者には精神的ケアを中心に寄り添い、個々の中核症状及び周辺症状に合わせたサービスを提供する。
- ③ レク活動、創作活動や顔なじみのコミュニティの形成により利用者が目的をもってデイサービスが利用できるよう環境を整備する。
- ④ 認知症介護実践者研修や若年性認知症研修などの受講を調整し、受講内容をサービスに反映させることで認知症ケアの専門性を向上させる。
- ⑤ 丁寧語による言葉かけを徹底し、介護サービス委員会で言葉かけ等の実施状況を検証し、課題点についてはデイサービス会議等で改善策の検討及び改善策の周知徹底を図ることで接遇の向上に努める。認知症ケアに関する留意事項の伝達、又は技術的指導に係る会議を毎月開催し、施設内で協働した対応をする。

2) 「利用しやすいデイサービス」に向けた体制整備

- ① 家族の生活様式や利用者に合わせた送迎方法の工夫、利用時間の柔軟な対応でニーズを拾う。
- ② 他事業所の介護保険サービスの利用を断られ、対応が困難な認知症高齢者の地域の受け皿となる。
- ③ 利用者及び家族に対して「満足度調査」を実施することで、利用者及び家族のニーズや改善点を把握し、ニーズに応じたサービスの提供に努める。
- ④ 利用者に対して「食事の嗜好調査」を行い、デイサービス会議や食事検討委員会などで嗜好や要望に沿った献立の立案や工夫を検証し、食事内容、雰囲気作り、行事食などに反映させる。

3) サービス自己評価及び入居者満足度調査のサービスへの反映

- ① サービス自己評価からの課題・問題点に対して、サービス評価委員会が中心となり、改善策の実施状況の検証を行う。また、サービス満足度調査を実施することで、継続して利用者・家族の意向を聞き取り、迅速にサービスに反映させていく。
- ② 神戸市自己チェックリストを用いて、自己評価を実施し、自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、具体的な目標を設定し、取り組むことで、職員の自覚と改善意欲・諸課題の共有化を図り、サービスの質の向上につなげる。

4) 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

利用者・家族からの相談・苦情に対して、施設内に苦情受付窓口、担当者を配置し、苦情解決責任者・第三者委員を通じて、原因の究明と改善対応策の検討を迅速に行うとともに、事故リスクマネジメント委員会が中心となって、サービスの改善と全職員への周知徹底を図る。

- ① 苦情発生時は、苦情発生状況、経過を確認し関係者に対して苦情相談対応マニュアルに沿った初期対応を確実に行う
- ② 家族会・運営推進会議、意見箱を通じて利用者本人及びその家族との意見交換で吸い上げられた要望等を施設サービスに反映させることで、苦情予防に努める。
- ③ HP や SNS などを活用し、苦情相談体制や内容に基づく改善・対応の状況を公表する。

5) 家族支援の充実

- ① 個別の相談受付、連絡帳、送迎時の会話などで家族支援を充実させる。
- ② 介護者の悩みや情報共有・精神的負担軽減を目的として、年2回家族会を開催する。
- ③ 家族にケアの手法や対応の仕方を伝え、認知症介護に対する理解を深めてもらうことで家族の負担や介護疲れや虐待防止に繋げる。
- ④ 生活相談員が中心となり利用者家族の自宅を訪問して利用者の在宅での課題をヒアリングしたものを通所介護計画書の利用目標とし、サービス提供内容として取り組んでいくことで利用者が在宅生活を長く継続できるように、利用者やその家族を共に支援する。

6) 介護ソフトほのぼのシステムの効果的活用

- ① 日々の記録の重要性についてデイサービス会議を活用して理解を深める。
- ② 介護ソフトほのぼのシステムへ各種記録を確実に入力し、情報の一元化を図る。
- ③ 介護ソフトほのぼのシステムの掲示板機能を活用し、各部署等との情報共有及び可視化を図る。

7) 介護事故に対する安全管理体制の強化

利用者に対する安心・安全を確保するために安全対策担当者を選任し、事故・リスクマネジメント委員会において、介護事故発生原因の究明及び再発防止のための対策を検討する。

8) 行事企画及び専門的対応

認知症高齢者の対応は、基本的には個別対応であるが、社会的交流の支援、趣味・嗜好の充足及び心身の機能回復・減退防止を図り、楽しみとしてある通所介護とするため、季節行事や外出行事等を取入れるとともに、利用者相互・利用者と職員の信頼関係・ふれあいを構築する独自のメニューの開発等に取り組む。また、ボランティアの積極的な導入により、多様な個別嗜好の充足を図るとともに、行事運営の一層の充実を図る。

【令和7年度行事予定】

年 月	行事名	年 月	行事名
令和7年 4月	お花見会	10月	紙芝居、おやつ作り
5月	母の日会、ガーデニング	11月	音楽会、紅葉狩り
6月	父の日会	12月	クリスマス会（全館合同行事）
7月	七夕まつり	令和8年 1月	書初め
8月	夏祭り（全館合同行事）	2月	節分会
9月	敬老祝賀会（全館合同行事）、運動会	3月	ひな祭り会

※全館合同行事は櫻ホーム西神とさくらさく合同で企画・開催する

6 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

1) BCP（業務継続計画）に基づく研修及び訓練（シミュレーション）の実施

感染症発生時の対応については感染症予防委員会が中心となり、災害発生時の対応については管理者が中心となって、研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

2) 感染対策の強化

施設内での感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修・模擬訓練の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。感染症、または、食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず施設長に状況報告し、施設長は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。

① 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

- i) 利用時には利用者及びその家族等の健康状態を確認し、事業所が送迎する際には利用者宅で、家族等が事業所へ送迎する際には施設玄関でバイタルチェックを行い、感染症の疑いや発熱等が確認された場合には利用中止等を調整する。
- ii) 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いのほか、血液、嘔吐物、排泄物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン・ガウンを着用する。
- iii) 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。
- iv) 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等）予防策を徹底する。

② 感染症予防委員会の適正な運営

- i) 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
- ii) 施設内の環境整備についての点検を行い、課題のある個所については担当する各部門に改善指示を出し、改善状況についての検証を行う。
- iii) 最新の情報を収集し、感染症予防委員会においてマニュアルの見直しを行う。

③ 感染症発生時の対応

- i) 有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。
- ii) 感染症対応マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。
- iii) 感染症等の発生状況に応じて、神戸市福祉局監査指導部及び神戸市西保健センター等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携をとる。

④ 職員研修及び模擬訓練（シュミレーション訓練）の実施

- i) 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
- ii) 各種感染症対応マニュアルに基づき、施設内で感染症の罹患者が発生したことを想定した、模擬訓練を実施する。

3) 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

防災訓練に加え事業継続計画に基づく安否確認訓練など、常に非常時を想定した啓発を行い、適応した訓練を実施する。非常災害時に福祉避難所としての機能が発揮できるように体制整備に取り組む。

【力点】

- ① BCP（業務継続計画）に基づいた訓練を実施する。
- ② 地域の消防署等との連携を図り、施設と地域の協働による非常災害時合同訓練を実施する。
- ③ 防災・防火に係る各法定訓練を確実に実施する。
- ④ 定期的に備蓄品（非常食、水、燃料、備品等）を確認する。

【訓練計画】

年 月	訓練内容
令和7年 5月	消防・避難訓練（日勤帯想定）
10月	地区との非常災害時合同訓練
11月	消防・避難訓練（夜間想定）
令和8年 1月	非常災害時事業継続対応訓練（地震）、BCP シミュレーション

7 人権侵害防止の取組みの強化

利用者への虐待、不適切ケアの防止をするために人権侵害防止委員会やデイサービス会議等で周知及び意識づけを徹底することで安心して過ごせる施設作りを行う。

1) 担当者の配置

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発防止をするため担当者を配置する。

2) 人権侵害防止委員会の牽制機能の強化

人権侵害防止委員会を6回／年開催し、高齢者虐待及び身体拘束等の人権侵害に対する意識付けの調査を実施するとともに、高齢者虐待及び身体拘束等の人権侵害になり得る様々なテーマについて、部門会議、デイサービス会議等を通じて討議・実践し、実施状況を改善する。

3) 職員研修の実施

人権侵害防止委員会が中心となり高齢者虐待及び身体的拘束等の人権侵害防止のための研修を企画し、年2回開催する職員研修において職員への周知及び意識づけを徹底する。

4) 利用者・家族と協働による取組み

利用者・家族とともに人権侵害についての捉え方を考え利用者・家族の理解・協力のもと、専門的ケアを提供することにより、利用者の人権の擁護と安全、且つ、安心した生活の確保を行う。

5) 定期的な職員への面談

定期的な職員への面談や精神科医による研修・ストレスチェックを実施することで、職員の悩みやストレスの軽減を図る。

6) 不適切アンケートの実施

不適切ケアアンケートを実施し、人権侵害防止に対する意識化及び課題に対する改善策を実践することでサービスの質の向上に努める。

8 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底とサービスへの反映

法人基本理念の「人権を擁護する」を重点に、実際に行っている業務が基本理念を達成させるためには何をすべきかをデイサービス会議や理念研修を通してスタッフ全員が考えることで基本理念の理解を深め、また、その業務の達成度を検証し、課題点に対する改善策を実施することで、基本理念に基づくサービス提供の強化を図る。

2) チューター制の効果的運用

本年度も継続してチューター制を導入し、チューター制を効果的に運用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく介護の基本が習得できるように取組む。

【力点】

- ① チューターによる個別指導により、介護の基本だけでなく、社会人としてのルールやマナーを習得する。
- ② 新任職員への指導を通じて、チューター自身の成長にも繋げていく。
- ③ 施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制の基、全職員のチューター制に対する意識付けを図り効果的に運用できる体制を整備する。

3) 事業所内研修

年間研修カリキュラムに沿って、介護知識・技術の習得に向けて反復研修を実施し、職員は常に習得した知識・技術と問題意識を持って現場で実践することにより、統一されたサービスの提供に努める。

4) 外部研修

認知症介護実践研修等、キャリアパスに基づき、職員個々に習熟が必要とされる内容の研修会への計画・参加、各種団体が主催する研修会へ積極的に参加することで、職員個々のスキルアップを図る。

また、外部研修で得た知識・技術を介護サービスに反映させることで、サービスの質の向上につなげる。

5) 人事考課制度の効果的運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して、自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。

【力点】

- ① 目標を明確化し、目標達成に向けての具体的な手段・方法を設定する。
- ② 目標達成へのプロセスに生じる問題・課題を解決するよう育成面接の充実を図る。

6) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症対応力を向上させるために医療・福祉の資格を有さない職員については、認知症介護基礎研修を受講させる。

9 顧客確保への積極的取組み

安定的な事業運営を継続させるためにも予算稼働率 75.0%の確保が必要なことから、新規顧客確保に向けてサービスの充実を図り、効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。

1) 平均利用率 75.0%の確保

- ① 登録者数 32 名以上を確保し、体調不良、ショートステイ利用等の利用者のキャンセルによる稼働率の低下を防ぐ。
- ② 事業所の内容、認知症対応型に特化した特色などを居宅介護支援事業所や地域に積極的に PR 活動を行い、知名度を上げるとともに特色を理解してもらうことで利用希望者の紹介に繋げる。
- ③ 地域の協議会など地域への働きかけを強化し、地域住民からの利用確保の機会を得る。
- ④ 櫻ホーム西神診療所が併設していることで利用者の急変時の迅速な対応など、利用者・家族にとって今まで以上に安心・安全に利用できる点を PR する。
- ⑤ ホームページや SNS などを定期更新し、常に新しい情報の見える化を図る。また、ブログやお知らせでデイサ

ービスの取組みや利用者の日々の様子などを発信することで、ケアマネジャーだけでなく地域住民にも注目していただき利用者の獲得につなげる。

2) 居宅介護支援事業所との連携強化

- ① 居宅介護支援事業所に毎月訪問し、認知症対応型通所介護に対するニーズを把握し、ニーズに応じたサービスメニューを検討・実施する。
- ② ケアマネジャーには担当利用者の詳細な情報やその家族に対しての細かな対応などを共有することで、信頼関係を構築し、新規利用者の紹介に繋げていく。
- ② 居宅介護支援事業所が主催するサービス担当者会議に参加し、担当者会議の内容を事業所内で迅速、且つ、適正に共有することでサービスの質を向上させる。

3) 居宅介護支援事業所さくらさくとの連携

居宅介護支援事業所さくらさくと空き状況などを細やかに情報共有し、居宅介護支援事業所さくらさくのケースからタイムリーに新規顧客の獲得につなげる。

令和 7 年度 事業計画書

居宅介護支援事業所 さくらさく				
基本理念	① 公益的事業の積極的取り組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生			
基本方針	① 利用者の人権を擁護する ② 保健・医療・福祉との連携の強化 ③ 要援護高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する			
重点項目	① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進 ② 地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する ③ 人権侵害防止の取組みの強化 ④ 安定した事業運営の取組み ⑤ 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践 ⑥ 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携 ⑦ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用 ⑧ 人材養成の積極的展開 ⑨ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施 ⑩ 感染症予防対策の強化及び災害時の対応			
総 括	本年度も継続して、安定した事業運営を継続させるためにも予算設定された収入の確保が必要な事から、目標管理件数を維持する。 1) 在宅生活の継続的支援 要介護高齢者の重度化・体調の変化による入院や介護者の高齢化に伴い、入所系サービスを希望するケースは常に増加している。そのような状況の中での居宅介護支援事業所として、身体的、精神的に自立した生活と家族介護負担の軽減を図り、少しでも在宅生活が継続でき、住み慣れた地域で、安心して生活が送れるように支援する。 2) 新規依頼者の確保 管理件数（介護）35 件、（介護予防・総合事業）5 件を目標とし、法人の機関紙等の活用や認知症カフェ等への参加の機会を捉えて、事業所の存在・役割を PR しながら、地域包括支援センター・病院及び介護老人保健施設等との連携を図り、新規依頼者の獲得に繋げる。 また、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発を防止するため、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神で開催する人権侵害委員会に参画し、居宅介護支援事業所として従事者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施する。			
新たな取組み	・ 人権侵害防止の取組みの強化 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発を防止するため、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神で開催する人権侵害委員会に参画し、居宅介護支援事業所として従事者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修に参加する。 また、利用者宅の訪問時に家族等により利用者の権利が侵害され、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、神戸市及び三木市への報告を行うとともに、利用者の人権擁護について家族等に説明し理解を求めることで、利用者の安全な生活を確保する。			
目標管理件数	介 護	3 5 件	介護予防 総合事業	5 件
合算目標管理 件数	3 5 件＋ 5 件＝ 4 0 件（介護予防・総合事業は 1 件 1/3 カウント） （介護） （介護予防・総合事業）			

令和 7 年度

事業計画書

居宅介護支援事業所 さくらさく

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 保健・医療・福祉との連携の強化
- ③ 要援護高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② 地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する
- ③ 人権侵害防止の取組みの強化
- ④ 安定した事業運営の取組み
- ⑤ 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践
- ⑥ 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携
- ⑦ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用
- ⑧ 人材養成の積極的展開
- ⑨ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
- ⑩ 感染症予防対策の強化及び災害時の対応

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）を積極的に推進する。

2 地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する

法人が主体となり在宅介護支援センターやすらぎを事務局とする地域貢献推進委員会に参画して、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神を中心に、居宅介護支援事業所として、知識技術を地域に福祉還元する。

3 人権侵害防止の取組みの強化

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発を防止するため、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神で開催する人権侵害委員会に参画し、居宅介護支援事業所として従事者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修に参加する。

また、利用者宅の訪問時に家族等により利用者の権利が侵害され、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、神戸市及び三木市への報告を行うとともに、利用者の人権擁護について家族等に説明し理解を求めることで、利用者の安全な生活を確保する。

4 安定した事業運営の取組み

安定した事業運営を継続させるためにも予算設定された収入の確保が必要なことから、目標管理件数を維持する。

1) 在宅生活の継続的支援

要介護高齢者の重度化・体調の変化による入院や介護者の高齢化に伴い、入所系サービスを希望するケースは常に増加している。そのような状況の中での居宅介護支援事業所として、身体的、精神的に自立した生活と家族介護負担の軽減を図り、少しでも在宅生活が継続でき、住み慣れた地域で、安心して生活が送れるように支援する。

2) 新規依頼者の確保

管理件数（介護）35 件、（介護予防）5 件、（総合事業）5 件を目標とし、法人の機関紙等の活用や認知症カフェ等への参加の機会を捉えて、事業所の存在・役割を PR しながら、地域包括支援センター・病院及び介護老人保健施設等との連携を図り、新規依頼者の獲得に繋げる。

5 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や在宅で自立した生活を継続していくために、高齢者自身の置かれている環境、身体状況や家族の関わり、地域社会との関係等について総合的にアセスメントを実施し、居宅介護計画、介護予防計画、介護予防ケアマネジメント及びインフォーマルサービスを含めたケアマネジメントを実践する。

また、居宅サービス計画の適切な運用に際しては、訪問等によりモニタリングを実施し、状態の変化に応じて、「要介護状態の区分変更」を申請し、効果的なサービス利用の調整を行い、在宅生活が継続できるよう支援していく。

また、介護システム「ほのぼの」を活用し、フェイスシートの作成からアセスメント、居宅サービス計画、給付管理等の一連の業務の流れを効果的に実践する。

6 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携

- 1) 高齢者が自立した生活を維持・向上していくためには、多くの課題があり、関わる人も多様である。高齢者ができる限り自立した生活を継続できるように、各居宅サービス提供事業者が集まる「サービス担当者会議」を活用して、本人や家族、地域包括支援センターや居宅サービス提供事業者が課題や生活に対する目標を共有し、協働的に支援する。

また、法人内のデイサービス事業所との連携では、認知症対応型デイサービスセンターさくらさくとの一体化への取組みとして、法人事業所としての意識を明確に持って事業運営に取り組み、「職員相互に尊重し合い、謙虚に受け止める言動」を実践し、ミーティング・委員会などに主体的に参加して情報の発信と受信をすることにより、認知症対応型デイサービスセンターさくらさくとの一体化を強化する。

- 2) 介護者の高齢化及び要介護高齢者の重度化に伴う健康管理は、より必要性が高くなる。主治医等との連携を密にし、健康維持のための留意点を各事業所間で共有して、統一性のある健康管理を図る。
- 3) 介護にかかる高齢者虐待などが疑われる状況が発生した場合においては、地域包括支援センター、居宅サービス提供事業所と連携の上で、早期対応・早期防止に努める。

7 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用

介護予防及び日常生活支援を目的として、要支援者及び事業対象者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的、且つ、効果的に提供されるよう地域包括支援センターとの連携のもと効果的に運用する。

8 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底

法人基本理念の意味を理解し、理念に基づいた事業を実践していくことの必要性を、研修等を通じて、福祉に携わる専門職としての人材を育成する。

2) 従事職員の資質の向上及び人材育成のため、以下の研修等を実施する。

① 階層別研修

職員個々の経験年数等により必要とされる知識・技術水準に応じて、個別の具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を明確にした研修計画に基づき研修を行い、適宜、管理者が研修目標の達成状況を検証し、必要に応じて改善措置を講じることで職員の資質向上に努める。また、研修の習熟度に応じて次年度の研修計画を策定する。

② 所内・派遣研修

居宅介護支援事業所さくらさくの職員研修においては、ケアマネジメントにかかる基礎知識をはじめとして、介護保険制度や報酬改正にかかる研修等年間計画に基づき取り組む。

また、各団体の主催する研修会へ積極的に参画し、専門知識と資質の向上に取り組む。

③ ケアプラン作成にかかる研修

ケアプラン作成において、アセスメントシートから導かれる課題の捉え方やケアプラン内容を確認するとともに、随時ケース検討会を開催し、ケアマネの資質の向上に取り組む。

3) 人事考課制度の導入

法人基本理念を柱に、職員一人一人の課題に即した目標設定をすることで業務の自己評価及び評価者との面接により、自己分析、目的意識の明確化を図り意欲的に目標達成できるための手段・方法を導入する。

9 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施

居宅支援に係るサービス内容や対応状況を確認するために利用者満足度調査を実施し、対応の在り方を検証することでケアマネとしての姿勢を見直し、利用者・家族が安心して在宅生活が継続して送れるように努める。

また、「兵庫県福祉サービス第三者評価 自己評価票」に基づき、自己評価を実施して、事業所内及び自己のサービス水準を把握し、改善の指標を明確にして具体的改善に取り組む。

10 感染症予防対策の強化及び災害時の対応

1) BCP（業務継続計画）に基づく研修及び訓練（シミュレーション）の実施

感染症発生時及び災害発生時の対応について、研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

2) 感染症予防対策の強化

感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省からの通知に基づく対応を徹底する。

① 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

i) 利用者には利用者及びその家族等の健康状態を確認し、職員が訪問する際には、感染症の疑いや発熱等が確認された場合には面接の中止等を調整する。

ii) 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、訪問時にマスク着用のほか、手洗いやアルコール等による手指消毒等を行い、一定の距離を置いた面接を実施する。

iii) 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。

iv) 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染症等）予防策を徹底する。

- ② 感染症予防委員会への参加
 - i) 特別養護老人ホーム櫻ホーム西神が定期的に開催する感染症予防委員会に参加する。
 - ii) 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い職員に周知する。
- ③ 感染症発生時の対応
 - i) 有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。
 - ii) 感染症対策マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。
- 3) 災害時における対応
 - ① 地域等との連絡体制の整備
 - 利用者が暮らす地区の民生委員や自治会長等と緊急時に連絡が取れるように、自治会長や民生委員の連絡先及び利用者家族の緊急連絡先などを整理する。
 - ② 利用者が暮らす地域の防災拠点の確認
 - 利用者の被災時の避難場所を含め、地域の防災情報を神戸市及び三木市の危機管理や地域包括支援センター等の窓口及び自治会長等から確認する。
 - ③ 避難場所等の情報の共有
 - i) 利用者が被災した場合に想定される避難場所、避難経路、避難方法等を利用者及び家族と共有し、その内容を家の電話の側等に掲示できる環境を推奨する。
 - ii) 医療依存度の高い利用者や重度の要介護状態の利用者の避難方法及び福祉避難所等について本人及び家族、サービス事業者等と共有する。
 - ④ 利用者台帳等の整理
 - i) 被災した場合、ライフラインの断絶によりパソコン等が使用できなくなることを想定し、月に1回は最新情報をプリントアウトし保管し、適宜利用者名簿の更新を行う。
 - ii) 担当以外の介護支援専門員が見ても分かるように、ケース台帳を作成する。

事業計画書

櫻ホーム西神 診療所

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

本年度は、当法人基本理念に基づき、本事業を実施する。

1 事業目的

地域貢献及び地域に根差した施設となることを目的に常勤医師を配置し、保険医療機関として地域予防医療を実施する。
また、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神(空床利用ショート含)及び地域密着型特別養護老人ホーム櫻ホーム西神入居者、認知症対応型デイサービスセンターさくらさくの利用者に対し、必要な診療を行うとともに、日々の健康管理により、健康の維持、増進を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

社会福祉法人桜谷福祉会

3 事業所名及び所在地等

- ① 事業名称 櫻ホーム西神診療所
- ② 事業所在地 兵庫県神戸市西区月が丘1丁目41番12号
- ③ 診療科 内科
- ④ 事業連絡先 078-995-7145

4 診療日及び診療時間

診療時間	日	月	火	水	木	金	土
午前 10：00～12：00	－	神谷（内）	神谷（内）	－	神谷（内）	神谷（内）	－
午後 13：00～15：00	－	神谷（内）	神谷（内） 嶋津（内）	－	神谷（内）	神谷（内）	－

5 地域医療の展開

地域の頼れる健康相談所となるよう、健康講座を定期的を開催し、地域の予防医学に取組み、広く地域住民に開放し、地域予防医療に寄与することで、櫻ホーム西神が地域に根差した施設となり、地域貢献事業の活性化を図る。

6 施設入居者及び利用者の健康管理

体力の衰えた高齢者にとっては、わずかな熱や血圧の変動が生死に関わる事態に発展しかねない。よって、日頃の状態把握や様子観察により、どのような小さな変化も見落とすことなく、早期発見・早期治療できるよう、施設職員との連携のもと、十分な危機管理体制を整備する。

① 生活指導

入居者及び利用者の健康状態を管理し、一人一人が快適な生活を送ることができるよう、必要な指導を行う。また、日頃の入居者及び利用者との関わりの中で、小さな変化にも素早く対処することができるよう、様子観察にも重点を置く。

② 環境の整備

施設入居者及び利用者が安全で快適な生活を送ることができるよう、感染症対策等も充分考慮した徹底的な衛生管理を徹底する。また、日頃より施設内の清潔保持と美化に心がけ、換気に注意する。同時に、入居者及び利用者身辺の安全・衛生にも充分配慮し、常に清潔を保持する。

7 施設職員の健康管理

施設職員の健康維持を図るため、日頃の健康指導及び必要な診察を行う。また、阪神地区事業所職員のインフルエンザの予防接種を実施する。

8 安定した事業運営への取組み

安定した事業運営を継続させるためにも、入居者及び利用者の疾病の早期発見・早期治療を積極的に実施することで、予算で設定された収入の確保に努める。また、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に基づいた保険診療の質的向上及び適正化を図るため、診療録への適切な記載及び電子カルテの適正な運用に努める。

これらのことを踏まえ、本年度も引続き、診療所の現状の把握と課題・問題点の整理を行い、経営の正常化に向けての改善策等について、診療所運営会議（毎月）において検討する。

会議名	内容	時期
第 1 回 診療所運営会議	① 予算書の積算根拠の理解 ② 収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ③ 現状と課題の整理、その他	令和 7 年 4 月
第 2 回 診療所運営会議	① 収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、その他	令和 7 年 5 月
第 3 回 診療所運営会議	① 収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、その他	令和 7 年 6 月
第 4 回 診療所運営会議	① 収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、その他	令和 7 年 7 月
第 5 回 診療所運営会議	① 収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、その他	令和 7 年 8 月
第 6 回 診療所運営会議	① 収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、その他	令和 7 年 9 月
第 7 回 診療所運営会議	① 収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、その他	令和 7 年 10 月
第 8 回 診療所運営会議	① 収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、その他	令和 7 年 11 月
第 9 回 診療所運営会議	① 収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、その他	令和 7 年 12 月
第 10 回 診療所運営会議	① 収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、その他	令和 7 年 1 月
第 11 回 診療所運営会議	① 収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理、その他	令和 7 年 2 月
第 12 回 診療所運営会議	① 収支状況、前月の指示・課題への対応状況 ② 現状と課題の整理 ③ 次年度への課題と対応策、その他	令和 7 年 3 月
メンバー（6 名）：◎馬場施設長、神谷所長、○石橋看護師長、山本主任看護員、△松下事務主任、城戸事務員 ◎は委員長、○は副委員長、△は書記		

令和 7 年度 事業計画書

放課後等デイサービス ブルーメひめじ（定員 10名）	
基本理念	① 公益的事業の積極的取組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える ③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす
重点項目	① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進 ② サービスの質の向上への取組み ③ 人権擁護への取組み ④ 子ども本人の最善の利益を保障する放課後等デイサービスの提供 ⑤ 利用児や保護者が安心して支援を受け続けるための衛生管理及び安全対策 ⑥ 人材育成の積極的展開 ⑦ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る ⑧ 安定した事業運営への取組み ⑨ 地域に開かれた事業運営
総 括	本年度は、年間稼働率 85.0%（8.5 名／日）の達成に向け取組む。なお、土曜日の利用児も増加しており、月曜日から同曜日までの 100%稼働に必要な登録利用児の確保を積極的に推進する。 なお、 子どもの将来を見据えた取組みを行い、自分の周りにいる大人や友達に発信できる力をつけ、生きるための力を育みながら自分らしく生きることへのサポートを行う。 以前に比べ発達障害に関する情報が伝わることにより、理解され、生きやすい社会になりつつあるものの、より良く生きる環境づくりに務めるために発信力を高める。
新たな取組み	- 子ども本人の最善の利益を保障する放課後等デイサービスの提供 専門職である作業療法士を配置し日々の活動においてそれぞれの課題や必要性に応じ、モニタリングを行う中で専門的支援計画書を作成し、具体的な課題を見極め取組む。 また、家族支援として下記のことに取り組む。 ① ペアレント・トレーニング講座 保護者支援としてペアレント・トレーニング講座を実施し、保護者と共により良い支援が行えるよう取組む。 ② 相談 子どもの成長を親とともに喜べるよう支援課題の達成へ向けて取組みを進めるとともに、個別の相談支援を行う中で共感し、より良い提案ができるよう専門性を高める。 ③ 相談会（子育てサポート） 保護者・兄弟が繋がれるよう相談会（茶話会）を実施することで横の繋がりを作り、より良い関係を作れるような環境を整える。 ④ 講演会 相談会を実施する中でどんな課題があり必要としているのかをとらえる中で課題を明確にする中で専門性を持つ講師による講演会を実施する。 - 安定した事業運営への取組み 健康診断等で発達が気になる子どもの親が相談に行く障害児相談支援事業所が姫路市において充足していない状況ではあるが、各地域にある拠点障害児相談支援事業所との連携を強化する。また、新たにできた児童発達支援センターとの関係性を構築し利用児の確保へ繋げる。
目標稼働率	85.0%

令和 7 年度

事業計画書

放課後等デイサービス ブルーメひめじ

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 子ども本人の最善の利益の保障
- ② 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
- ③ 家族支援の重視
- ④ 障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割
- ⑤ 専門性を発揮できる人材の育成

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② サービスの質の向上への取組み
- ③ 人権擁護への取組み
- ④ 子ども本人の最善の利益を保障する放課後等デイサービスの提供
- ⑤ 利用児や保護者が安心して支援を受け続けるための衛生管理及び安全対策
- ⑥ 人材育成の積極的展開
- ⑦ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
- ⑧ 安定した事業運営への取組み
- ⑨ 地域に開かれた事業運営

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）を積極的に推進する。

2 サービスの質の向上への取組み

- 1) 法令遵守のもと常に適切なサービスの提供に努める。
- 2) 放課後等デイサービスガイドラインに則り、利用児の発達支援、家族への支援、権利擁護、安全対策などの強化を図る。
- 3) 事業者向け放課後等デイサービス自己評価表を活用した職員による事業所の支援の評価及び保護者等向け放課後等デイサービス評価表を活用した保護者等による事業所評価を令和 7 年 12 月に実施し、事業所における自己評価結果及び保護者等からの事業所評価の集計結果を令和 8 年 2 月にホームページと保護者通信にて公表する。

3 人権擁護への取組み

利用児の支援に当たっては、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを認識することが重要である。具体的には、職員は、利用児の意向の把握に努める等により、利用児本人の意思を尊重し、利用児本人の最善の利益を考慮した支援を日々行う。

1) 子どもの権利擁護に関する研修

職員全体の子どもの人権擁護に対する考え方を専門職として深めることで、職員相互でのチェック機能を強化することを目的として、全職員で学び、日々のサービス提供について細やかな振返りを行なう、「子どもの人権擁護を考える」を毎月開催する。

2) 虐待防止の取組み

虐待防止の適正化のための指針に基づいたサービスを提供し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催することで、虐待防止についての検証を行う。なお、検証結果を踏まえ、虐待を防止するための定期的な研修を実施し、職員の虐待防止についての周知及び理解を深める。

また、当該事業所職員、又は養護者（利用者家族等障害児を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用児を発見したときは、速やかに、市町に通報する。

3) 身体拘束への対応

身体拘束等の適正化のための指針に基づいたサービスを提供し、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催することで、身体拘束についての検証を行う。なお、検証結果を踏まえ、身体拘束等の適正化のための

研修を定期的実施し、職員の身体拘束についての周知及び理解を深める。

4 子ども本人の最善の利益を保障する放課後等デイサービスの提供

利用児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することで、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的として、利用児のニーズに応じて、「発達支援」、「家族支援」及び「地域支援」を総合的に提供する。

また、利用児の個々のニーズにあった質の高い支援の提供が必要であり、そのためには、利用児それぞれに個別支援計画を作成し、これに基づき、標準的な支援を提供する。

なお、適切な支援を提供するために、適時のモニタリングにより、必要な支援の検討・改善を行い、支援の結果を記録・評価し、次の支援に活かす。

1) 発達支援

- ① 利用児が、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等までの子どもであるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、一人ひとりの状態に即した個別支援計画に沿って発達支援を行う。
- ② 利用児のニーズに応じた適切な個別支援計画を作成する必要があるが、保護者のニーズと利用児自身のニーズは必ずしも一致するわけではないので、利用児の障害の状態だけでなく、利用児の適応行動の状況を確認すること及び利用児の発育状況、自己理解、心理的課題、利用児の興味関心事となっていること、養育環境、これまで受けてきた支援、現在関わっている機関に関すること、地域とのつながり、利用に当たっての希望、将来展望等について必要な情報を取り、利用児と保護者のニーズや課題を客観的に分析し、利用児と保護者及びその置かれている環境を理解することで利用児のニーズを明確化させる。
- ③ 子どもの発達過程や障害種別、障害特性を理解している者による発達支援を通じて、利用児が他者との信頼関係の形成を経験できるよう、友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わい、人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じることができるよう支援する。
- ④ 友達と関わることにより、葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力が育つことを期待して支援する。基本活動には、子どもの自己選択や自己決定を促し、それを支援するプロセスを組み込む。
- ⑤ 専門職である作業療法士を配置し日々の活動においてそれぞれの課題や必要性に応じ、モニタリングを行う中で専門的支援計画書を作成し、具体的な課題を見極め取り組む。
- ⑥ 利用児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障することを保証するために、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策の「後方支援」に努める。

2) 家族支援

- ① 家族支援として自宅に訪問し本人及び家族・兄弟児の状況相談を受ける中で放課後等デイサービスの支援に生かし取り組むとともに必要な支援を行う。
- ② ペアレント・トレーニング講座をスーパーバイザーと計画的に実施し、保護者と共に子どもの育ちを考える。
- ③ 保護者教室、講演会、育児相談会の実施や保護者交流の場の提供し、利用児の発達に好ましい影響を及ぼすことを目的として、保護者の支援を図る。これらの支援によって保護者に利用児に向き合うゆとりと自信を回復させる。

3) 関係機関との連携

① 相談支援事業者との連携

障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画と児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画が連動して機能することによって、子どもに対する支援がより良いものとなるよう、障害児相談支援事業所との連携を図る。健康診断等で発達が気になる子どもの親が相談に行く障害児相談支援事業所が姫路市において充足していない状況ではあるが、各地域にある拠点障害児相談支援事業所との連携を強化する。また、新たにできた児童発達支援センターとの関係性を構築し利用児の確保へ繋げる。

また、障害児相談支援事業所の相談支援専門員が開催するサービス担当者会議において、利用児が他の子どもや地域・社会から安易に切り離されないための配慮等、子どもの最善の利益の観点から放課後等デイサービスの提供状況を踏まえて、課題への達成度や気づきの点等の情報を積極的に述べる。

② 学校との連携

利用児に必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、連携を積極的に図る。学校との連携については、保護者の同意を得た上で、学校に配置されている外部との関係機関・団体との調整の役割を担っている特別支援教育コーディネーター等とお互いの支援内容等の情報交換の連絡をとれるよう調整する。

③ 他の専門機関との連携

利用児へ適切な支援を行うため、障害種別や障害特性の理解や、障害種別や障害特性に応じた活動や支援方法に関すること、支援困難事例等について、児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関から助言や研修を受けること等により連携を図る。

4) 地域支援

- ① 障害のある子どもができるだけ地域や他の子どもから切り離されないよう、地域の放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館との交流や他の子どもとの活動を企画する。
- ② 放課後児童クラブの放課後児童支援員等や放課後子ども教室関係者等が障害のある子どもへの対応に不安を抱える場合等については、放課後等デイサービスとの併行利用等の積極的活用を提案する。放課後児童クラブ等と連携を図りながら、子どもと放課後児童支援員等に対して、適切な支援を行う。
- ③ 利用児等が日頃から地域の行事や活動に参加できる環境を作るため、自治会の会合に参加することや、地域のボランティア組織と連絡を密にし、地域との良好な関係の構築を図る。

5 利用児や保護者が安心して支援を受け続けられるようにするための衛生管理及び安全対策

1) 衛生・健康管理

- ・ 感染症の予防や健康維持のために、職員に対し常に清潔を心がけさせ、手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底する。
- ・ 感染症、又は食中毒が発生した場合の対応や、排泄物、又は嘔吐物等に関する処理方法についての対応マニュアルを策定し、職員に周知徹底を図る。
- ・ 利用児の健康状態の把握及び感染症発生の早期発見のために、利用児の来所時の健康チェック及び保護者との情報共有の体制を構築する。

2) 非常災害・防犯対策

- ・ 非常災害の発生に備え、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にし、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うことで、非常災害時の対応について職員や保護者に周知する。
職員が障害種別や障害の特性ごとの災害時対応について理解できるよう、個別支援計画に災害時の対応について記載する。
- ・ 外部からの不審者の侵入を含め、利用児が犯罪に巻き込まれないよう、地域の関係機関・団体等と連携しての見守り活動、利用児自身が自らの安全を確保できるような学習支援など、防犯に係る安全確保への取組を行う

3) 緊急時対応

利用児等の事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療機関及び主治医に連絡を行う等、緊急時における対応方法について職員間で共有する。

4) 安全確保

- ・ 毎月、安全点検を実施し、事業所や備品・遊具・玩具等の安全性には常に留意し、不慮の事故を防ぐ。なお、衝動的に建物から出てしまう事態を想定し、利用児の特性を理解した上で、必要な安全の確保を行う。
- ・ 発生した事故事例の共有、検証や事故につながりそうな事例の情報を収集し、ヒヤリハット事例集を作成し、職員間で共有、検証する。

5) BCP（業務継続計画）に基づいた、非常時においても可能な限り継続的な事業推進

BCP（業務継続計画）の周知徹底の勉強会の実施及び BCP に沿った対応が非常時に実践できるよう、定期的に訓練を実施し検証を行う。）

6 人材育成の積極的展開

1) 法人基本理念の周知徹底

職員に対し、計画的・継続的に基本理念の周知徹底を図ることで、事業運営が法人理念に基づき、事業が展開、実現することの必要性を認識させる。利用児及び保護者に対して理念に添った発達支援ができているかを随時検証し、業務における意識、価値観や優先順位を常に基本理念を基準に判断することで、職員間の意識の統一、意欲向上に繋げる。

2) 新任職員指導

チューター制を効果的に活用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく業務が習得できるように取組む。また、新任職員とチューターとの関係性、指導状況を随時把握し、相互に良好な関係のもと成長できるよう、施設長はじめ幹部職員が随時確認し必要に応じて積極的にバックアップを行う。

3) 施設内研修

施設内研修については、各委員会や専門職と連携を図りながら年間を通じた研修計画を立て、「子どもの権利擁護、障害児の権利侵害防止」を中心に学び、職員が一貫性、継続性のある支援を行うことで、放課後等デイサービスの統一とチーム力の向上を図ることを目的に実施する。

4) 施設外研修

経験年数や個別の課題に応じた施設外の研修にも積極的に参加し、専門知識、技術の向上を図る。なお、定期的に研修報告会を行い、知識の共有や支援の向上に努める。また、研修や勉強会後にアンケート調査を行い、職員への定着度を測ることで研修内容が確実に自施設へのサービスに反映できるように取組む。

5) 職員実地指導（OJT）機能の充実

全職員が対人援助業務において根拠に基づいた支援を行うために、OJT が適切に行われる仕組みを構築し、管理職による現場における実地指導（OJT）を徹底する。

6) 人事考課制度の効果的運用

法人基本理念を柱に、職員一人一人の課題に即した目標設定をすることで業務の自己評価及び評価者との面接により、自己分析、目的意識の明確化を図り意欲的に目標達成できるための手段・方法を支援する。

7) 委員会活動

従事職員一人一人が事業参画し、事業運営の分担を行い、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことによって、業務の改善及び支援内容へ反映させ、施設の活性化を図るため委員会活動を設ける。

8) 職場環境の充実

職員が見通し持てる勤務を組み業務の効率化を図ることで、職場環境の充実を図る。また、職員が安心して意見を言える場を作り改善を図っていくことで職員が安心して勤務できる体制づくりを行う。

7 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

利用児等からの相談・苦情に対して施設内に苦情受付窓口担当者を配置し、苦情解決責任者・苦情解決部会・第三者委員を通じて原因の究明と改善対策の検討を迅速に行うとともに、苦情解決部会が中心となって再発防止に努め、支援の改善と全職員への周知徹底を図る。

8 安定した事業運営への取組み

安定した事業運営を継続させるためにも予算で設定された収入の確保が必要なことから、稼働率のアップ及びサービスの質が高く効率的な放課後等デイサービスの提供体制を整備し、適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。

年間稼働率 85.0% (8.5 名／日) の達成に向け取組む。なお、土曜日の利用児も増加しており、月曜日から同曜日までの 100%稼働に必要な登録利用児の確保を積極的に推進する。

9 地域に開かれた事業運営

地域住民の事業所に対する理解の増進や地域の子どもとしての温かい見守り、地域住民との交流活動の円滑な実施及び行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図る。

また、実習生やボランティアの受入れを積極的に行い、サービス水準・内容の点検及び実習生等の客観的な意見を大切にし、運営のあり方を常に見直すことで、外部からの視線を常に意識し、社会に開かれた事業運営を目指す

令和 7 年度 事業計画書

児童発達支援事業所 ブルーメひめじ（定員 10名）	
基本理念	① 公益的事業の積極的取組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える ③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす
重点項目	① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進 ② サービスの質の向上への取組み ③ 人権擁護への取組み ④ 子ども本人の最善の利益を保障する発達支援の提供 ⑤ 利用児や保護者が安心して支援を受け続けるための衛生管理及び安全対策 ⑥ 人材育成の積極的展開 ⑦ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る ⑧ 安定した事業運営への取組み ⑨ 地域に開かれた事業運営
総 括	本年度は、年間稼働率 85.0%（8.5 名／日）の達成に向け取組む。また、月曜日から同曜日までの 100%稼働に必要な登録利用児の確保を積極的に推進する。 子どもの将来を見据えた取組みを行い、自分の周りにいる大人や友達に発信できる力をつけ、生きるための力を育みながら自分らしく生きることへのサポートを行う。 以前に比べ発達障害に関する情報が伝わることにより、理解され、生きやすい社会になりつつあるものの、より良く生きる環境づくりに務めるために発信力を高める。
新たな取組み	- 子ども本人の最善の利益を保障する児童発達支援の提供 専門職である作業療法士を配置し日々の活動において、それぞれの課題や必要性に応じモニタリングを行う中で専門的支援計画書を作成し、具体的な課題を見極め取組む。特に栽培活動や工作等の「作業療法」を中心とした支援を計画立てて進める。 また、家族支援として下記のことに取組む。 ① ペアレントトレーニング講座 ペアレントトレーニング講座を実施し、保護者とともにより良い支援が行えるよう取組む。 ② 家族支援 家族の子どもに関する困り事や、子どもの発達状況、特性に合わせた相談支援、保護者同士の交流の機会の提供を行う。 なお、移行支援として、小学校への移行等移行先との支援内容の共有や支援方法の伝達、受入れ態勢作りへの協力、情報共有を行う。 - 安定した事業運営への取組み 姫路市障害福祉課、母子保健や子ども・子育て支援、保健所、医療機関、発達障害者支援センター、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校（幼稚部及び小学部）、児童委員や主任児童委員等の関係機関と連携を図り、児童発達支援が必要な子どもと保護者が、円滑に児童発達支援の利用に繋げる。
目標稼働率	85.0%

令和 7 年度

事業計画書

児童発達支援事業所「ブルームひめじ」

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 子ども本人の最善の利益の保障
- ② 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
- ③ 家族支援の重視
- ④ 障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割
- ⑤ 専門性を発揮できる人材の育成

《重点項目》

- ① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
- ② サービスの質の向上への取組み
- ③ 人権擁護への取組み
- ④ 子ども本人の最善の利益を保障する発達支援の提供
- ⑤ 利用児や保護者が安心して支援を受け続けるための衛生管理及び安全対策
- ⑥ 人材育成の積極的展開
- ⑦ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
- ⑧ 安定した事業運営への取組み
- ⑨ 地域に開かれた事業運営

1 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）を積極的に推進する。

2 サービスの質の向上への取組み

- 1) 法令遵守のもと常に適切なサービスの提供に努める。
- 2) 児童発達支援ガイドラインに則り、利用児の発達支援、家族への支援、権利擁護、安全対策などの強化を図る。
- 3) 事業所職員向け児童発達支援自己評価表を活用した職員による事業所の支援の評価及び保護者等向け児童発達支援評価表を活用した保護者等による事業所評価を令和 7 年 12 月に実施し、事業所における自己評価結果及び保護者等からの事業所評価の集計結果を令和 8 年 2 月にホームページと保護者通信にて公表する。

3 人権擁護への取組み

利用児の支援に当たっては、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを認識することが重要である。具体的には、職員は、利用児の意向の把握に努める等により、利用児本人の意思を尊重し、利用児本人の最善の利益を考慮した支援を日々行う。

1) 子どもの権利擁護に関する研修

職員全体の子どもの人権擁護に対する考え方を専門職として深めることで、職員相互でのチェック機能を強化することを目的として、全職員で学び、日々のサービス提供について細やかな振り返りを行なう、「子どもの人権擁護を考える会」を毎月開催する。

2) 虐待防止の取組み

虐待防止の適正化のための指針に基づいたサービスを提供し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催することで、虐待防止についての検証を行う。なお、検証結果を踏まえ、虐待を防止するための定期的な研修を実施し、職員の虐待防止についての周知及び理解を深める。

また、当該事業所職員、又は養護者（利用者家族等障害児を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用児を発見したときは、速やかに、市町に通報する。

3) 身体拘束への対応

身体拘束等の適正化のための指針に基づいたサービスを提供し、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催することで、身体拘束についての検証を行う。なお、検証結果を踏まえ、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施し、職員の身体拘束についての周知及び理解を深める。

4 子ども本人の最善の利益を保障する児童発達支援の提供

利用児に対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助することを目的として、利用児のニーズに応じて、「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」及び「地域支援」を総合的に提供する。

また、利用児の個々のニーズにあった質の高い支援の提供が必要であり、そのためには、利用児それぞれに個別支援計画を作成し、これに基づき、標準的な支援を提供する。

なお、適切な支援を提供するために、適時のモニタリングにより、必要な支援の検討・改善を行い、支援の結果を記録・評価し、次の支援に活かす。

1) 発達支援

- ① 利用児が、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、また、家庭や地域社会での生活に活かされるよう、利用児の発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域についての本人支援を行う。
- ② 地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の考え方に立ち、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、利用児に対する移行支援を行うことで、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図る。
- ③ 専門職である作業療法士を配置し日々の活動において、それぞれの課題や必要性に応じモニタリングを行う中で専門的支援計画書を作成し、具体的な課題を見極め取り組む。特に栽培活動や工作等の「作業療法」を中心とした支援を計画立てて進める。
- ④ 利用児の発達の状況や家族の意向をアセスメントし、地域において保育・教育等を受けられるように保育所等への支援を行う後方支援に努める。

2) 家族支援

- ① 家族支援として自宅に訪問し本人及び家族・兄弟児の状況相談を受ける中で児童発達支援に生かし取り組むとともに必要な支援を行う。
- ② ペアレント・トレーニング講座を計画実施する中で家族との信頼関係の構築に取り組む。
- ③ 保護者教室、講演会、育児相談会の実施や保護者交流の場の提供し、利用児に関する理解と療育の支援についての家族の理解を深めることで、家族が安心して子育てを行うことができるよう、様々な家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等を行う。

3) 関係機関との連携

利用児の発達支援は、利用児本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、情報を共有することにより、利用児に対する理解を深める。

また、日頃から姫路市障害福祉課、母子保健や子ども・子育て支援、保健所、医療機関、発達障害者支援センター、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校（幼稚部及び小学部）、児童委員や主任児童委員等の関係機関と連携を図り、児童発達支援が必要な子どもと保護者が、円滑に児童発達支援の利用に繋げ、その後も、子どもの支援が保育所や学校等に適切に移行され、適切な支援を引継がせる。

4) 地域支援

利用児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等の子育て支援機関等の関係機関との連携を進め、地域の子育て環境や支援体制の構築を図る。

利用児の健やかな育成のため、利用児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

5 利用児や保護者が安心して支援を受け続けられるようにするための衛生管理及び安全対策

1) 衛生・健康管理

感染症の予防や健康維持のために、職員に対し常に清潔を心がけさせ、手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底する。

感染症、又は食中毒が発生した場合の対応や、排泄物、又は嘔吐物等に関する処理方法についての対応マニュアルを策定し、職員に周知徹底を図る。

利用児の健康状態の把握及び感染症発生の早期発見のために、利用児の来所時の健康チェック及び保護者との情報共有の体制を構築する。

2) 非常災害・防犯対策

非常災害の発生に備え、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にし、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うことで、非常災害時の対応について職員や保護者に周知する。

職員が障害種別や障害の特性ごとの災害時対応について理解できるよう、個別支援計画に災害時の対応について記載する。

外部からの不審者の侵入を含め、利用児が犯罪に巻き込まれないよう、地域の関係機関・団体等と連携しての見守り活動、利用児自身が自らの安全を確保できるような学習支援など、防犯に係る安全確保への取組を行う

3) 緊急時対応

利用児等の事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療機関及び主治医に連絡を行う等、緊急時における対応方法について職員間で共有する。

4) 安全確保

毎月、安全点検を実施し、事業所や備品・遊具・玩具等の安全性には常に留意し、不慮の事故を防ぐ。なお、衝動的に建物から出てしまう利用児等もいるため、利用児の特性を理解した上で、必要な安全の確保を行う。

また、発生した事故事例や、事故につながりそうな事例の情報を収集し、ヒヤリハット事例集を作成し、職員間で共有する。

5) BCP（業務継続計画）に基づいた、非常時においても可能な限り継続的な事業推進

BCP（業務継続計画）に基づいた訓練の実施及び策定された BCP（業務継続計画）を全職員で理解する勉強会や訓練を定期的に行い、非常時に活用できるようになる。また、内容の見直しも迅速行う。

6 人材育成の積極的展開

1) 法人基本理念の周知徹底

職員に対し、計画的・継続的に基本理念の周知徹底を図ることで、事業運営が法人理念に基づき、事業が展開、実現することの必要性を認識させる。利用児及び保護者に対して理念に添った発達支援ができているかを随時検証し、業務における意識、価値観や優先順位を常に基本理念を基準に判断することで、職員間の意識の統一、意欲向上に繋げる。

2) 新任職員指導

チューター制を効果的に活用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく業務が習得できるように取組む。また、新任職員とチューターとの関係性、指導状況を随時把握し、相互に良好な関係のもと成長できるよう、施設長はじめ幹部職員が随時確認し必要に応じて積極的にバックアップを行う。

3) 施設内研修

施設内研修については、各委員会や専門職と連携を図りながら年間を通じた研修計画を立て、子どもの権利擁護、障害児の権利侵害防止を中心に学び、職員が一貫性、継続性のある支援を行うことで、児童発達支援の統一とチーム力の向上を図ることを目的に実施する。

4) 施設外研修

経験年数や個別の課題に応じた施設外の研修にも積極的に参加し、専門知識、技術の向上を図る。なお、定期的に研修報告会を行い、知識の共有や支援の向上に努める。また、研修や勉強会後にアンケート調査を行い、職員への定着度を測ることで研修内容が確実に自施設へのサービスに反映できるように取組む。

5) 職員実地指導（OJT）機能の充実

全職員が対人援助業務において根拠に基づいた支援を行うために、OJT が適切に行われる仕組みを構築し、管理職による現場における実地指導（OJT）を徹底する。

6) 人事考課制度の効果的運用

法人基本理念を柱に、職員一人一人の課題に即した目標設定をすることで業務の自己評価及び評価者との面接により、自己分析、目的意識の明確化を図り意欲的に目標達成できるための手段・方法を支援する。

7) 委員会活動

従事職員一人一人が事業参画し、事業運営の分担を行い、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことによって、業務の改善及び支援内容へ反映させ、施設の活性化を図るため委員会活動を設ける。

8) 職場環境の充実

職員が見通し持てる勤務を組み業務の効率化を図ることで、職場環境の充実を図る。また、職員が安心して意見を言える場を作り改善を図っていくことで職員が安心して勤務できる体制づくりを行う。

7 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

利用児等からの相談・苦情に対して施設内に苦情受付窓口担当者を配置し、苦情解決責任者・苦情解決部会・第三者委員を通じて原因の究明と改善対策の検討を迅速に行うとともに、苦情解決部会が中心となって再発防止に努め、支援の改善と全職員への周知徹底を図る。

8 安定した事業運営への取組み

安定した事業運営を継続させるためにも予算で設定された収入の確保が必要なことから、稼働率のアップ及びサービスの質が高く効率的な児童発達支援の提供体制を整備し、適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。

年間稼働率 85.0%（8.5 名／日）の達成に向け取組む。また、月曜日から同曜日までの 100%稼働に必要な登録利用児の確保を積極的に推進する。

9 地域に開かれた事業運営

地域住民の事業所に対する理解の増進や地域の子どもとしての温かい見守り、地域住民との交流活動の円滑な実施及び行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図る。

また、実習生やボランティアの受入れを積極的に行い、サービス水準・内容の点検及び実習生等の客観的な意見を大切にし、運営のあり方を常に見直すことで、外部からの視線を常に意識し、社会に開かれた事業運営を目指す